



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
〔主要国農業政策・
貿易政策〕
研究資料 第5号

令和2年度カントリーレポート

EU（農産物貿易政策等，持続
可能性確保と経済復興・成長
に向けた取組，フランス），
英国，ロシア

令和3年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成25（2013）年度からは、研究の枠組みが3年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。プロジェクト研究は、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度までを一期目、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までを二期目とし、令和元（2019）年度から三期目を実施している。

これまで当研究所では、農業政策立案の観点から重要となる国・地域を対象とした農業情勢と関連政策の分析と国際食料需給の分析を実施してきた。三期目の「主要国の農業政策・貿易政策の変化及びそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」においても、これまでに蓄積された知見を活用しながら、世界の主要国・地域の農業情勢及び関連政策の調査研究を行っている。そして、国・地域別の知見と定量的な食料需給予測の連携を深め、よりの確な需給見通しの策定に努めている。さらに、多くの国々が共通した課題に直面するようになっている現状を踏まえ、各国・地域単独での分析に加えて、関連した複数国を横断する課題を設定し、各国の政策や関連状況を比較・分析している。

本レポートは、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではない。農林水産政策研究所では今後も海外農業情報の収集・分析を充実させる方針であり、広範の読者の方より、御指導・御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成19年～令和2年度カントリーレポート

（平成19年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第1号 中国、韓国
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第2号 ASEAN、ベトナム
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第3号 インド、サブサハラ・アフリカ
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第4号 オーストラリア、アルゼンチン、EU 油糧種子
政策の展開

（平成20年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第5号 中国、ベトナム
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第6号 オーストラリア、アルゼンチン
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第7号 米国、EU
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第8号 韓国、インドネシア

（平成21年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第9号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第10号 中国、インド

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア, ニュージーランド, アルゼンチン

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU, 米国, ブラジル

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国, タイ, ベトナム

(平成 22 年度所内プロジェクトカントリーレポート)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 1 号 アルゼンチン, インド

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 2 号 中国, タイ

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 3 号 EU, 米国

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 4 号 韓国, ベトナム

(平成 23 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, 韓国(その 1)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 タイ, ベトナム

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策
(チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 EU, 韓国, 中国, ブラジル, オーストラリア

(平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, タイ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 ロシア, インド

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 カナダ, フランス, ブラジル, アフリカ,
韓国, 欧米国内食料援助

(平成 25 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 1 号 中国, タイ, インド, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 2 号 EU, ブラジル, メキシコ, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 3 号 アメリカ, 韓国, ベトナム, アフリカ

(平成 26 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 4 号 タイ, オーストラリア, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 5 号 米国, WTO, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 6 号 EU (フランス, デンマーク)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 7 号 インド, アルゼンチン, ベトナム, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 8 号 米国農業法, ブラジル, 韓国, 欧州酪農

(平成 27 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 9 号 総括編, 食料需給分析編

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 10 号 EU (CAP 改革, フランス, スウェーデン, デンマーク, フィンランド, 酪農)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 11 号 中国, インド, インドネシア, 中南米, アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 12 号 タイ, ベトナム, ミャンマー, オーストラリア, ロシア, ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 13 号 米国, フランス, 韓国, GMO (米国, EU)

(平成 28 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 1 号 総論, 横断的・地域的研究, 需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 2 号 米国 (農業支援政策, SNAP 制度), EU (価格所得政策と CAP 簡素化, 酪農, 農業リスク管理, フランス), 韓国, 台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 3 号 タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 4 号 中国, インド, インドネシア, メキシコ, ケニア

(平成 29 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 5 号 横断的・地域的研究, 需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 6 号 米国 (米国農業法, 農業経営の安定化と農業保険, SNAP-Ed), EU (CAP 農村振興政策, フランス, 英国), 韓国, 台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 7 号 タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア, ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 8 号 中国, インド, インドネシア, メキシコ, アフリカ, フィリピン

(平成 30 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 9 号 横断的・地域的研究, 需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 10 号 米国, カナダ, EU (条件不利地域における農業政策, 共通農業政策 (CAP) の変遷における政治的要因等の検討, ドイツ, フランス, 英国), ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 11 号 中国, 韓国, 台湾, インドネシア, フィリピン, タイ, インド, アフリカ
プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 12 号 メキシコ, ブラジル, アルゼンチン, オーストラリア

(令和元年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 1 号 米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 2 号 中国, 台湾, ベトナム, アフリカ (ケニア)
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 3 号 ブラジル, メキシコ, アルゼンチン, ウルグアイ, オーストラリア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 4 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 2 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 5 号 EU (農産物貿易政策等, 持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組, フランス), 英国, ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 6 号 タイ, ベトナム, インドネシア, 韓国, 中国
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 7 号 ブラジル, アルゼンチン, パラグアイ, オーストラリア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 8 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

プロジェクト研究 「主要国の農業政策・貿易政策の変化及びそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」

令和2年度 カントリーレポート 第5号

EU（農産物貿易政策等，持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組，フランス），英国，ロシア

目 次

第1章 EUの農産物貿易政策等の今後の方向性における政治的要因等の検討 (羽村康弘)

1. はじめに
2. 検討の枠組み
3. 経済的・域内事情の側面 (①)
4. 政治的・域内事情の側面 (②)
5. 経済的・域外事情の側面 (③)
6. 政治的・域外事情の側面 (④)
7. まとめ

第2章 EUにおける持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組—「欧州グリーン・ディール」，「Farm to Fork（農場から食卓まで）戦略」，「欧州生物多様性戦略 2030」— (桑原田智之)

1. 欧州委員会の新体制と「欧州グリーン・ディール」
2. 欧州グリーン・ディール
3. Farm to Fork（農場から食卓まで）戦略
4. 有機農業に係る現状，課題，目標達成に向けた動き
5. 欧州各国における農薬使用・農薬貿易と目標設定
6. その他の各論
7. おわりに

第3章 フランス—EUにおけるフランス有機農業の位置付けと有機市場の現状— (戸川律子)

1. はじめに

2. EU におけるフランス有機農業
3. フランスにおける有機農業の普及
4. 有機市場の拡大
5. おわりに

第4章 英国の「農業法 2020」等に基づく新たな農業政策の展開—農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて—

(桑原田智之)

1. 英国の農業分野を取り巻く通商、労働市場、環境等の諸状況・諸課題
2. EU 離脱後の新たな政策を方向付ける「農業法 2020」の制定
3. イングランドにおける新たな農業政策の展開
4. 直接支払いの変革を通じた農業構造への影響
5. ELM（環境土地管理）政策
6. 農業の更なる繁栄に向けた支援
7. 新たな農業政策体系と英国政府のより広い政策・目標との関係・連携
8. おわりに

第5章 ロシア—コロナ禍と食料安全保障—

(長友謙治)

1. はじめに
2. 2020 年のロシア経済
3. 2020 年のロシアの農業生産・農産物貿易動向
4. ロシアの農業政策・2020 年の動き
5. おわりに

第1章 EUの農産物貿易政策等の今後の方向性における 政治的要因等の検討

羽村 康弘

1. はじめに

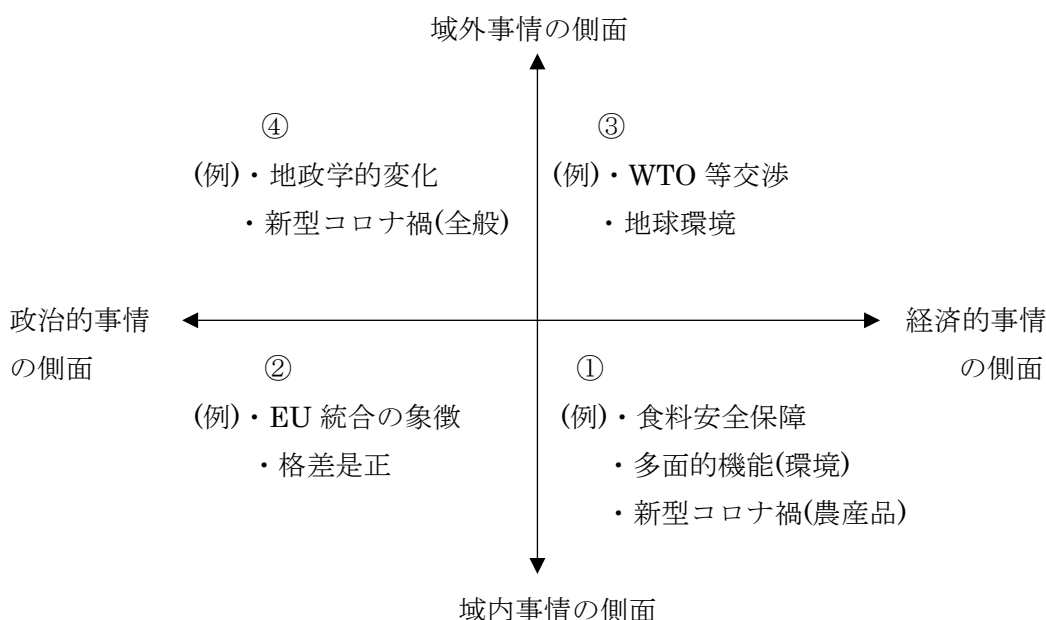
今日ではEUにおいて「多くの農業政策課題は、貿易、環境、公衆衛生、エネルギー及び財政の課題と結びついてきており、共通農業政策（CAP）は狭い分野的な性格（narrow sectoral character）を失ってきている」（Roederer-Rynning, 2015: 196）と言われる。CAPが骨格をなすEUの農産物貿易政策等の今後の動きを考えるに当たっては、CAPが農業分野以外の分野や域外からどのような影響を受けているかを把握することが重要である。このレポートでは、これらの影響について、昨年度に引き続き、国際政治学の視点を踏まえた把握に努めるとともに、今年度においては、特に、米中対立の激化や新型コロナ禍の影響、さらには昨年度積み残しになっていたポピュリズムや格差問題にも言及しつつ検討してみたい。なお、本稿は、2021年1月末までの情報を基に記述している。このレポートにおいてEUと記載している場合は、特にコメントしない限り、EEC（European Economic Community, 欧州経済共同体）、EC（European Community, 欧州共同体）、EU（European Union, 欧州連合）の総称である。

2. 検討の枠組み

農業分野以外の分野や域外からの影響を検討するに際し、検討対象が広範にわたることに鑑み、昨年度のレポートと同様、経済的事情及び政治的事情並びに域内事情及び域外事情という検討軸を置き、これらを組み合わせて、①経済的・域内事情の側面、②政治的・域内事情の側面、③経済的・域外事情の側面、④政治的・域外事情の側面という四つ側面のマトリックスにし、それぞれの側面で今日特に重要だと考える要素（下図参照）について検討した。「経済的事情の側面」では、主として農業経済的課題や農業分野に携わる組織の課題として取り上げられることが多い要素を、「政治的事情の側面」ではEU統合という大きな政治的課題や世界情勢の地政学的変化など、農業経済的課題や農業分野に携わる組織の課題として一緒に取り上げられることが少なかった要素を取り上げている。もとよりCAPが受ける様々な影響は相互に複雑に絡み合っており、各側面を明確に線引きできるものではないが、これらの側面を切り分けて検討することで絡み合った事情を整理し、今後のCAPの方向性を検討する上で有益であると考え⁽¹⁾。

ところで、EU統合の狙いは「繁栄(Prosperity)」、「権力(Power)」、「平和(Peace)」であると言われている⁽²⁾。CAPもEU統合の一環として形成され、改革されてきたのであり、

「繁栄」を経済的事情、「平和」を政治的事情、「権力」を域外から政策変更を求められる圧力と政策を域外へ普及させ一般化したいという志向力の相対的な大きさの差ととらえると、四つの側面のマトリックスに基づく検討は、EU 統合と関連付けて検討するのにも有益であると考ええる。



第1図 EU組織及びCAP形成の背景事情

資料：著者作成。

3. 経済的・域内事情の側面（①）

EUにおいてCAPの予算要求する際の理屈の基本は、日本と同様、食料安全保障と多面的機能である⁽³⁾。この節においては、経済的・域内事情の側面について、まずはこの二つの観点から検討した後に、今年度、農産物の貿易等に大きな影響を及ぼした新型コロナ禍の影響についても検討してみたい。

（1）食料安全保障の観点

食料安全保障の観点については、第二次世界大戦後、CAPによる生産増進政策やEU統合の拡大を通じて、EUは多様な農産物を域内に潤沢に供給することが可能になったばかりか、2010年からは農産物の純輸出地域にまで成長している。EUの文書において食料安全保障に言及されることもあるが、域内の食料安全保障のためというより途上国を含めた世界の食料安全保障に貢献するという文脈で、あるいは既存の政策を説明する文脈で使われており、新規の農業政策を説明する文脈では使われていない（羽村，2020：7）。農産物の純輸出地域であるという点は日本と大きく異なるところで、EUは食料安全保障を主として途上国の問題として解釈しており、EUにとって十分な食料を生産することはもはや

課題ではなくなっているとされる (Cardwell, 2012: 281)。新型コロナ禍等を踏まえて行われた昨年9月のフォンデアライエン欧州委員会委員長の一般教書演説においても、健康・医療関係、環境・気候変動関係、デジタル化関係、世界の政治情勢の地政学的変化への対応関係について言及されているが、農業は欧州デジタル課題 (European Digital Agenda) との関連で一回言及されただけであり、食料安全保障についての言及もない (European Commission, 2020c)。

(2) 多面的機能の観点：環境面を中心に⁽⁴⁾

多面的機能の観点については、特にアジェンダ2000改革以降、CAPと環境政策との関連付け (いわゆる「グリーン化」) が行われるようになり、その後フィシュラー改革 (2003年)、ヘルスチェック改革 (2008年)、チョロス改革 (2013年) と、農村振興等の第二の柱にとどまらず、直接支払い等の第一の柱についてもグリーン化が行われるなど環境色が強くなっていった。2018年初頭に提案された欧州委員会の次期CAP案においては、気候変動及び環境問題に対応し持続可能な農業分野のために重要な役割を果たす「環境構造 (The green architecture)」であるとして (European Commission, 2019)、予算の40%は気候変動及び環境に資する (European Commission, 2018) とし、また、CAPの環境対策との関連付けについて、第一の柱に係るこれまでのクロスコンプライアンスとグリーンングの条件を統合して条件を強化するなど、より結果志向の環境対策に向けて改善しようとしている。

ただ、この次期CAP案についても欧州環境政策研究所 (IEEP: The Institute for European Environmental Policy)、欧州環境省、環境団体、研究者等の環境派や欧州会計検査院からの評価は低かった。この次期CAP案においては、EU段階では基本的な政策の要素 (CAPの目的、介入の種類、基本的な要件) を規定するという最低限にとどめ、この規定に基づき各加盟国が戦略計画 (Strategic Plan) を作成し、欧州委員会に提出して承認を得るという形に変更することが提案されている。環境対策については、結局、どの程度野心的な目標 (具体的には予算の配分との関連付けのある目標) が設定され、その目標の執行状況を欧州委員会がどの程度監視できるかにかかっているが、実際には、加盟国の善意に依存することになるとも言われる (BirdLife et al., 2020)。環境派からは、拘束力のある量的な目標が設定されておらず、環境対策を戦略計画により各国に任せることにより具体的な行動が伴わないおそれがあるとして、環境対策としては弱すぎる案だと批判されていた。

その後、2019年春の欧州議会選挙における環境派議員の大躍進を受け、環境対策における農業分野の扱いにも関心が集まった。しかしながら、同年末に発表された欧州グリーンディール (European Green Deal) においては、環境対策については欧州委員会が定める枠組みに基づき各国が作成する戦略計画に委ねることになっており、当初の次期CAP案の枠組みが維持されることとなった。

環境派からの評判が良くなかった欧州委員会のこの次期CAP案であるが、その後の農

業担当大臣会合や欧州議会農業委員会での検討を経て、更に目標の数が削減され、レベルも下げられ、また欧州委員会の監視対象が削減されるなどの修正が行われた。この修正に関して「各国の農業大臣は、各国の説明責任及びパフォーマンス監視メカニズムを徹底的に弱め、CAPのグリーン化によるコンディショナリティをほとんど意味のないほどに薄め・・・環境面のパフォーマンスにおいて次期CAPが現行のCAPより悪くなる可能性は非常に高い」とまで評されている（Matthews, 2020a）。元々CAPは、欧州議会では農業委員会において議論されてきたところであるが、2018年夏より環境委員会が関連委員会に位置付けられ環境委員会の権限が拡大されたことを受け、一時農業委員会と環境委員会は合同で議論を行ってきた。しかしながら、昨年6月になって、環境委員会のメンバーは、農業委員会のメンバーが環境の野心を薄めることを懸念するとして農業委員会と一緒に議論することを止めて袂（たもと）を分かった（Euractiv, 2020e）。

次期CAP案の欧州議会での議論については、最終的には、欧州議会本会議で過半数を占める三大会派（欧州人民党（EPP: European People's Party）、社会民主進歩同盟（S&D: Progressive Alliance of Socialists and Democrats）、欧州刷新（Renew Europe））が、環境派が批判する欧州委員会の次期CAP案を更に薄めたCAP改革の修正案に合意した（Euractiv, 2020f）。この合意に際しては、農業政策の担当副委員長でもある欧州グリーンディールの取りまとめ担当のティーマーマンス執行副委員長が、欧州議会での議論で欧州委員会の次期CAP案を薄められることに非常に失望しており、この欠陥が修正されない場合は欧州委員会の次期CAP案を撤回すると発言し（Euractiv, 2020j）、これに対し欧州議会の最大会派であるEPPが強く反発するなど（European Parliament, EPP AGRI Coordinator, et al., 2020）⁵⁾、農業派と環境派の対立は根深いものがある。なお、フォンデアライエン委員長は次期CAPを撤回することは考えていないとしたが、欧州議会及び閣僚会議が次期CAPの環境面での野心に協力する必要があるとしている（Euractiv, 2020i）。2019年の欧州議会選挙において環境派の躍進が著しいなど環境への意識が非常に高まっている中でこの対立は、一般市民の関心を集めればCAPの環境的側面に対する反発を呼び起こすのではないかと懸念される。

ところで、農業派の主張は、CAPのグリーン化の進展は、単位面積当たりの生産量を減らすなど域内農家の競争力及び農家収入を脅かし、ひいては域内の食料安全保障を脅かすというものである（Euractiv, 2020a）。これに対し、EUの環境担当委員からは、EUの食料安全保障は自然保護に反対する言い訳にならないとし、また、EUが自らに食料を提供できないというリスクはなく、EUは世界における最大の輸出者であるとの発言も見られる（Euractiv, 2020c）。これら農業派と環境派の議論の対立の中で、これまでCAPの予算要求をする際の理屈として両立してきた食料安全保障の観点と多面的機能のうち環境の観点が、お互いに対立する概念として認識されるようになってきたのは興味深い。

2021年1月末現在、法案提出権を有し法律を執行する欧州委員会、立法権を共有する欧州議会及び欧州閣僚会議による三者協議（Trilogue）が行われているところであるが、次期CAPについての最終的な決着がどのようなになるのか、実際の執行において、この枠

組みがどの程度厳しく執行されるのか、欧州委員会の各国への勧告等、承認等のプロセスがどのように進められていくのか、農業派と環境派との綱引きも含めて今後の動きをフォローする必要があると考えている。

なお、本項においては多面的機能の側面として環境の側面だけを取り上げたが、一般的に多面的機能には、農業分野に係るものに限っても環境の側面以外に農村社会の維持・地域社会の振興などその他の側面（コミュニティの側面）がある。これらその他の側面については、農産物貿易政策との関連性は比較的小さいと思われるものの、来年度以降の課題としたい。

（３）新型コロナ禍対応

１）流通面⁽⁶⁾

新型コロナ禍に際しては、農林水産物についても世界各国で輸出規制の導入が見られたところである。EU においても、ルーマニアが昨年 4 月上旬輸出規制を導入した。しかしながら、この輸出規制は、基本的に EU 域外への輸出に限られており、この域外への規制についても欧州委員会からその理由がないと指摘されるとルーマニアはすぐに撤廃した。食料供給については、EU 域内におけるリスクは輸送及びロジスティクスにあり、CAP の直接的な政策課題ではなかった (Matthews, 2020b)。域内での物流が滞りなく行われるようになると、本節 1 項で述べたとおり食料安全保障について大きな問題のない EU にとっては、食料の安定供給は大きな課題ではなくなった。その後の動きを見てみると、世界的に農産物在庫が比較的潤沢であったこともあろうが、2020 年の秋段階で、欧州委員会は、新型コロナ禍の農業食品分野への影響は限定的で、農業食品分野は、他分野に比べて新型コロナ禍からの影響は限られているとし、農業食品分野は新型コロナ禍の混乱に際して目を見張る回復力 (resilience) を示したと評価し (European Commission, 2020h)、その後も状況は変わっていないようである (Matthews, 2021)。

医薬品・医療機器に目を向けると、EU の主要国であるフランスとドイツが域内向けを含めて輸出規制を導入するなど、単一市場を標榜（ひょうぼう）する EUとは思えないような混乱が一時的にせよ生じたところである。危機対応に際して国家主権が前面に出るのはある意味で当然であるとも言えるし (遠藤, 2020)、EU を規定する基本法である欧州連合基本条約においても安全保障を理由とした輸出規制は認められている（ただし他の FTA 等と比較してはるかに厳格な手続規定が設けられている）。しかしながら、単一市場が機能しないという EU 統合の根幹に係る問題であったことから、欧州委員会からの欧州司法裁判所 (ECJ) への提訴など法的措置をも念頭に置いた働きかけなどにより、早期に撤廃された (Financial Times, 2020b)。フォンデアライエン委員長は、混乱が生じたことについて異例の謝罪を行いつつも、秋の欧州議会で、医薬品・医療機器について輸出規制を導入した国もあったが我々はそれを止めさせたとした (European Commission, 2020c)。

なお、新型コロナ禍に際しては、ヴォイチェホフスキ農業委員が新型コロナ禍は食料の

より短いサプライチェーンが必要であることを示していると発言し、また、欧州議会の環境派が新型コロナ禍はEUの食料安全保障のもろさを示しており、より有機的でアグロエコロジー（agroecology）を実践するような小さなサプライチェーンに変えていく必要があると主張するなど（Greens/EFA in the European Parliament, 2021）、サプライチェーンの短縮化を志向する発言もみられた。しかしながら、域外との関係の見直しはともかく（15頁参照）、域内の流通に関しては、単一市場の維持が欧州統合の基盤であるという政治的重要性に鑑み、主流の考え方にならないと考える。

2）新型コロナ復興基金

新型コロナ禍からEUの経済の立て直しを図るため、新型コロナ復興基金（次世代EU（Next Generation EU））が設けられたところである。この基金は、返済不要の補助金3,900億ユーロと返済が必要な融資3,600億ユーロで構成される合計7,500億ユーロという規模で、CAP予算を含む次期中長期予算の上限が1兆740億ユーロであることに比較しても巨額であることが分かる。なお、加盟国からの拠出ではなくEUとして債券市場から調達した独自財源により賄うという点でも画期的なものである。

この基金の目的としては、①EUの経済、社会及び領土的な結束を促進する、②経済及び社会のレジリエンスを強化する、③危機の社会及び経済的な影響を緩和する、④環境及びデジタル移行を補助する、という四つが挙げられている（European Commission, 2020b; 2020d）。ただし、基金の名称が「次世代EU（Next Generation EU）」と称されているように、新型コロナ禍による打撃からの景気回復のみならず、「環境」や「デジタル化」など将来性のある分野への投資により、次世代に向けた持続可能な経済への転換を目指しているのが特徴とされる（EU MAG, 2020）。

CAP予算に対しても農村振興政策に係る第2の柱に75億ユーロが上乗せされている（上乗せ額は、欧州委員会の当初案では150億ユーロであったが、昨年7月下旬の加盟国首脳会議で半分に削減された）。新型コロナ復興基金執行に際して加盟国が作成することを求められている復興回復計画についての欧州委員会の指針（European Commission, 2020d）においては、農業分野に係る環境対策の例示として

- ・農業へのアグロエコロジカルな取組（agro-ecological approaches）を刺激したり、生産者に環境の付加価値をより高めた加工に導くような投資を促進したりすることによって、農業分野がサプライチェーンにおいてより回復力のある（resilient）ものになるようにするもの
- ・農場から食卓へ戦略（Farm to Fork Strategy）に定められた目標に沿った持続可能な食料の生産及び消費への投資

が挙げられており、また、「加盟国は、施策が、廃棄物、水、汚染管理、持続可能な移動、生物多様性の保護・回復、海洋・水資源、持続可能な食料システムへの移行の補助といった目標に合致することをどのように援助するのか説明する必要がある」としている。

しかしながら、この上乗せ予算についても、環境派の評判は良くなく、予算の多くは環

境対策に支給されることが期待できないと批判されている (Euractiv, 2020b)。

4. 政治的・域内事情の側面 (②)

EU は単なる経済的な関税同盟や単一市場などではなく、政治的なプロジェクトである^⑦。EU の政策の一部である CAP 及び CAP が骨格をなす農産物貿易政策も当然政治的な影響を大きく受ける。本節においては、政治的・域内事情の側面として、主として、CAP の EU 統合の象徴としての役割及び格差是正の役割について検討してみたい。

(1) 象徴としての役割

CAP については、その導入に当たっては、欧州内の農業上の課題等の経済上の課題を解決するために CAP という手段が採用されたというよりは、EU 統合という大きな政治的課題が先にあって、それを実現するために CAP という政策も一つの重要な手段として援用されたと考えられる (羽村, 2019 : 8)。初期の EU の実態は農業統合であったと言っても過言ではない状態であり (益田・山本, 2019 : 144), CAP は EU 統合の象徴として非常に重要であった。

かつて EU 統合の象徴であった CAP であるが、その後、サービス分野、環境分野、知的財産分野、通貨分野で統合が進み、更に外交代表が設置され、軍事面でも EU の存在感が高まるにつれ^⑧, EU 統合の象徴としての CAP の役割は低下していった。新型コロナ復興基金においては巨額の EU 独自財源を形成するなど財政面での機能強化も見られ、もはや EU 統合の象徴として CAP に頼る必要はなくなっている。

このような EU 政策における CAP の比重の低下を受けて、その予算額についても、かつては EU 予算の 7 割以上を占めていたが、近年では 3 割を切るか切らないかが議論されるようになってきている。

(2) 格差是正の役割

1) EU の基本理念とポピュリズム

EU は人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、人権を尊重するという基本理念の下に構築された政治制度である^⑨。フランスの欧州担当大臣は、法の支配は EU にとって「存在に係る課題 (existential issue)」であるとする (Financial Times, 2020n)。この基本理念が守られない場合には、経済的にも、例えば法の支配の理念に基づく司法の独立が守られないとの懸念がある状況では、取引上問題が生じて司法に訴えても当該問題が生じた国の司法では公平な裁判が行われらないのではないかと懸念が生じ、結果的に域内にまたがった経済活動を妨げ、ひいては単一市場が機能しなくなるおそれがある。

しかしながら、近年 EU 域内で、これらの基本理念が後退しているのではないかと懸念されるポピュリズムの動きがみられる。ドイツやフランスにおいてもその動きはみられる

が、政権を左右するような動きは、農業の国内産業における比重が比較的高い東部や南部の加盟国にみられる。ハンガリーにおいては、2008年の金融危機後の2010年、IMFの支援下で厳しい財政緊縮路線を敷いた中道左派政権に不満が集まり、右派のオルバン氏が政権を奪ったとされる。また、ポーランドにおいては、冷戦後、性急な改革は格差を広げ、恩恵にあずかれなかった農村部にポピュリズムの種をまいたほか、2009年以降の欧州債務危機のさなかに進めた年金改革への反発が右派ポピュリズム政権を生んだとされる。さらに、2015年の難民危機は2018年にはイタリアにポピュリズム政権をもたらしたとされる（日本経済新聞、2020a）。特にハンガリー及びポーランドにおいては、行政の司法への介入が問題とされている。

ポピュリズムについては、これまでのところ明確な（決定的な）定義があるわけではない。Oxford Dictionary of Englishによると、普通の人々の利害への支援（support for the concerns of ordinary people）とされている。庄司（2018）では、「特権のエリートに対抗して一般大衆の利益、文化的特性及び自然な感情を強調する政治運動。正当化のために、ポピュリストはしばしば、チェック・アンド・バランスや少数派の権利に余り配慮することなく、直接に、すなわち大衆集会、国民（住民）投票や、大衆民主主義の他の形を通じて、多数派の意思に訴える」との定義が使われている。

そもそも民主主義国家においては、普通の人々の利害を、選挙を通じて政治に反映させようとしており、民主主義国家は本質的にポピュリズム的であるとも言える。むしろ、これまでEUにおいては、選挙によって選ばれたわけではない現場を知らないEU官僚によって政策が取り仕切られているとの批判があった（いわゆる「民主主義の赤字（democratic deficit）」論）。欧州議会の権限が拡大されてきた背景にもこういった批判に応えるべきという要請があった。

一方で、EUの基本理念には、民主主義だけでなく、人間の尊厳、自由、法の支配、人権の尊重も挙げられており、単純に多数意見が反映されるだけでなく、少数者の意見も考慮されることが求められている。また、現代の民主主義は、主権を持つ人々の中にはいろいろな人がいることに気づいて、その「違い」を守る仕組みを含めて民主主義と考えるものであり、民主主義思想の歴史的な発展を踏まえるとポピュリズムは民主主義とは違うものと考えられるべきとも言われる（森、2014；森、2017）。この考え方からすると、司法への介入などにより少数者の意見を反映しがたくするポピュリズムは、EUの人間の尊厳、自由、法の支配、人権の尊重という基本理念のみならず民主主義の理念にも合致しないことになる。

2）CAPの所得再配分機能

人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、人権を尊重するという基本理念の下に構築されたEUであるが、不平等の拡大は、EUの政治制度への反発を生み、ひいては自由や民主主義が毀損されるおそれが生じる（Financial Times, 2020s）。自由民主主義制度を守るためには、機会の平等だけでなく、結果の平等にも一定の配慮が欠かせない（日本

経済新聞, 2020c)。新型コロナ禍では特に EU 南部の加盟国が疲弊して北部の加盟国との経済格差が拡大し、南部の加盟国への経済支援等で統合を深めなければ、EU 不信が強まって解体に向かいかねないと言われ⁽¹⁰⁾、EU の将来は人々の感情をいかに制御してポピュリズムの動きを抑えることができるかにかかっているとも言われている（遠藤（2020）参照）。

結果の平等を保つためには所得再配分（Redistribution）が重要である⁽¹¹⁾。欧州連合の機能に関する条約（Treaty on the functioning of the European Union）第 39 条において、CAP の目的の一つとして、農家の収入を増やすことにより適正な生活水準を維持することが挙げられているように、CAP にも所得再配分の機能が期待されていることから⁽¹²⁾、ポピュリズム対応での CAP の意義について検討しておくことも重要であると考ええる。

ところで、ポピュリズムの懸念が大きい東部や南部の加盟国との連帯を維持するために導入された新型コロナ禍復興基金であるが、その配分については、根本的な目的である EU の理念をどのように確保していくかということが課題となった。法の支配の遵守を基金の配分条件にするフィンランド、オランダ、スウェーデン、デンマークの動きに対しポーランド及びハンガリーが反発し、一時は両国を除いた新型コロナ禍復興基金を立てる案が検討されるなど混乱が生じた。最終的には 法の支配の条件についての解釈宣言を出して決着したところであるが、法の支配といった EU の基本理念を維持するために必要な結果の平等のためにまず新型コロナ復興基金を先に提供すべきなのか、それとも、EU の基本理念である法の支配が守られていないのに新型コロナ復興基金を配分すると現状を追認することになるのか、判断が難しい問題である。

3) ポピュリズムと CAP

第 1 項において、ポピュリズムを EU の基本理念に照らし合わせて検討したところであるが、このポピュリズムの特徴を踏まえて、その CAP や EU の農産物貿易政策に与える影響を考えてみたい。

「EU に（は）テクノクラシー（専門家支配）とデモクラシーとの間に今なお横たわる緊張関係（がある）（遠藤，2013：29）」とされる。農業分野においては特に、農業政策の専門技術的性格や、CAP 財源が関税収入などの農業部門にかかる独自財源の割合が大きかったこともあり、加盟国の農業担当閣僚、欧州委員会農業総局、農業団体等の濃密な連携により「閉じられた政策形成」が行われ、消費者、環境団体や食品団体の利害は余り政策に反映されてこなかったとされる（（Roederer-Rynning, 2015: 204）。しかしながら最近、冒頭で述べたように、農業分野も「（他の分野に）開かれたものになった」のであり、これにより消費者、環境団体や食品団体の影響を受けやすくなっている。この変化は、それをポピュリズム的と呼ぶかどうかは別として、EU 社会全体においては民主主義の赤字が改善される方向に動いていると評価されるのではなかろうか⁽¹³⁾。

一方で、少数者の意見を反映する仕組みを含めて民主主義とする観点からはどうなるであろうか。農家の数は減り続けており（European Union, 2018: 11）、現農業委員のヴォ

イチェホフスキ氏も、欧州議会での承認手続の際に農家数の減少に強い危機感を表明している（European Parliament, 2019）。EU政策全体でみると農家や農業関係者及びかつての「閉じられた政策形成」の構成者である加盟国の農業担当閣僚、EUの農業総局、農業団体等の意見はもはや少数者の意見の代表と言えるだろう⁽¹⁴⁾。しかしながら、農業は他産業に比べ自然条件の制約を受けるなど異なる特徴を有しており、この特徴は、現在における「普通の人々」や「一般大衆」には理解されにくいところがある。今後とも、農業の特徴について、農家や農業の現場に造詣の深い専門家が持つ意見も適切に政策に反映されていくことが望ましい。現代の民主主義には社会の多様性を認識し少数者の立場を尊重するという特徴が備わっているとすると、ポピュリズム的に、多数の意見が政策に反映されればそれでよしとするのではなく、農業関係者の少数意見も適切に政策に反映されることがEUの基本理念に合致するということになるだろう。

ポピュリズムについては、欧州においては、福祉国家と再分配の政策を柱とする左派のポピュリズムと、規制撤廃と減税などの政策を柱とする右派のポピュリズムが存在するとされる（庄司, 2020）。近年においては、独仏や北欧、EU東部の国においては右派のポピュリズムの伸展が、スペイン、イタリア、ギリシャなど西南部の国においては左派のポピュリズムの伸展がみられる（Timbro, 2019）。

左派のポピュリズムに関しては、財政規律を強調して農業予算を削減する方向とは逆方向であることから、農業分野にとっては、（少なくとも現状維持が農業分野にとって有益との観点からは）大きな問題は少ないのではなかろうか。

一方で、規制撤廃や減税を主張する傾向のある右派のポピュリズムについては、ポーランドやハンガリーなどEU東部の国はCAP予算の裨益（ひえき）国であり、農業保護に反対することはないと思われるものの、CAP予算の供出国であり、かつ雇用に占める農業の割合が少ない北西部の国々においては、農業分野の規制や農業分野への予算配分について問題視する、あるいは少なくとも予算削減に反対しない可能性があるのではないか。

ちなみに、北西部の諸国では既存政党にとって代わる勢力として、環境派がポピュリストより有力になっているとされている（Financial Times, 2020l）。このように環境派の比重が大きくなっている状況において、農業派の専門家と環境派の専門家が対立している状況（3～4頁参照）は農業分野にとって決して望ましい状況ではないと言えよう。

以上、右派のポピュリズムに関しては、農業保護の現状維持に対しては逆風になりこそすれ追い風になるとは考えにくい。

なお、貿易政策に関しては、「EUレベルでは自由貿易、開放市場、物・人・サービス・資本の自由移動、競争などの成長と効率性にもっぱら焦点が当てられる」のに対して、ポピュリズムは「国境と市場を閉ざすことをめざす」とも言われる（庄司, 2018）。しかしながら、「EUという仕組みは、物・人・サービス・資本の自由移動を意味する単一市場の構築までは機能し・・・それを越えて数多くの政策分野で共通ルールが各国法に優先するようになると、次第に反EU感情が高まり、とくに2015年難民危機で頂点に達した」のであって（庄司, 2020）、農産品の単一市場や貿易自由化への反発が近年のポピュリズムの

興隆を招いたわけではない。したがって、ポピュリズムの動きが農産物について保護貿易政策に向かうことはないのではなかろうか。

5. 経済的・域外事情の側面 (③)

(1) リベラルな WTO 等の貿易制度

第二次世界大戦後、EU は CAP の効果もあって農産物輸入国から輸出国に転化し他の農産物輸出国との間で軋轢（あつれき）を生じたが、これがガット・ウルグアイラウンド交渉で厳しい交渉が行われる大きな原因の一つであった。しかし、EU はガット・ウルグアイラウンド以降、立て続けに改革を実施してきており（価格支持から直接支払いへの移行、さらには直接支払いの生産とのデカップリング等）、かつてのように輸入農産物に可変課徴金を課したり域内農産物に事実上の輸出補助金を付けたりして輸出することにより世界の農産物市場を大きく歪曲（わいきょく）するという事はなくなっている。

もとより、第二次世界大戦後の GATT/WTO による貿易自由化は、貿易制限の全くないレッセ・フェール的な自由貿易を目指すものではなく、各国内の福祉政策と共存するような形で整えられ、国内経済の安定のため雇用などを目的とした国家の介入を認めるという「埋め込まれた自由主義」の考え方に沿った形で進められている（飯田, 2007:103; Ruggie, 1983）。農産物貿易市場は、現在、貿易制限の全くない自由貿易市場には程遠いとは言えるものの、他の分野と比較して大きく遅れている状態ではない。

WTO がルール形成の機能においても紛争解決の機能においても弱体化していることもあり、EU がこの輸入自由化の面で非常に大きな圧力を受けるということにはなくなった。したがって、EU が、経済的・域外事情の側面からは、当面、(FTA での他分野とのリンケージ交渉による譲歩を除き) 更なる農産物の輸入自由化に向けて大きく踏み出すとは考えにくい。

一方で、輸出面については、最近の新型コロナ禍においても世界各国で農産物についても輸出規制が導入された。これら各国の動きに対して、EU を含め WTO 加盟国の有志国等による輸出規制を自制する等の宣言が幾つか発出されたほか、WTO 農業委員会においても次期閣僚会合に向けての成果の一つとして輸出規制が比較的熱心に議論されるようになってきている。そもそも輸出規制については、WTO 協定において輸入規制と輸出規制のアンバランスがあり、WTO 農業交渉においても農産物輸入国を中心に各種改善提案が行われたが、ウルグアイラウンドより後はほとんど議論の進展がみられなかったところである。EU は、既に農産物の純輸出地域になったが、圧倒的な輸出国というわけではなく、また油糧種子など域外依存している産品もある。このような状況下で、EU は、農産物等に係る輸出規制については、各国・地域との FTA において改善を図ろうとしているようである。特に、将来 EU に加盟することが期待される国や地中海諸国等との FTA において、WTO 協定上認められた農産物の輸出規制につき WTO 農業協定による手続規定より厳格な手続規定を置くなど、前進させている。

（２）環境の側面

3. の経済的・域内事情の側面において、農業派と環境派の対立の根深さについて述べたところであるが、こと域外事情への対応に際しては、域外国においても環境対策が十分採られているかどうか把握すべきであると考える点で、両派は同じ方向を向いている。環境派からすると、域内の農業政策ですら問題があるのであり、まして域外においてをや、というところではなかろうか。

環境の側面では、域外事情について環境の問題が典型的に現れている EU メルコスール FTA について代表例として取り上げてみたい。EU メルコスール FTA は一昨年締結されたが、環境面での取組が不十分ではないかとの指摘が相次いでいる。この FTA においては農産物について牛肉、エタノール、鶏肉、砂糖等の関税割当で譲歩を行ったが、これがメルコスール諸国の森林伐採や化学肥料多用を助長するのではないかとの懸念が提起されている。これに対し FTA 交渉に当たった欧州委員会は、この FTA には持続可能な発展の章が設けられており、また、新たに FTA が順守されるための体制強化のため首席貿易執行管理官（Chief Trade Enforcement Officer）を設置しており、これにより環境規範を守らないような方法で生産された農産物の EU への輸入を防ぐことができるとしている。しかしながら EU 域内各国からの批判は絶えず、特に、メルコスール諸国において環境規範が遵守されているかどうかの監視や、違反している場合の制裁を含めた環境規範の執行方法についての規定が不十分であると批判されている（Euractiv, 2020d）。環境に対する意識の高い北欧諸国のみならず、EU 内において自由貿易派とされるオランダの世論も EU メルコスール FTA 懐疑主義に傾き（Financial Times, 2020g）、更にフランスやドイツも批准に慎重姿勢を示し、このままでは批准は困難ではないかとも言われる（日本経済新聞, 2020b）。欧州委員会は、証明スキームなど違法伐採を防止するために具体的にどういった措置を採りうるのか検討しているようであるが（European Commission, 2020e）、そもそも EU の主権が及ばないメルコスール諸国における環境規範の執行状況の監視には根本的に大きな困難が伴う。

このような域外の国の遵守監視等の問題を回避し、EU 自身が執行できる方法の一つとして、環境対策が十分でない国に対し輸入関税を引き上げる国境炭素税（Carbon border tax）がある。しかしながら、農業分野に国境炭素税を導入することについては、

- ・ WTO 規定との整合性を確保する必要性があること、
- ・ WTO 規定との整合性を確保する方法の一つとして、域内での炭素排出削減のための排出取引制度（emissions trading scheme）の対象に組み込むことがあるが、当該制度の対象から農業が除外されているなど EU 域内の農業においても炭素削減の取組が遅れていること、
- ・ そもそも、一国以上のサプライチェーンを経た製品について正確に排出取引制度を執行するためにはどの段階でどの程度の価値が付加されたか正確に割り出す必要があるがそれが困難なこと

など、様々な技術的困難が伴うとされている（Financial Times, 2020k）。

EU を含めた国境炭素税対応の今後の動きについては、米国がどのように動くかが重要になってくると思われるが (Financial Times, 2021e), 米国のバイデン大統領は、その選挙公約において、貿易政策として、対象に農産物が含まれるかどうかは明示されていないものの炭素調整金 (carbon adjustment fees) を提言している。今後、大きな流れになる可能性もあり (Financial Times, 2020c) フォローしていきたい。

6. 政治的・域外事情の側面 (④)

新型コロナ禍はグローバルなサプライチェーンの脆弱 (ぜいじゃく) 性を浮き彫りにしたが、新型コロナ禍によって急激に状況が変わったのではなく、それ以前の米中対立、更に前の 2008 年の金融危機からの自由貿易の揺れ戻し、リベラルな国際秩序の後退や国家の復権といった動きを加速化させているという見解が多い (Financial Times, 2019 ; 朝日新聞, 2020b ; 細谷, 2020)。

この節では、まずは、米中対立による世界経済のデカップリング (decoupling) の動きが EU の対米関係 (環大西洋関係) 及び対中関係に与える影響、次に、新型コロナの影響を検討し、これらの影響が EU の農産物貿易政策に与える影響について検討してみたい。

(1) 米中対立による世界経済のデカップリング or 地政学的変化

1) EU の対米関係

EU にとって、米国との関係は、第二次世界大戦後において米国のマーシャルプランによる欧州復興支援、その後の対共産圏対策としての NATO 形成と、域外関係において EU の基礎を形成する最も重要な国際関係であり、EU と米国の間には、政治、経済、軍事における確固とした協力関係 (汎大西洋主義 (Atlantism)) が存在してきたと言われている。また、EU が 1990 年代初めに CAP のマクシャリー改革に踏み出した大きな要因として、米国等が EU の補助金付き農産物輸出を問題視し、CAP 改革を行わないと単に農産物貿易紛争にとどまらず軍事的な安全保障を含めた米国との協力関係を壊すおそれがあったという差し迫った懸念があった (羽村, 2019 : 15)。

現在、米国と EU の間には、NATO の費用負担等の軍事面、独露の天然ガスパイプライン等のエネルギー面、航空機補助金や IT 規制などの工業産品面、気候変動条約や WTO 改革対応などの国際制度面において、意見が対立する課題が山積している。特にトランプ政権になって以降、米 EU の協力関係は悪化し、米国は EU に対し、安全保障を理由として鉄鋼・アルミ製品への追加関税をかけるなど、同盟国同士とはとても思えない状況が続いてきた⁽¹⁵⁾。

しかしながら、バイデン大統領はより伝統的な同盟国と行動を共にしようとするだろうとされており (Financial Times, 2020o), また、ジョージ・H・W・ブッシュ大統領以来で最も汎大西洋主義を重視する (pro-Atlanticist) 米国大統領になるのではないかとわか

れている（Financial Times, 2020p）。米国とEUの関係は、急激ではないにせよ⁽¹⁶⁾、今後大きく改善していくことが予想される。農業分野においても、トランプ前大統領時代に米国農務省は、EUの農場から食卓へ戦略（Farm to Fork Strategy）や生物多様性戦略（Biodiversity Strategy）は世界の食料安全保障等に悪影響を及ぼすと批判するレポートを公表したところであるが（USDA, 2020）、バイデン大統領は、気候変動に理解があり、EUのこれらの戦略にはより戦闘的ではないアプローチを採るのではないかとされる（Financial Times, 2021h）。

こうした米国の政治情勢の変化を受けて、EUは「グローバルな変化に対応した新しいEU米国間の議題（A new EU-US agenda for global change）」と題する文書を作成し（European Commission, 2020f）、米国に対し、新型コロナ禍対策、環境問題、技術・貿易等、民主主義や人権の四分野で協力を進めることを提案している。この文書において、貿易に関しては、バイの貿易を促進し、貿易障壁を削減し、バイの貿易問題を解決することを提案している。

2）EUの対中関係

では、米国が厳しく対立している中国に対するEUの認識はどうであろうか。

元々EUは、中国との関係において政治や安全保障より経済を優先し、過去10年間、EUは中国を経済のレンズを通して見てきたと言われていた（Financial Times, 2020i）。しかしながら、中国の近年の外交及び軍事活動、一帯一路戦略による欧州東部諸国への影響力拡大を背景にムードが変わり、政治や安全保障のウェイトが高まったと言われている（Financial Times, 2020i）。一昨年3月の「EU・中国－戦略的展望（EU-China – A strategic outlook）」を踏まえ昨年9月のフォンデアライエン委員長による一般教書演説でも、EUは中国とは全く異なるガバナンス及び社会を促進しているとして、中国を、「交渉相手で、経済上の競争相手で、体制上のライバル（negotiating partner, an economic competitor and a systemic rival）」として位置付けている（European Commission, 2020b）。

ただ、EUにはいまだ中国との地政学的な衝突を辞さない覚悟は欠けているとも言われる（Financial Times, 2020q）。米国の政治の混乱も著しく、一方で中国の経済的な伸展も目覚ましい（Financial Times, 2021f）。EUは「自らの価値や利益を脅かす中国の行動には対峙しつつ、安定した経済関係を堅持したい。この二つをいかに両立できるかに悩んでいる」状態であろう（鶴岡, 2021）。ちなみに貿易全体で見るとEUは対中国で大幅な輸入超過であるものの、農産品に関してみると、EUは2011年から大幅な輸出超過となっている（European Union, 2019）。

しかしながらEUの対中認識は悪化している（ベナー, 2021；熊谷, 2021）。中国の権威主義的政治体制とEUの人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、人権の尊重という基本理念との乖離は甚だしく、EUは最終的には、基本理念を共有する米国に与していくことになる考える（Financial Times, 2021h）⁽¹⁷⁾。

(2) 新型コロナ禍の影響

新型コロナ禍を受けて、各国で輸出規制や物品の囲い込みが行われるなど、国際貿易制度が非常に混乱したところである。単一市場を標榜する EU 内においても、マスクや人工呼吸器などの医療資材・機器を対象として、域内へのものに対して輸出禁止や制限措置が取られるなど混乱した。この混乱はイタリアやスペインにおいて EU の存在意義への疑問を生じさせる大きな要因になるなど、統合という EU の根幹にまで悪影響を及ぼした⁽¹⁸⁾。

このような事態を受け、フォンデアライエン委員長とミッCHEル大統領は、昨年 4 月、「本質的な物資 (essential goods)」を欧州で作り、戦略的なバリューチェーンに投資し、第三国に依存しすぎることを減らす緊急の必要性があると表明した (Financial Times, 2020c)。また、域内市場担当のブルトン委員は、同月、グローバリゼーションは、医療機器だけでなく全ての戦略的な工業部門及び農業においても行き過ぎであるとし (Financial Times, 2020e)、フランスのマクロン大統領は生産の海外移転は持続可能ではなく、農業、医療、工業及び技術の独立を再構築する必要があるとした (Financial Times, 2020d)。さらに、欧州委員会も、新型コロナ禍は、食料のより短いサプライチェーンを求める声が市民の中で高まっているという認識を示している (European Commission, 2020a)

しかし、一方で、ホーガン貿易担当委員 (当時) は、生産の域内回帰 (reshoring and nearshoring) は、本質的な物資の備蓄と合わせて、パンデミックへの回復力を創造するために役目を果たすだろうが、最近 EU において医薬品・医療機器の生産が大きく増大しているのは危機対応であって永続的な解決ではないとし、(むしろ) EU の膨大な 2 国間貿易協定の網が EU の輸出業者に利益をもたらし、域内への医薬品・医療機器の供給者にとっては、国内での生産に頼るよりバリューチェーンを多様化することができるとしている (Financial Times, 2020e)。また、ブルトン委員も、サプライチェーンの信頼性を調査し、医薬品・医療機器を含め重要な分野の国内生産能力を形成しなければならないとしつつも、EU は豪州やカナダといった重要な国々と持続可能なパートナーシップを形成する必要があるとする (Financial Times, 2020f)。EU 内部では、本質的な物資について域内での生産に重点を置いて域内回帰を進めるか、域外からの安定供給も重要であるかでせめぎあいがあると思われる。

(3) 米中対立及び新型コロナの貿易政策への影響

以上、米中対立の影響及び新型コロナの影響を検討してきたが、これら国際情勢の大きな変化への貿易政策としての対応策は、生産の域内回帰か域外のサプライチェーンの強化であろう。生産の域内回帰については、コスト上昇や規模が小さい域内市場に反対に依存する新たなリスクが生じる。一方で、域外の供給元の多様化についても、供給元に注意しないと政治的理由をもって簡単に輸出規制を導入されるといったリスクが生じる (デイビス, 2020)。

生産の域内回帰については、昨年 11 月 16 日に欧州閣僚理事会で採択された産業政策に係る文書では、「戦略的自立 (strategic autonomy)」を達成するために (域外への) 依存

を減らしレジリエンスを向上させる分野として、健康、防衛、宇宙、デジタル、エネルギー、重要原材料（critical raw materials）を挙げており、これまでに比較して域内生産を重視していこうという姿勢がみられるようになってきている（Council of European Union, 2020）。ただ、農産品等への言及はなく、農林水産政策において「戦略的自立」概念を打ち出した議論はいまだ行われていないようである。EU は農産物の純輸出地域であり、域内については食料安全保障面の懸念を余りしていないようであるが、油糧種子など域外に依存するものについては、域内生産回帰を図るか域外との関係を重視するか検討されることもあるかもしれない。

域外からのサプライチェーンの強化については、サプライチェーンが中国に過度に依存していることが問題視された⁽¹⁹⁾。新型コロナ禍を受けて米中対立による世界経済のデカップリングの動きが進んでいる。上記のとおり、EU の対米関係と対中関係にかける比重の違い、また EU の基本理念との整合性を考えると、EU としては、安定的な貿易関係を形成する相手国は、今後徐々に、米国を始めとして、カナダや豪州、さらには民主主義価値などを共有している国になるのではなかろうか（Financial Times, 2021i）。農業分野においても、油糧種子など域外依存している農産物の安定供給先については同様な方針になるのではなかろうか。EU が信頼できる安定的な輸入先としては、まずは域内で、次に米国、カナダ含む NATO 加盟国（ちなみに EU からの脱退を決めた英国も NATO の加盟国である）や将来の EU の加盟国、そして FTA 締結国、特に輸出規制等についてレベルの高い規範を置いている FTA の締結相手国だろう⁽²⁰⁾。

一方で、EU との貿易における米国の関心事項には常々 EU への農産物の輸出の拡大が含まれており、今後、新型コロナ禍が落ち着き、EU 米関係の改善を検討する際には農産物の更なる自由化も当然検討対象に入るだろう。

7. まとめ

CAP は、1960 年代初頭に成立以降 1990 年代初頭のマクシャリー改革まで長期間大きな変更なしに執行されてきたが、1990 年代以降、何回も改革が繰り返されてきている。2018 年初頭に提案された欧州委員会の次期 CAP 案については、現在のところ骨格は変更されていないものの、今後の検討において、さらには実際の運用に際して様々な議論を巻き起こすことが予想される。その議論の結果次第では、新たな改革が検討されることもあるだろう。

自然条件に左右されやすく、生産サイクルが比較的長期である農産物生産を担う EU の多くの農家にとっては、CAP が安定することが望ましいであろう。また、EU において過去に行われた価格支持に戻ることはあり得ないにしても、対域外にせよ対域内にせよ現行の直接支払いなどが維持されることは、EU 域内の多くの農家にとっては望ましいことであろう。

今後 CAP の安定性はどの程度確保され、農業保護はどの程度維持されるのであろうか。

前節まで経済的・域内事情の側面、政治的・域内事情の側面、経済的・域外事情の側面及び政治的・域外事情の側面に分けて検討してきたことを、CAPの安定性及び農業保護の維持という視点からまとめてみたい。

まず、経済的・域内事情の側面(①)であるが、食料安全保障についてはほぼ達成されていることから予算増額要求の理由にはならないだろう。多面的機能の側面についても、こと環境面に関しては、環境派からの評判が悪く、農業派は欧州議会では取りあえず押し切ったものの、今後執行等に際しても批判が相次ぐことが予想される。新型コロナ禍の影響については、域内に関しては、農産物については大きな混乱も生じておらず、大きな制度変更につながることはないだろう。

次に、政治的・域内事情の側面(②)であるが、EU統合の象徴としての役割がほぼなくなっており、他の優先分野との間での予算配分競争で苦勞することになるだろう。CAPには格差是正の役割も期待されているが、欧州のポピュリズムの動きに鑑みると、農業分野への逆風になりこそすれ追い風にはなりそうにはない。

経済的・域外事情の側面(③)については、これまでのCAP改革及びWTOの状況等に鑑みこれ以上の輸入自由化及び域内保護削減が必要な事態は当面想定できない。ただし、環境の側面でFTAの締結による環境への悪影響を懸念する加盟国が増えているものの、FTAに係る環境対策執行のための改善策を検討しこそすれEUとして自由貿易体制自体を後退させるつもりは毛頭ないであろう。

政治的・域外事情の側面(④)については、EUにとって重要な米国との関係を踏まえ、米国の関心事項であるEUへの農産物の輸出のために更なる自由化を検討することはあり得るだろう。なお、新型コロナ禍の影響については、今後、重要物資について、域内での生産に重点を置いて域内回帰を進めるか、域外からの安定供給も重要と考えるかでせめぎあいがあると思われる。しかしながら、こと食料に関しては、食料安全保障がほぼ達成されていることから、急に生産の域内回帰を進めることはないだろう。

以上、経済的・域外事情の側面(③)以外の側面では、CAPには今後も改革圧力が続き、CAPが骨格をなすEUの農産物貿易政策等も影響を受け続けることになると考えている。

注(1) 農業分野以外の分野や域外からどのような影響を受けているかについて検討するという趣旨から、できるだけ幅広い要因をカバーしようとした結果、それぞれの要因の検討及び記述が浅くなったことも否めない。また、それでも、明示的に今後の課題としたもの以外にも欠けている要因が多々あると思われる。個々の要因の検討の深化及び対象要因の拡大は今後の課題としたい。

(2) 遠藤(2008)は、ヨーロッパ統合の狙いは三つに大別されるとして、繁栄(Prosperity)、権力(Power)、平和(Peace)の三つのPを挙げている。「繁栄」については、「統合によって内外における経済活動が活性化ないし安定化し、それによって繁栄に寄与することが期待されている」とし、「権力」については、「共通市場や共通通貨(ユーロ)は権力資源となる・・・他国・他地域、とりわけ米国に対するヨーロッパ自身の《権力P》を共同で引き上げる手段にもなる」とし、「平和」については、『「単一市場や通貨は域内平和をもたらす」という一般的テーゼは、必ずしも

論理的・歴史的に立証されていない」としつつも「統合が域内平和の問題として語られるのには一定の理由がある」として「半世紀にわたって戦争を繰り返してきた独仏両国の恒久的和解を目指すという側面もたしかに存在した。共同市場であれ単一通貨であれ、統合プロセスの各局面で、この平和要因が頭をもたげてくる」としている。

(3) CAPの目的は、①農家を保護して農業生産性を向上させ、適正な価格で安定的に食料を供給すること、②EUの農家を保護して適切な生活水準を維持すること、③気候変動及び天然資源の持続可能な管理に取り組むことを助けること、④EUの地域及び風景を維持すること、⑤農業、農産加工業及び関連分野での雇用を増進し地域経済を活発にすることとされており（European Commission, 2020g）、基本的に食料安全保障及び多面的機能に係る目的が挙げられている。

(4) 昨年度のレポート（羽村，2020）では、環境問題として、環境派からのCAPの環境対策への批判や、EUによるFTAを通じた環境規範の輸出の側面を取り上げ、環境問題を主として政治的側面として扱った。しかしながら、今年度は環境派のCAP批判への農業派からの経済的反論や、FTAについても環境規範の執行に当たっての経済的課題も取り上げたところであり、元々CAPと環境政策との関連付けについては農業派から提起されてきた課題であることにも鑑み、今年度のレポートにおいては環境問題を主として経済的側面として取り扱っている。

(5) EPPは、CAPの大部分は、農家の所得補填や食料安全保障対策といった社会経済政策であって環境政策だけではないとの見解を示している（Euractiv, 2020g; 2020h）。

(6) 新型コロナ禍に際してEUは、流通面だけでなく生産面でも、一時的な過剰対策として、CAPの第一の柱の価格所得政策を使って酪農品や肉類の民間の備蓄を補助し、生乳、ジャガイモ、小麦生産者等がEU競争法に触れることなく自主組織的に市場措置を講じることを認め、外国からの季節労働者の移動が円滑にできるようにし、加盟国による自主的な補助を行う際の柔軟性を拡大するなどの措置を講じたところである。

(7) フランスの欧州担当大臣は、EUとは単なる市場ではなく、文化及び政治的プロジェクトであるとしている（Financial Times, 2020n）。一方で、国民の多くがEUを自由貿易圏又は共通市場といった経済プロジェクトと見なしていた英国は（日本経済新聞，2021）、EUから離脱することになった。

(8) 最近では、EUとして50億ユーロのEuropean Peace Facilityを設けて海外の紛争に対して軍事支援を送ることができるとの決定がなされ（Financial Times, 2020r）、軍事面でのEUの役割の拡大が図られている。

(9) 欧州連合条約（Treaty on European Union）第2条。

(10) パリ政治学院のドミニク・レニエ教授（朝日新聞，2020a）。

(11) 特に、新型コロナ禍によって不平等が拡大した面があることを念頭に、所得の再配分が再度議題に上がるだろうとも言われる（Financial Times, 2020m）。

(12) ただし、農家の収入の増加と生産性の向上との間に明確な関係性を持たせて、生産性の向上により農家の収入を増加させるというニュアンスの表現になっている。また、CAPの所得再配分機能については、CAPへの財政規律がますます厳しくなり、EU拡大により再配分対象となる農家が増え、直接支払いという政策手法が伝統的な農業団体の結束を弱めることになるにつれ、それぞれ、①農家と非農家の間、②旧加盟国と新加盟国の間、③異なる農家間での再配分をどのようにするかとの議論が激しくなっているとされる（Roederer-Rynning, 2015: 214）。

(13) なお、EUによる共通政策には、「EUという装置を活用することにより、加盟国の政治家たちは自国民に不人気な政策を行うことができ、かつ、その責任をEUに押し付けることができる」（庄司，2018）という側面があり、CAPについても、その創設当時においては、EU段階で共通の農業政策を実施することにより、農業改革を進めるに当たって生じる国内の軋轢による政治的不安定を避けるという側面があったと考えられる（渡辺，1994：72 参

照)。

(14) なお、農業関係者の意見はもはや少数者の意見としたが、地域的にみると、雇用に占める農業の割合は EU の東部及び南西部で高くなっている (European Union, 2018: 20)。昨年 7 月に行われたポーランドの大統領選においては、右派ポピュリズム政党と言われる Law and Justice (現農業委員の出身母体でもある) は地方で強く労働者や農家で過半数の支持を得たとされている (Financial Times, 2020m)。ゆえにこういった加盟国においてははまだ少数意見とまでは言えないかもしれないが、雇用に占める農業の割合の減少率は EU 全体に比べ大きく (European Union, 2018: 11)、農業関係者の意見は今後徐々に反映されにくくなっていくものと思われる。

(15) このような状況に対応し、EU は、外交や防衛政策分野において、さらには産業政策分野において「戦略的自立 (strategic autonomy)」についての議論を続けてきたところである (Financial Times, 2021g)

(16) 一般的な米国人にとって冷戦、ましてや第二次世界大戦の記憶は遠く、欧州からの子孫が多かった NATO 形成時 (1948 年) とは異なり、アジアやラテンアメリカから移住した子孫が多くなるなど、汎大西洋主義を維持するのは簡単ではないとの見方もある (Financial Times, 2020j)。また、トランプ政権下での米国との軋轢を経て、多くの EU 市民は米国市民をまだ信用できないでいるとの指摘もある (Financial Times, 2021e)。

(17) 昨年末に調印された EU と中国の投資協定は、米国を始めとして世界の自由民主主義国に波紋を投げかけたところである。ただし、取りあえず投資の部分で利害一致したものの FTA まで踏み込まず、また、実質的には労働力問題や公的補助問題など中国の制度の構造問題に踏み込めていないとされる。また、欧州議会の批准等のハードルが残っているとされ、公式に結論が出るまでに少なくともあと一年かかるとされる。(Financial Times, 2021a; 2021b)

(18) この影響が余りにも深刻であったことも影響して、EU は 6 頁で述べた巨額な EU の共有債務となる新型コロナ復興基金の設置を決断した。

(19) 新型コロナ復興基金設置に際しての当初の独仏の合意において、現在中国に過度に依存しているサプライチェーンを多様化し、競争政策を近代化することにより、欧州の経済的工業的回復力及び主権 (resilience and sovereignty) を強化することがうたわれている (Financial Times, 2020h)

(20) ちなみに、医薬品・医療機器に関してはあるが、EU からの輸出について、新型コロナ禍に際して医療機器の輸出規制の対象国とするかどうかには差が見られた。EU が昨年 4 月下旬に医療機器の輸出規制を延長した際に、EFTA 諸国 (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス) に対する輸出規制は既に撤廃されていたし、EU 加盟候補の西バルカン諸国 (アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア) は延長の対象国から除外された (Financial Times, 2020c)。同様の対象国の選別は、本年 1 月末の新型コロナワクチンの輸出規制についても見られ (Financial Times, 2021j)、EU は戦略的に輸出規制の対象国を選別しているのではないと思われる。

[引用文献]

BirdLife et al. (2020), Request for a meeting re. CAP alignment with the European Green Deal, 20 July 2020.

Cardwell, Michael (2012), Stretching the boundaries of multifunctionality? An evolving Common Agricultural Policy within the world trade legal order, Joseph A. McMahon and Melaku Geboye

- Desta (eds.), *Research Handbook on the WTO Agriculture Agreement*, Edward Elgar.
- Council of the European Union (2020), Council Conclusions on “A recovery advancing the transition towards a more dynamic, resilient and competitive European Industry”, 16 November 2020.
- EU MAG (2020), Vol. 80, 4 November 2020, <https://eumag.jp/behind/d1120/>.
- Euractiv (2020a), Farmers association and NGOs at odds over postponement of new EU food policy, 7. 4. 2020. <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/farmers-association-and-ngos-at-odds-over-postponement-of-new-eu-food-policy/>.
- Euractiv (2020b), Commission hikes CAP's second pillar spending to deliver Green Deal, 28. 5. 2020. <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/commission-hikes-caps-second-pillar-spending-to-deliver-green-deal/>.
- Euractiv (2020c), Food security is no longer an issue in the EU, says Commissioner, 23. 6. 2020. <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/food-security-is-no-longer-an-issue-in-the-eu-says-commissioner/>.
- Euractiv (2020d), Leaked EU-Mercosur trade deal lacks teeth on climate, activists say, 9. 10. 2020. <https://www.euractiv.com/section/climate-environment/news/leaked-eu-mercotur-trade-deal-lacks-teeth-on-climate-activists-say/>.
- Euractiv (2020e), EU lawmakers bicker over CAP reform, 13. 6. 2020. <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/eu-lawmakers-bicker-over-cap-reform/>.
- Euractiv (2020f), Agrifood Brief: The final CAPdown – five things you need to know, 16. 10. 2020. <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/agrifood-brief-the-final-capdown-five-things-you-need-to-know/>.
- Euractiv (2020g), MEP: CAP is about farmers' livelihood too, not only sustainability, 22. 10. 2020. <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/interview/mep-cap-is-about-farmers-livelihood-too-not-only-sustainability/>.
- Euractiv (2020h), Headwinds in the Bundestag for Klöckner's CAP compromise, 22. 10. 2020. <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/headwinds-in-the-bundestag-for-kloeckners-cap-compromise/>.
- Euractiv (2020i), Final CAP deal can still be fit for purpose, von der Leyen replies to Greens, 9. 11. 2020. <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/final-cap-deal-can-still-be-fit-for-purpose-von-der-leyen-replies-to-greens/>.
- Euractiv (2020j), Commission does not rule out CAP withdrawal at a later stage, 14. 11. 2020. <https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/commission-does-not-rule-out-cap-withdrawal-at-a-later-stage/>.
- European Commission (2018), EU budget: the Common Agricultural Policy beyond 2020, 1 June 2018.
- European Commission (2019), The environmental objectives of the future CAP, 25 January 2019.
- European Commission (2020a), Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A Farm to Fork Strategy for a fair, healthy and environmentally-friendly food system, COM(2020) 381 final, 20. 5. 2020.
- European Commission (2020b), Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the

- Council establishing a Recovery and Resilience Facility, 16 September 2020.
- European Commission (2020c), State of the Union Address by President von der Leyen at the European Parliament Plenary, 16 September 2020.
- European Commission (2020d), Commission Staff Working Document, Guidance to Member States Recovery and Resilience Plans, 17 September 2020.
- European Commission (2020e), Commission launches global cooperation platform to fight deforestation, 2 October 2020.
- European Commission (2020f), Joint Communication to the European Parliament, the European Council and the Council, A new EU-US agenda for global change, 2 December 2020.
- European Commission (2020g), The common agricultural policy at a glance,
<https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/key-policies/common-agricultural-policy/cap-glance>.
- European Commission (2020h), Short-term Outlook for EU agricultural markets in 2020, Autumn 2020.
- European Commission and HR/VP (2019), EU-China – A strategic outlook.
- European Parliament (2019), Hearing of Janusz Wojciechowski Commissioner-Designate (Agriculture), Committee on Agriculture and Rural Development, Associated Committee: Committee on Environment, Public Health and Food Safety, 1 October 2019.
- European Parliament, EPP AGRI Coordinator, et al. (2020), CAP reform – Contradictory signals by the European Commission, 13 November 2020.
- European Union (2018), Farm structures.
- European Union (2019), Agri-food trade in 2018.
- Financial Times (2019), Free trade is under fire but we must fight for its preservation, 2019 年 9 月 24 日.
- Financial Times (2020a), Virus lays bare the frailty of the social contract, 2020 年 4 月 4 日.
- Financial Times (2020b), Covid-19 exposes EU's reliance on drug imports, 2020 年 4 月 21 日.
- Financial Times (2020c), EU trade chief urges tougher defences against foreign takeovers, 2020 年 4 月 17 日.
- Financial Times (2020d), Transcript: 'We are at a moment of truth' Emmanuel Macron, 2020 年 4 月 17 日.
- Financial Times (2020e), EU should 'not aim for self-sufficiency' after coronavirus, trade chief says, 2020 年 4 月 24 日.
- Financial Times (2020f), EU industrial supply lines need strengthening, commissioner warns, 2020 年 5 月 6 日.
- Financial Times (2020g), Franco-Dutch alliance could be harbinger of things to come in EU trade deals, 2020 年 5 月 8 日.
- Financial Times (2020h), Germany and France unite in call for €500bn Europe recovery fund, 2020 年 5 月 19 日.
- Financial Times (2020i), Three compass points for an EU-China policy, 2020 年 6 月 5 日.
- Financial Times (2020j), Biden will not revive the Atlantic alliance, 2020 年 6 月 18 日.
- Financial Times (2020k), Can the EU's carbon border tax work for farming?, 2020 年 6 月 26 日.
- Financial Times (2020l), French elections show growing strength of Europe's Greens, 2020 年 7 月 2

日.

Financial Times (2020m), Duda's win heralds tussles with Brussels and at home, 2020年7月15日.

Financial Times (2020n), France to push for rule-of-law sanctions as part of EU recovery plan, 2020年8月3日.

Financial Times (2020o), Phil Hogan's departure leaves EU/US trade relations in doubt, 2020年9月3日.

Financial Times (2020p), Biden plans to reset 'America First' foreign policy, 2020年10月20日.

Financial Times (2020q), Europe must take sides with the US over China, 2020年12月4日.

Financial Times (2020r), EU pushes ahead with foreign military assistance plan, 2020年12月19日.

Financial Times (2020s), A better form of capitalism is possible, 2020年12月31日.

Financial Times (2021a), China sees EU investment deal as diplomatic coup after US battles, 2021年1月1日.

Financial Times (2021b), EU has handed China a strategic victory, 2021年1月5日.

Financial Times (2021c), 'We need a real policy for China': Germany ponders post-Merkel shift, 2021年1月6日.

Financial Times (2021d), Climate diplomacy is winning its fight against a zero-sum mindset, 2021年1月14日.

Financial Times (2021e), The carbon tax that Brussels hopes will catch on, 2021年1月15日.

Financial Times (2021f), America's disarray is China's opportunity, 2021年1月19日.

Financial Times (2021g), EU salutes 'new dawn' for US ahead of Biden's inauguration, 2021年1月21日.

Financial Times (2021h), Europe welcomes the Biden era, 2021年1月21日.

Financial Times (2021i), The right answer to Xi Jinping is a one-China policy, 2021年1月22日.

Financial Times (2021j), EU clamps down on Covid vaccine exports, 2021年1月31日.

Greens/EFA in the European Parliament (2021), The Covid-19 crisis reveals the many fissures of the EU food system and shows us the way out, 8. 4. 2020.

Matthews, Alan (2020a), The European Commission must not greenwash the Common Agricultural Policy, <http://capreform.eu/the-european-commission-must-not-greenwash-the-common-agricultural-policy/>.

Matthews, Alan (2020b), Agriculture in the European Green Deal: From Ambition to Action, <http://capreform.eu/agriculture-in-the-european-green-deal-from-ambition-to-action/>.

Matthews, Alan (2021), COVID-19 leaves limited traces in preliminary 2020 agricultural accounts, <http://capreform.eu/agriculture-in-the-european-green-deal-from-ambition-to-action/>.

Roederer-Rynning, Christilla (2015), The Common Agricultural Policy: The Fortress Challenged, Helen Wallace, Mark A. Pollack, and Alasdair R. Young (eds.), Policy-Making in the European Union 7th Edition, Oxford University Press.

Ruggie, John Gerard (1983) International Regimes, Transactions and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order, Stephen D. Krasner (ed.), *International Regimes*, Ithaca: Cornell University Press.

Timbro (2019), Timbro Authoritarian Populism Index, <https://populismindex.com/data/>.

USDA (2020), Economic and Food Security Impacts of Agricultural Input Reduction Under the

European Union Green Deal's Farm to Fork and Biodiversity Strategies, United States
Department of Agriculture, 30 November 2020.

朝日新聞 (2020a) 「コロナ危機と世界 揺らぐ欧州：上 連携不足 理念より自国優先」2020年4月21日.

朝日新聞 (2020b) 「『移動の自由』は戻っても 新型コロナ」2020年6月10日.

飯田啓輔 (2007) 『国際政治経済』東京大学出版会.

遠藤乾 (2008) 「地域統合－EUのケース－」辻康夫・松浦正孝・宮本太郎編著『政治学のエッセンシャルズ 視点と争点』北海道大学出版会.

遠藤乾 (2013) 『統合の終焉』岩波書店.

遠藤乾 (2020) 「先行き 感情の制御次第 コロナ危機と世界 揺らぐ欧州：下」『朝日新聞』2020年4月22日.

熊谷徹 (2021) 「ドイツが中国への姿勢を硬化 一帯一路で足並み乱れる EU」『Journalism』2021年1月号.

庄司克彦 (2018) 『欧州ポピュリズム』筑摩書房.

庄司克彦 (2020) 「欧州統合とポピュリズム－『リベラル EU』対『反リベラル・ポピュリズム』」『三田評論 ONLINE』2020年2月5日.

鶴岡路人 (2021) 「戦略的自律を目指す欧州 試される日本の外交力」『WEDGE』2021年1月号.

デイビス, クリスティーナ (2020) 「米中分断の行方 (上) 貿易秩序への信頼回復急げ」『日本経済新聞』2020年12月17日.

日本経済新聞 (2020a) 「欧州すくむ民主主義」2020年10月3日.

日本経済新聞 (2020b) 「EU 貿易交渉 環境も条件」2020年10月10日.

日本経済新聞 (2020c) 「敗れざる民主主義の力」2020年11月10日.

日本経済新聞 (2021) 「英離脱で進む EU 統合」2021年1月9日.

羽村康弘 (2019) 「EU の共通農業政策(CAP)の変遷における政策的要因等の検討－農産物貿易政策を中心に－」『プロジェクト研究 [主要国農業戦略横断・総合] 研究資料 第10号 平成30年度カントリーレポート：米国, カナダ, EU (条件不利地域における農業政策, 共通農業政策 (CAP) の変遷における政治的要因等の検討, ドイツ, フランス, 英国), ロシア』農林水産政策研究所.

羽村康弘 (2020) 「EU の共通農業政策 (CAP) の現状及び今後の方向性における政治的要因等の検討－農産物貿易政策を中心に－」農林水産政策研究所『プロジェクト研究 [主要国農業政策・貿易政策] 研究資料 第1号 令和元年度カントリーレポート：米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア』.

ベナー, トーステン (2021) 「米中対立で目覚めた欧州 独から日本へのメッセージ」『WEDGE』2021年1月号.

細谷雄一 (2020) 「『コロナ後』の世界秩序 加速するリベラルの後退」『WEDGE』2020年4月号.

益田実・山本健 (2019) 『欧州統合史』ミネルヴァ書房.

森政稔 (2014) 「第2章 多数と差異と民主主義」『変貌する民主主義』筑摩書房.

森政稔 (2017) 「『ポピュリズム』だめ？多様な民意, 守ってこそ民主主義」『朝日新聞』2017年4月23日.

渡辺寛 (1994) 『迷走する EC の農業政策』批評社.

2024年3月27日更新

第2章 EUにおける持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組

—「欧州グリーン・ディール」, 「Farm to Fork (農場から食卓まで) 戦略」,
「欧州生物多様性戦略 2030」—⁽¹⁾

桑原田 智之

地球規模の課題が顕在化, 深刻化する中で, 経済社会に係る持続可能性を確保することはこれまで以上に重要で喫緊の課題となっている。このような中欧州においては脱炭素と経済成長の両立を目指す「欧州グリーン・ディール」が公表され, 幅広い産業分野・市民生活において積極的な取組を促進することとされた。

欧州グリーン・ディールの中でも特に農業・食料分野と関連の深い「農場から食卓まで戦略」(Farm to Fork Strategy) (以下「F2F」) や「欧州生物多様性戦略 2030」(Biodiversity strategy for 2030) (以下「生物多様性戦略」) においては, 川上から川下までの多岐の項目にわたり意欲的な目標・取組等が掲げられており, これらに係る実現可能性, 示唆, 影響等について研究分析を行うことは有用であると考えられる。

このような考え方に立ち本稿においては, 以下の構成で論及を進めることとしたい。

第1節「欧州委員会の新体制と『欧州グリーン・ディール』」, 第2節「欧州グリーン・ディール」においては, 欧州グリーン・ディールの重要性, 概要, 関連動向等について述べる。第3節「Farm to Fork (農場から食卓まで) 戦略」においては, 同戦略で掲げられた目標等への論及に加え, 目標達成に向けた大きな手段の一つである共通農業政策(Common Agricultural Policy) (以下「CAP」) と同戦略との連携等について論じる。第4節では有機農業, 第5節では農薬使用や農薬貿易について課題・目標達成に向けた動き等について論及する。第6節ではその他の各論として, 畜産, 税制, 公的調達, 農業生産への影響等について論及する。

1. 欧州委員会の新体制と「欧州グリーン・ディール」

(1) 欧州委員会の新体制, その最優先課題としての「欧州グリーン・ディール」

2019年12月に発足した欧州委員会の新体制は, 2024年10月までの約5年間のEU運営を担うこととなる中, 六つの優先課題として, 「欧州グリーン・ディール」, 「人々のための経済 (An economy that works for people)」, 「デジタル時代にふさわしい欧州 (A Europe fit for the digital age)」, 「欧州の生き方を推進する (Promoting our European way of life)」, 「国際社会でより強い欧州となる (A stronger Europe in the world)」, 「欧州の民主主義を更に推進する (A new push for European democracy)」を掲げた。

この六つの優先課題の中でも, 欧州グリーン・ディールが最優先課題とされている。予

算面でも気候関連に手厚く配分されることとされており、2020年12月に欧州理事会において採択されたEUの多年度財政枠組み（MFF, Multiannual Financial Framework）2021-2027においては気候変動関連に約30%の予算を充当することが合意された。（従前の「MFF2014-2020」においては気候変動関連予算に「少なくとも20%」との政策方針であった）。

（2）「グリーン・リカバリー」^②の世界的広がりと「欧州グリーン・ディール」

欧州においては、欧州グリーン・ディールとは別に「グリーン・リカバリー」の概念が頻繁に用いられている。この概念は、新型コロナ禍からの経済復興策に気候政策を融合させようという考え方を指すものである。

2020年4月の非公式国際会合「第11回ペータースベルク気候対話」（主要先進・途上国30か国超の閣僚級メンバー出席）においては「（新型コロナ禍からの）経済回復のための計画は、パリ協定及び持続可能な開発目標（SDGs）の理念に沿うものでなければならない」との意見で一致（山本，2020）するなどグリーン・リカバリーの考え方は世界的な広がりをみせているところである。

このようにグリーン・リカバリーが世界的な潮流となる中で、持続可能な経済社会の確立を目指す欧州グリーン・ディールはその重要性に一層注目が集まっていると考えられる。

2. 欧州グリーン・ディール

（1）欧州グリーン・ディールの概要

欧州グリーン・ディールは、EU経済社会を持続可能なものとするための多岐にわたる包括的な構想である。脱炭素と経済成長の両立を目指す考え方のものである。

欧州グリーン・ディールにおいては、EUとして2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする「気候中立（climate neutral）」を達成するという目標が掲げられ、エネルギー使用や産業構造の変革を通じ、新たな雇用を創出し、経済成長を図ることを目指すこととされている。

この「気候中立」に係る目標は、2015年にCOP21（第21回気候変動枠組条約締約国会議）において採択されたパリ協定における「2℃目標」（世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること）、「1.5℃の追求」^③（世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続すること）等と連動して実現が目指されるものである。

国連環境計画の「2019年版温室効果ガス排出ギャップ報告書」（2019年11月公表）（UN Environment Programme, 2019）によると、パリ協定の下で実施される、全ての無条件のNDCs（自国が決定する貢献；Nationally Determined Contributions）が実施された場合でも、今世紀末の気温は、産業化以前と比べて3.2℃の気温上昇となる状況にあるとの試算が提示されているところであり、今般EUが欧州グリーン・ディール等で示した野心的な取組は気候変動に係る世界的な課題解決に向けても重要な位置付けを有するものと考えられる。

また、欧州グリーン・ディールにより、気候や環境に係る困難性は、それを乗り越える取組を通じてあらゆる政策分野における変革の機会となるとともに、欧州グリーン・ディールによる持続可能な社会への移行は、公正で、全ての人のために包摂的なものとなるとされている。

このように EU における欧州グリーン・ディールに係る取組は、EU 内外の経済社会の変革、課題解決への寄与となり得るものであり注視が必要であると考えられる。

欧州グリーン・ディールは、農業に限らず、運輸、エネルギー、建設、鉄鋼業、繊維、化学等あらゆる産業分野における取組を対象⁽⁴⁾としているが、農業関連の分野から見ても関連事項は多岐にわたるが、特に関連が高いものとして以下が挙げられる⁽⁵⁾。

- a. 項目については、「2.1.6 公平で健康的な環境に優しいフードシステム」、「2.1.7 生態系及び生物多様性の保護と再生」。
- b. 個別のビジョン・戦略・法制度については、2050 年までの「気候中立」実現を目指した「欧州気候法 (European Climate Law)」や、持続可能な食品の提供に資する F2F、生物多様性戦略。

これらの中でも特に F2F は、EU の CAP を始め EU 全体や EU 各国における川上から川下までの農業・食料関連政策に大きな影響を与える重要なコンセプトになると考えられる。

第 1 表 欧州グリーン・ディール、F2F 関連の主な動き

2019年12月1日	EU新体制発足
2019年12月11日	「 欧州グリーン・ディール(European Green Deal) 」公表
2020年1月14日	「欧州グリーンディール投資計画(European Green Deal Investment Plan)」, 「公正な移行メカニズム(Just Transition Mechanism)」の発表
2020年3月4日	「 欧州気候法(European Climate Law) 」法案発表
2020年3月10日	「欧州産業戦略(European Industrial Strategy)」公表
2020年3月11日	「循環経済行動計画(Circular Economy Action Plan)」案の提出
2020年5月20日	「 農場から食卓へ戦略(Farm to fork strategy) 」公表
2020年5月20日	「 (EU 生物多様性戦略 2030(EU Biodiversity Strategy for 2030)) 」公表
2020年9月4日	有機農業のアクション・プランに係る「ロードマップ」 公表
2020年12月17日	EU理事会が、「多年度財政枠組み (MFF, Multiannual Financial Framework) 2021-2027」採択 (気候変動関連予算に全体の30%(欧州委員会提案は全体の25%)) (注: 現行の「MFF2014-2020」においては気候変動関連予算に「少なくとも20%」との整理)
2020年12月18日	CAP戦略計画の準備に係る助言(advice)文書 発出 (注: グリーン・ディール, F2F, EU生物多様性戦略等のEUレベルの構想・目標達成のための加盟国への提言(recommendation)含む)
2021年1月14日	「 エコ・スキーム(eco-scheme) において 支援対象となり得る農業上の取組例リスト 」公表

資料：山本（2020）を基に筆者作成。

注。上記のうち特段の明記がない事象は欧州委員会によるもの。

（2）欧州気候法（European Climate Law）

欧州グリーン・ディールで示された政策のうち、気候・環境面において法制上の大枠を設けるものとして、欧州気候法（European Climate Law）が挙げられる。

2020年3月4日に欧州委員会が提出した欧州気候法案においては、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする「気候中立」が目標として定められた。同法案は、気候・環境への取組が、各国による政治的コミットメントから法的な義務となるよう、また、投資の引き金となるよう変化させるものである。

農業政策を通じて欧州気候法の内容を導入する観点からは、欧州委員会は、加盟国のCAP戦略計画の立案・実施を通じて同法に示された新たな持続可能なビジョンを実現することが見込まれている。

3. Farm to Fork（農場から食卓まで）戦略

（1）欧州グリーン・ディールと Farm to Fork（農場から食卓まで）戦略

2020年5月20日、欧州委員会は、「A Farm to Fork Strategy for a fair, healthy and environmentally-friendly food system」と題するコミュニケーション文書⁽⁶⁾を採択し、「Farm to Fork（農場から食卓まで）戦略」を公表した。F2Fは、生産から消費までのフードシステムを公正で健康的で環境に配慮したものにする 것을 目指しており、欧州グリーン・ディールを実現するため、農業部門において核となるものである。

持続可能性確保と経済成長の両立を目指す欧州グリーン・ディールの一環として、持続可能な農業の実現に向け、有害性の高い農薬の使用半減や化学肥料の20%削減、有機農業面積割合の25%までの拡大といった野心的な目標が打ち出された。欧州委員会としては、欧州議会や各加盟国の支持を得るとともに、貿易協定などを通じて他国にEUモデルの採用を促していく方針である。

（2）F2Fの位置付け、性格、今後の手順

F2Fは、欧州委員会の要請に基づき、欧州議会や欧州理事会での承認が目指されており現時点⁽⁷⁾では、欧州議会において preparatory phase（準備フェーズ）の状況となっている。

F2F自体は、ビジョンを示すものであり、同戦略に示された目標自体に、各加盟国が法的に拘束されるものではないが、F2Fに示された個別の野心的な目標は、時間をかけて発展され、各加盟国の異なる状況等も考慮した上で、詳細な立法上の目標へと転換されるものと考えられる。

具体的には、F2Fの「アクション・プラン」（本稿末尾の別表参照）において、2024年までに順次実施される予定の27の行動計画が、実施時期とともに示されており、この行動計画に沿って、詳細な立法上の目標等が検討されるものと考えられる。

(3) F2F の主要な目標, 取組事項

F2F において示された主要な目標, 取組事項は, 第2表のとおりである。

第2表 F2F における主要な目標, 取組事項

農薬	・ 2030年までに化学農薬の使用とリスクを50%削減 ・ 2030年までにより有害な農薬(more hazardous pesticides)の使用を50%削減
肥料	・ 2030年までに肥料の使用量を少なくとも20%削減 ・ 土壌の肥沃度を低下させることなく, 栄養損失を少なくとも50%削減
抗菌性物質	・ 2030年までに家畜・水産養殖用の抗菌性物質の販売を50%削減
有機農業	・ 2030年までに全農地の25%を有機農業とするための取組を後押し
食品表示	・ 栄養情報について義務的な容器前面表示(front-pack labelling)を提案 ・ 栄養・気候・環境・社会的側面をカバーする, 持続可能な食品表示制度を開発
食品廃棄	・ 2030年までに小売・消費者レベルでの1人当たり食品廃棄を半減 ・ 2023年までに法的拘束力のある食品廃棄目標を提案
研究・イノベーション	・ Horizon Europeの下, 食料・バイオエコノミー・天然資源・農業・漁業・水産養殖・環境関連の研究・イノベーションに投資(100億ユーロ) ・ 知識の移転が不可欠 ・ CAPの農業助言サービス, Farm sustainability data network (FADN(農業会計データネットワーク))に持続可能性関連のデータを加えて移行)
グローバルな移行の推進	・ 欧州産食品の持続可能性に係る知名度を向上させ, 比較優位, ビジネス機会創出 ・ 持続可能な食品システムに向けた世界的潮流を後押しするため, 第三国, 国際的主体と連携

資料: European Commission (2020b)を基に筆者作成。

(4) F2F と EU における生物多様性戦略

F2F と同日に, 欧州グリーン・ディールのもう一つの鍵となる構成要素と考えられる「生物多様性戦略 2030 (EU Biodiversity Strategy 2030)」が発表されており, これら F2F と生物多様性戦略の両戦略は, EU における自然, フードシステム, 生物多様性の新たなバランスを提示したと考えられている。

欧州委員会は, これら二つの戦略の目標を, 陸と海の保護を強化し, 劣化した生態系を回復し, 生物多様性の保護と持続可能な食物供給の構築の両面で国際舞台でのリーダーとしての EU の地位を確立することにあるとしている。

このように, F2F と生物多様性戦略は相互に関係しており, 各戦略において設定された個別の目標を見ても, 有機農業比率, 農薬削減, 化学農薬削減, 肥料使用量削減など, 一部重複する目標が設定されているところである。

(5) EU レベルの目標・構想 (F2F 等) と CAP の関係

1) CAP 戦略計画を中心とした CAP との連携を通じた目標・構想の実現

F2F を始め生物多様性戦略等 EU レベルの目標・構想で示された政策の実現に向けて、次期 CAP、とりわけ CAP 戦略計画との連携が強力な手段となると考えられる。次期 CAP の下で各加盟国が策定する CAP 戦略計画^⑧においては、EU レベルで設定された様々な目標について、いかに実現するかを詳述することが求められており、同計画は、欧州グリーン・ディール、F2F 等で示された事項・内容に重点を置いた計画となることが期待されることになると思われる。

欧州委員会は、各加盟国から提出された同計画の承認プロセス^⑨等を通じて、各加盟国に対して、EU レベルで設定される農業政策上の目標（欧州委員会は将来の CAP において鍵となる九つの目標（The nine key objectives）を提示（第1図））や、F2F、生物多様性戦略などの EU レベルのビジョン・目標等の実現に向け、各国が策定する各 CAP 戦略計画においてどのように特定の目標（targets）が設定されるべきかなどについて、各国の実情も踏まえながら、加盟国に対して助言を行うこととなる。

この加盟国への助言・審査等に関連して、2020 年 12 月 18 日欧州委員会は、次期 CAP 改革案の合意・導入に先立ち、次期 CAP 下で CAP 戦略計画を各国がどのように準備すべきかについての助言（advice）文書を発出した。同文書には、欧州グリーン・ディール、F2F、生物多様性戦略等の EU レベルの構想・目標を実現・達成するための加盟国に対する提言（recommendation）も含まれている。これらの欧州委員会からの助言文書は法的拘束力を有するものではないものの、EU が加盟国の CAP 戦略計画を承認する際に参照される位置付けになると考えられる。

2) CAP や CAP 戦略計画と「エコ・スキーム（eco-scheme）」

CAP は持続可能なフードシステムへの移行や、欧州農業者による EU の気候に係る目標への貢献、環境保護の取組を強化に向け不可欠な手段と位置付けられているが、この移行や取組の強化を支えるものとして次期 CAP において「エコ・スキーム（eco-scheme）」が新たに導入されることとされている。同スキームは、EU が定める基本的な要件を超えて環境・気候に係る取組を導入した農業者に対して報酬を支払う仕組みのものであり、各加盟国は CAP 戦略計画において同スキームを設定した上で、同戦略計画について欧州委員会の承認を得ることとなる。

2021 年 1 月 14 日欧州委員会は、エコ・スキームにおいて支援対象となり得る農業上の取組例リストを公表した（第3表）。この中で同委員会は、同スキームの支援対象となるには以下の条件を満たす必要があるとしている。

- a. 気候、環境、動物福祉、薬剤耐性（AMR）に関する活動を含むこと。
- b. 国・地域レベルのニーズ・優先順位において規定されること。
- c. 取組の意図・野心がベースラインで規定される最低限を超えるものであること。
- d. EU のグリーン・ディールの目標実現に貢献するものであること。



CAPにおいて鍵となる9つの目標(objectives)	
1)	公正・公平な所得を農業者に確保(to ensure a fair income to farmers)
2)	競争力強化(to increase competitiveness)
3)	フードチェーンにおける力関係のリバランス(to rebalance the power in the food chain)
4)	気候変動に係る行動(climate change action)
5)	環境への配慮(environmental care)
6)	景観や生物多様性の保全(to preserve landscapes and biodiversity)
7)	世代刷新への支援(to support generational renewal)
8)	活気のある農村地域(vibrant rural areas)
9)	食料や健康の質の保護(to protect food and health quality)

第1図 将来のCAPにおいて鍵となる九つの目標 (key objectives)

資料：European Commission, Key policy objectives of the future CAP を基に筆者作成。

注 (1) CAP において鍵となる九つの目標は、今後策定される CAP 戦略計画が依拠するもので、より結果志向 (results-oriented) の政策に向けた礎となるものとされている。

(2) 「世代刷新への支援」は、農業構造の若年化にとどまらず、若年世代への教育訓練、資格付与等を含むものである。

第3表 次期CAPで新たに導入されるエコ・スキームで支援対象となり得る取組例

EUの政策手段に規定された取組	その他の取組
有機農業に係る取組 (例) 有機農業への転換や維持 IPM(総合的病害虫管理)に係る取組 (例) 病害虫に強く強靱性のある品種の導入 その他の取組 農業生態系 (例) 豆類を含む輪作の実施 畜産・動物福祉に係る計画 (例) 病気感染リスク低減のための包括的計画 アグロ・フォレストリー (例) 義務的な取組を超えた景観の向上・維持 高自然価値農業 (例) 準自然生息地の創設や環境改善	カーボン・ファーマーミング (例) 湿地・泥炭地等の再度の湿潤化 精密農業 (例) 精密農業実施による肥料・水等利用の最小化 (農業における)栄養管理の改善 (例) 義務的な取組を超えた硝酸塩に係る取組導入 水資源の保護 (例) 水使用量の少ない穀物への転換等水需要の管理 土壌に資する取組 (例) テラスの造成・維持, 帯状耕作 温室効果ガス排出に関する取組 (例) 堆肥や肥料貯蔵における改善

資料：European Commission（2021）を基に筆者作成。

（6）グリーン・ディール、F2F等を踏まえた次期CAP改革案の取扱い・動向

欧州委員会は2019年12月の欧州グリーン・ディール公表に際して、構想に示された野心の実現に向けては、次期CAP改革案（2018年6月に欧州委員会が提出）の変更は行わず、各加盟国策定のCAP戦略計画を通じて反映されとの意向を有している。

- a. 欧州委員会として、将来のCAP（欧州委員会は「鍵となる九つの目標」等で方向性提示）と欧州グリーン・ディールはフードシステムについて方向性において合致していると認識⁽¹⁰⁾していること。
- b. 次期CAPにおいては、従前以上に各加盟国への権限委譲が希求されていることから、EUレベルのビジョン・目標（欧州グリーン・ディールやF2F等）の実現に向けては、国別の事情を踏まえた各加盟国による戦略計画の策定やその履行（欧州委員会から見れば、同計画の承認や進捗のモニタリング）を重視していると考えられること等が挙げられるのでないかと考えられる。

他方、欧州委員会のスタッフ文書においては、次期CAP改革案とEUレベルのビジョン・目標（欧州グリーン・ディールやF2F等）の両立性については、次期CAP改革案の鍵となる規定の維持や、幾つかの規定の改善が条件との指摘⁽¹¹⁾が行われている。

このような状況が新型コロナ禍等の外的要因⁽¹²⁾とあいまって、次期CAPは当初2021年1月1日からの改革案実施が予定されていたところ、2年間の経過期間を置き、2023年1月1日から新たな政策が実施される方向で検討が進められているところである。

次期CAPの大きな方向性を規定する次期CAP改革案の動向については、欧州グリーン・ディール、F2F等EUレベルの目標・構想の実現の行方に大きな影響を有するものであり注視が必要であろう。

（7）次期多年度財政枠組み・CAP予算における気候関連への資金配分

CAP予算については、従前欧州委員会は、次期多年度財政枠組み（「MFF2021－2027」）

の下では、次期 CAP 予算のうち約 40%が気候対策 (climate action) へ寄与するよう配分されるとの見込み⁽¹³⁾を示していたところであり、CAP は欧州グリーン・ディール、F2F 等実現に向けた重要な手段として位置付けられると考えられる

さらに欧州理事会と欧州議会は 2020 年 11 月、MFF2021－2027 における気候関連予算への配分を全体の 30%とすることに合意した。これは、当初の欧州委員会提案 (全体の 25%) を上回る水準の予算を気候関連に配分することで合意したことを意味しており、今後の次期 CAP 予算における議論において、CAP 予算のどの程度の割合が気候対策へ寄与する予算へ配分の上執行されることとなるのか、F2F 等の実現が予算面からどのように後押しされるかという意味からも注視が必要であろう。

4. 有機農業に係る現状、課題、目標達成に向けた動き

有機農業については、F2F と生物多様性戦略の双方において、「2030 年までに全農地の 25%を有機農業とするための取組を後押し」するとの目標が掲げられている。この有機農業に係る目標については、「有機農業に係る目標を達成することは、加盟国が、農薬・抗生物質・肥料の使用を減少させるといった他の F2F の目標 (goals) を達成するための助けとなるのに有用 (instrumental) である」(ヴォイチェホフスキ農業担当委員⁽¹⁴⁾) として重要な目標として位置付けられている。

以下、有機農業に係る現状・見通し、課題、目標達成に向けた動きについて論及する。

(1) 欧州各国における有機農業に係る現状と見通し

有機農業の面積等を計測する手段は多様なものが考えられるが、F2F における有機農業に係る目標設定や達成度合いの計測等に際していかなる尺度を用いるかは明確化されていない。このため、本稿において欧州各国における有機農業に係る現状等を論じるに当たって便宜上、データベースは Eurostat を用いることとし、当該データベースから永年草地等を含む「Utilised agricultural area」(活用農用地。ただし家庭菜園は除く) について、有機農業に完全に転換された土地又は転換中の土地のデータを用いることとする。

現状の水準は、EU27 か国全体では 8.5% (2019 年；見込み値) との状況であり、欧州委員会としても、「2030 年までに 25%」との目標は、難易度が高く (challenging) ものであり、加盟国による CAP 戦略計画の企画 (design)・実施 (implementation) を通じた強いコミットメントが求められるとの認識を示している⁽¹⁵⁾。

今後の見通しとしては、

- a. EU 域内の有機農業の面積割合は、2012 年～19 年の年平均増加率 5.42%であり、仮にこのペースが 2030 年まで継続すると仮定すると、2030 年における有機農業の割合は 15.2%にとどまる。
- b. 2012 年以降最大の増加率が見られた 2015 年から 16 年にかけての年間増加率 (8.1%) が 2030 年まで継続したと仮定した場合でも、2030 年における有機農業の割合は

20.0%にとどまる。

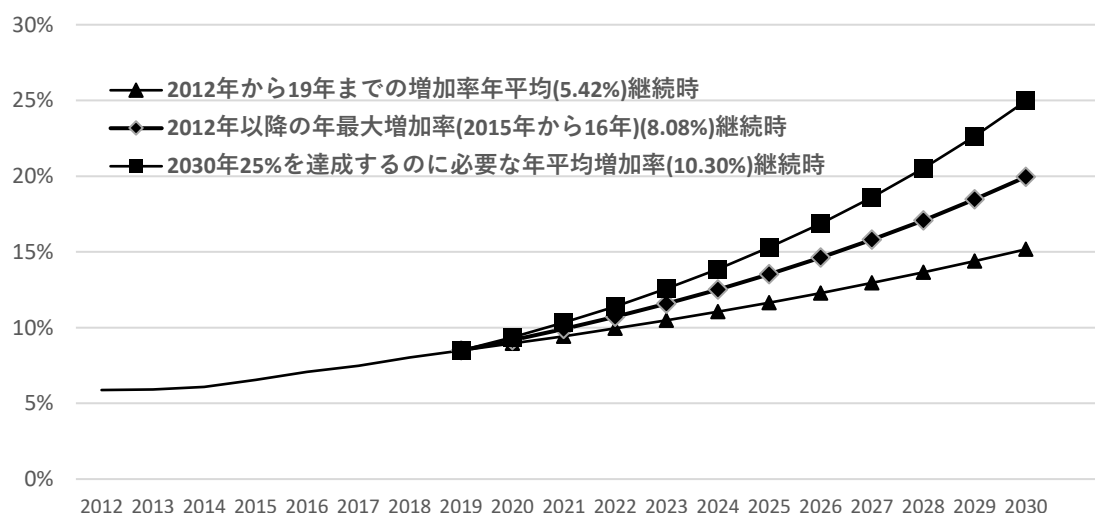
- c. 仮に 2030 年 25%を達成するには、毎年 10%以上の増加率（10.30%）が必要となる。

第4表 EU27 各国の全農地に占める有機農業のシェア及び年間増加率（面積ベース）

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
全農地に占める有機農業面積シェア	5.9%	5.9%	6.1%	6.6%	7.1%	7.5%	8.0%	8.5%
年間増加率		0.5%	2.9%	7.9%	8.1%	5.5%	7.4%	5.7%

資料：Eurostat を基に筆者算出の上作成。

注：2019 年の数値は見込み値。



	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2027	2030
2012年から19年までの増加率年平均(5.42%)継続時	8.5%	9.0%	9.4%	9.9%	10.5%	11.1%	11.7%	13.0%	15.2%
2012年以降の年最大増加率(2015年から16年)(8.08%)継続時	8.5%	9.2%	9.9%	10.7%	11.6%	12.5%	13.5%	15.8%	20.0%
2030年25%を達成するのに必要な年平均増加率(10.30%)継続時	8.5%	9.4%	10.3%	11.4%	12.6%	13.9%	15.3%	18.6%	25.0%

第2図 有機農業に係る「25%目標」と3ケースの試算

資料：Eurostat を基に筆者算出の上作成。

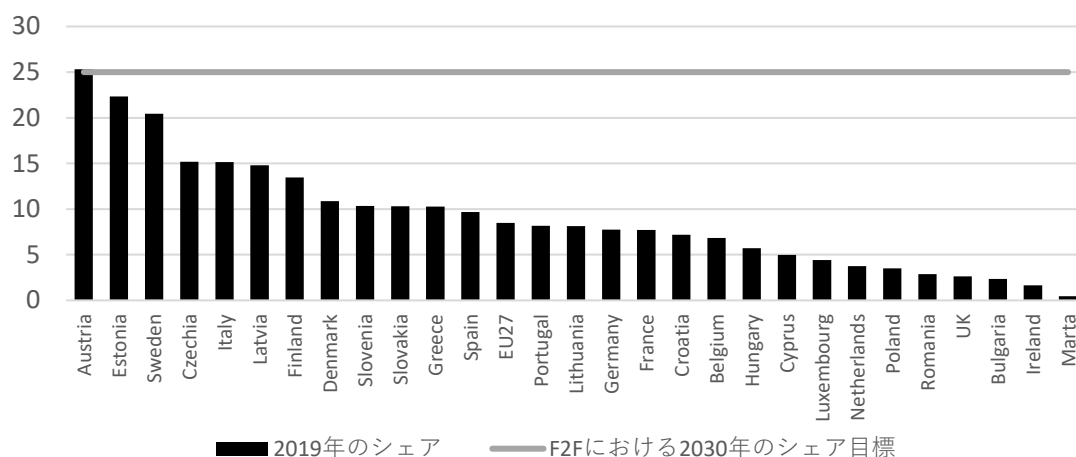
注：2020 年以降の試算値を用いるに当たって使用された数値のうち 2019 年の数値は見込み値。

（2）有機農業に係る目標達成に向けた課題

国別に見ると（第5表）、ドイツ・フランスといった農地面積ベースを含め農業においても大きな存在を占める国々が、EU 全体平均を下回る水準となっており、これらの国での

生産面からの取組拡大が鍵の一つとなると考えられる。

EU27 国内で、面積ベースの割合が最も高いのはオーストリア (25.3% (2019 年)) であるが、同国の課題としては、同国内では供給サイドほどには有機農産物への市場の需要は強くなく、販売先を穀物・ミルクなどを中心にドイツ・スイスへの輸出に依存しているとの現状がある⁽¹⁶⁾。この点、欧州委員会も「有機農業部門が確固とした (solid) 均衡を維持するため、市場における需要と生産が揃って成長することが不可欠」との認識⁽¹⁷⁾を示しており、消費・生産両面から、EU 域内全体として、いかにバランスある発展を拡大的に図っていくかが課題と考えられる⁽¹⁸⁾。



第3図 EU加盟各国・英国における全農地に占める有機農業面積のシェア (単位: %)

資料: Eurostat を基に筆者作成。

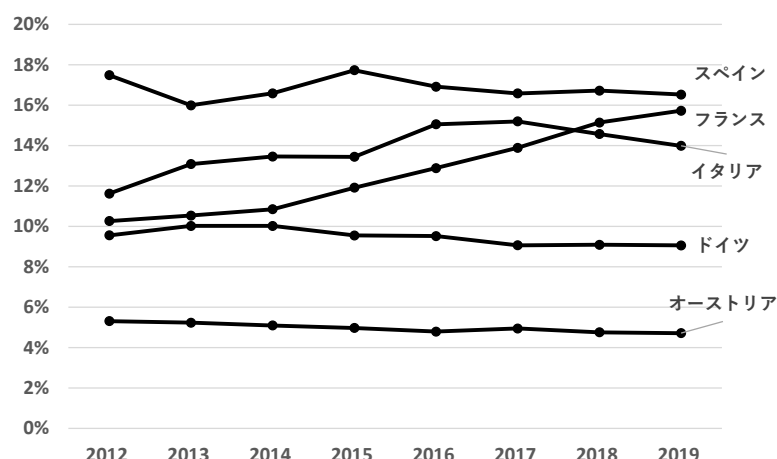
注: ポーランド及びポルトガル並びに EU 加盟 27 各国全体の数値は見込み値。

第5表 EUの有機農業面積全体に占める各国の割合の推移 (2019年上位10か国)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
スペイン	16.0%	16.6%	17.7%	16.9%	16.6%	16.7%	16.5%
フランス	10.5%	10.8%	11.9%	12.9%	13.9%	15.1%	15.7%
イタリア	13.1%	13.5%	13.4%	15.1%	15.2%	14.6%	14.0%
ドイツ	10.0%	10.0%	9.5%	9.5%	9.1%	9.1%	9.1%
オーストリア	5.2%	5.1%	5.0%	4.8%	4.9%	4.8%	4.7%
スウェーデン	5.0%	4.9%	4.7%	4.6%	4.6%	4.5%	4.3%
チェコ	4.7%	4.6%	4.3%	4.1%	4.0%	3.9%	3.8%
ギリシャ	3.8%	3.5%	3.7%	2.9%	3.3%	3.7%	3.7%
ポーランド	6.7%	6.4%	5.2%	4.5%	3.9%	3.6%	3.6%
英国	5.5%	5.1%	4.5%	4.1%	4.0%	3.4%	3.2%
その他	19.5%	19.6%	20.1%	20.7%	20.6%	20.7%	21.4%

資料: Eurostat を基に筆者算出の上作成。

注: Eurostat におけるポーランド及びポルトガル並びに EU 加盟 27 各国全体の数値が見込み値であるため、本表における各数値は見込み値に基づき算出。



第4図 EUの有機農業面積全体に占める各国の割合の推移（2019年上位5か国）

資料：Eurostat を基に筆者算出の上作成。

注. Eurostat におけるポーランド及びポルトガル並びに EU 加盟 27 か国全体の数値が見込み値であるため、本図における各数値は見込み値に基づき算出。

（3）有機農業に係る目標達成に向けた動き

欧州委員会は、次期 CAP が有機農業への転換を促進する最も重要な手段と認識しており、具体的な支援策としてはエコ・スキーム、投資への支援、助言サービスを始め広く検討されている模様である。現在欧州委員会においては、各加盟国における有機製品の需要と供給の双方が刺激される助けとなるような有機に係るアクション・プランの策定作業が進められており、同プランは前節において課題として掲げた需給両面におけるバランスある拡大的發展に向けて資するものと考えられる。

アクション・プランのロードマップ（2020年9月4日公表）において、欧州委員会は有機農業の目標達成等に向けて、以下の考え方を示した⁽¹⁹⁾。

- a. 農業者の有機農産物への生産のシフトを促すには、加工や小売段階を含めて有機産品への消費の増大が最も重要。
- b. 普及促進活動やグリーン公共調達（green public procurement）を通じた消費者の信頼確保が重要。
- c. 有機農産物の生産に係る更なるインセンティブが目標達成に向けて必要。
- d. 目標達成に向けて、現行及び将来の CAP 下で利用可能な手段に加えて、トレーニング、研究・イノベーション、有機の加工品割合の増大が必要不可欠な手段。
- e. アクション・プランは、気候中立・環境保護・生物多様性の保全に対して有機農業部門がより貢献できるようにすることを目指す。

EU の有機農業に係る制度設計としては、農業者による公正な競争確保、不正の防止、消費者の信頼確保等を図ること等を目的とした新たな有機産品に係る規則（有機の生産及び有機産品の表示に関する規則）⁽²⁰⁾の施行が2022年1月1日に予定されており、アクション・プランは同規則を補完するものとして位置付けられている。目標達成に向けては、需給両面におけるバランスある拡大的發展等に向けて、制度や支援施策の設計、CAP 戦略計画等を通じた政策運営が適切かつ効果的に実施されることが必要であると考えられる。

5. 欧州各国における農薬使用・農薬貿易と目標設定

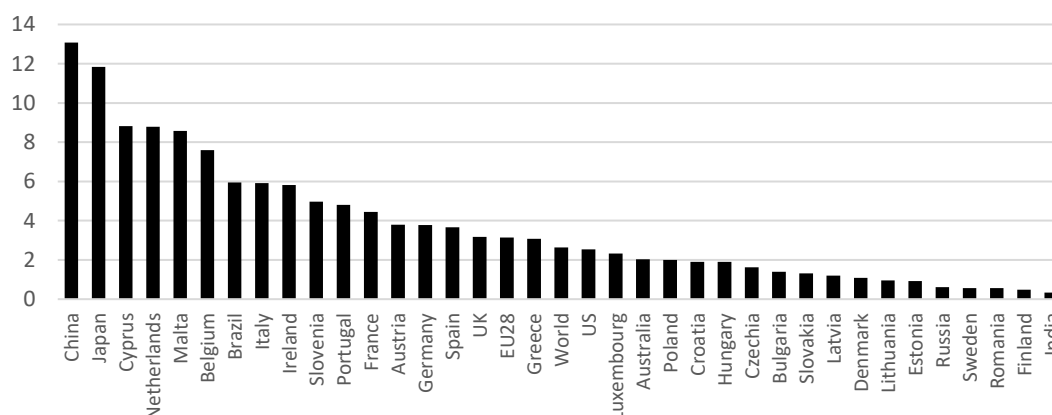
農薬については、F2F と生物多様性戦略の双方において、「2030 年までに化学農薬の使用とリスクを 50%削減」、「2030 年までにより有害な農薬（more hazardous pesticides）の使用を 50%削減」との目標が掲げられている。農薬に係る目標設定や実現に向けた取組は、有機農業など他の目標等との関連性も高いことに加え、農薬に係る EU 域内における積極的なルール・取組を通じて、農薬に係る国際ルール形成においてイニシアティブの発揮を目指す側面もあるのでないかと考えられる。

以下では、欧州各国における農薬使用の現状・取組、農薬貿易への示唆等について論及する。

（1）欧州各国における農薬使用の現状・取組

農薬の使用量等を計測する手段は多様なものが考えられるが、F2F における農薬に係る目標設定や達成度合いの計測等に際していかなる尺度を用いるかは明確化されていない。このため、本稿においては便宜上、データベースは FAOSTAT を用いることとし、当該データベースから「pesticides (total)」のデータを農薬使用量として使用することとする。

欧州各国における農薬使用の状況を見ると、英国離脱前の EU28 か国平均の単位面積⁽²⁾当たりの農薬使用量(2018 年)は 3.09kg/ha であり、日本(11.76kg/ha)や中国(13.07kg/ha)を大きく下回る一方、世界平均(2.63kg/ha)や米国(2.54kg/ha)は上回る状況となっている。加盟国間で比較すると、最も少ないルーマニア(0.77kg/ha)から最も多いキプロス(8.21kg/ha)まで大きなばらつきがある状況となっている(第5図)。



第5図 EU28 か国及び主要国の単位面積当たり農薬使用実績（2018 年）（単位：kg/ha）

資料：FAOSTAT を基に筆者作成。

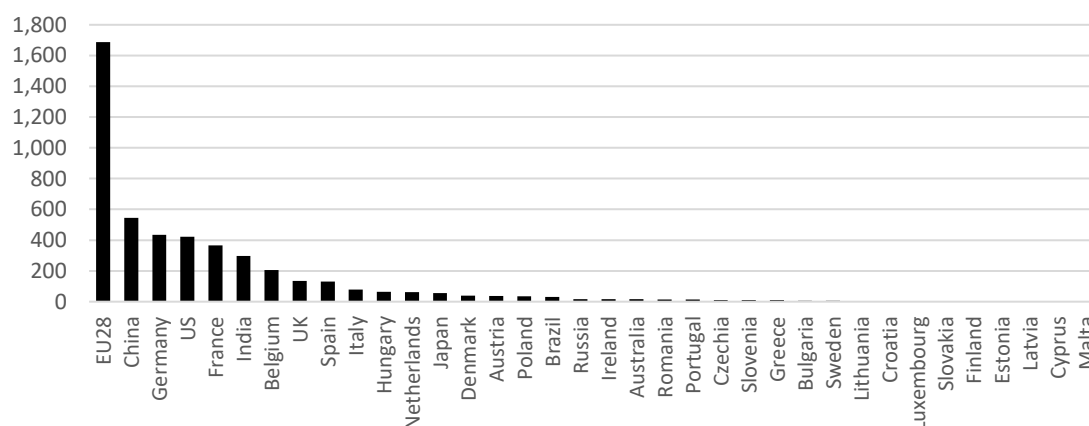
注. 単位面積当たりの農薬使用量において用いられている面積は、FAOSTAT の定義によると、耕作地（arable land）と永年作物地（land under permanent crops）を合計したもの。

EUにおいては、従前から持続可能な農薬使用への取組として、EU sustainable use of pesticides Directive（2009/128）が適用されてきたが、ほとんどの加盟国は、上記 EU 指令の目的（objectives）達成に係る、計測可能な目標（targets）の設定を行っていない状況とされている。

また、欧州委員会は Integrated Pest Management（総合的病虫害管理。以下「IPM」）の実施が農薬への依存低下に必要と強調する一方、この IPM の導入・監視が進んでいないことが、EU における最も広範囲にわたる弱点であり続けていると指摘している。このような状況を踏まえ欧州委員会は、CAP の見直しにより、上記指令の規定と関連した農業者への補助金支払いについては、当該補助金のインセンティブ支払いについては、IPM の実施が義務的な原則になる旨を表明したところ⁽²²⁾であり、今後の IPM の導入・実施状況の変化に注視が必要であると考えられる。

（2）欧州各国における農薬貿易の現状、農薬貿易への示唆

農薬貿易については、欧州の農薬輸出金額は中国・米国等を大きく上回る水準（第6図）であるが、他方で、例えば FAOSTAT における「Hazardous Pesticides」（該当物品はロッテルダム条約⁽²³⁾において規定⁽²⁴⁾。以下本稿において同じ）に限定して輸出金額を見ると（第7図）、農薬全体の輸出水準と異なり、米国等を大きく上回るとの状況とはなっていない（注：中国は統計数値なし）。



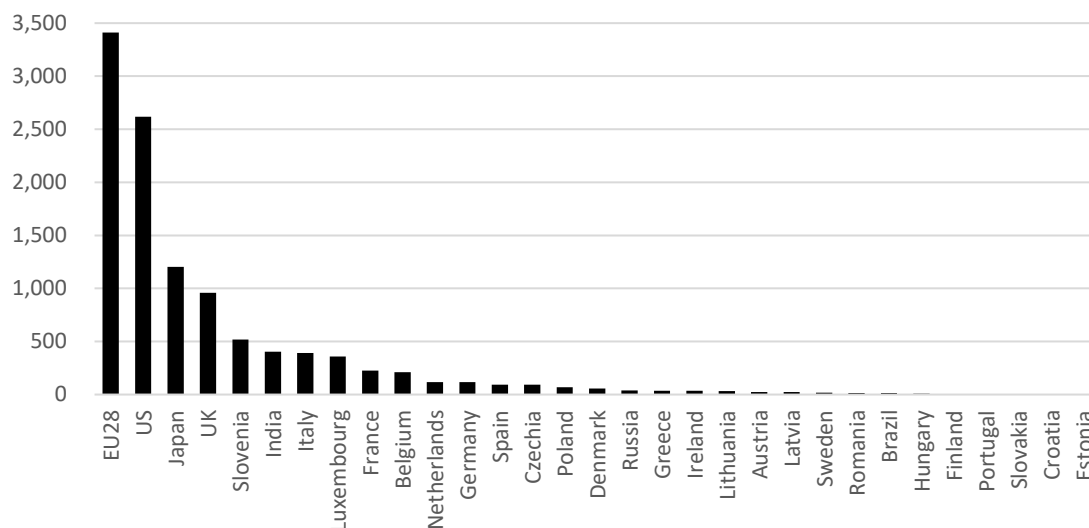
第6図 EU28 か国及び主要国の農薬輸出金額（2018年）（単位：千万米ドル）

資料：FAOSTAT を基に筆者作成。

また、Hazardous Pesticides の輸出においては、英国離脱前の EU28 か国⁽²⁵⁾の約4分の1の輸出額を英国が占めており、英国の離脱以降の EU は、その農薬輸出額に占める Hazardous Pesticides の割合は一層低下することが見込まれる。

上記の交易状況や、今般の F2F において「より有害な農薬 (more hazardous pesticides)」の使用を 50%削減することが盛り込まれたことを踏まえると⁽²⁶⁾、今後 EU としては、

- a. EU 域内においては、持続可能な農業や当該農業により生産された製品の流通を図るためのルール形成、支援等を行うとともに、
- b. 対外交渉においては、貿易協定などを通じて他国に EU モデルの採用を促すこと等を通じて、農業に係る国際ルール形成においてイニシアティブの発揮を目指す可能性⁽²⁷⁾も考えられ、引き続き注視することが必要であろう。



第7図 EU28 各国及び主要国の Hazardous Pesticides 輸出金額 (2018 年)
(単位：万米ドル)

資料：FAOSTAT を基に筆者作成。

注. ブルガリア・キプロス・マルタはデータが存しないため、「EU28」は EU25 各国（英国を含む）の数値を筆者集計。

6. その他の各論

(1) 畜産部門について

畜産部門をめぐっては、土地利用や土地利用の変更に関連した二酸化炭素を除き EU のグリーンハウスガス排出の約 7% を占め⁽²⁸⁾、また、飼料の輸入を通じて、第三国における森林伐採や生物多様性の減少とも関連している等の論調もある。

このような状況の中で、F2F において、畜産部門に関して、加盟国を拘束する畜産自体や畜産による環境への負荷の減少に係る「直接的な」目標⁽²⁹⁾が含まれなかった等として、欧州議会の一部グループやシンクタンク等から批判が行われており、例えば具体的には以下のような動きが見られるところである。

- a. 欧州議会 30 議員（大半が緑の党／欧州自由連盟グループ (Greens/ EFA)）；欧州委員会あてレター（2020 年 6 月 25 日送付）において「肉類やその他の動物由来製品の生産・消費方法を変化させない限り、欧州のフードシステムを持続可能なものに変化させることは決してできない」として、欧州委員会が F2F から工業的畜産 (industrial

livestock production）⁽³⁰⁾を除外したことを批判。

- b. 欧州政策センター（European Policy Centre）；「欧州の最大の問題は、畜産部門の過剰生産と、肉類・酪農品の過剰消費」として、それにもかかわらず、F2Fは、畜産部門による、環境、健康への貢献についての取組が欠如していると批判。また、CAPは集約的な畜産に従事する者に対してインセンティブを付与し続けることにより、F2Fにとって、リスクとなり得るとの懸念⁽³¹⁾を提示。

（２）税制を通じた政策展開

F2Fのアクション・プランにおいては、27のいずれの施策（measures）においても税制について直接の言及は行われていないが、コミュニケーション文書においては、「税制インセンティブは、持続可能なフードシステムへの移行促進や、消費者による持続可能で健康な食事選択の推奨に寄与する」として言及が行われている。

同文書で言及された税制に係る政策展開としては、例えば以下が挙げられる。

- a. 現在欧州理事会で議論されているVATについて、（加盟国が）よりターゲットの絞られた税率の活用、例えば（低税率等の適用による）有機の果樹・野菜への支援の実施。
- b. 環境・気候への影響を反映した税制の活用（「EUの税制は、様々な種類の食品価格が、有限の自然資源、汚染、グリーンハウスガス排出その他の環境外部性の観点からの実質的なコスト（real costs）を反映したものとされねばならない」と言及）。

（３）公的機関による調達

公的調達を通じた取組として、F2Fにおいては、学校・ケアハウスなどの機関における健康な食料の利用可能性の後押しが示唆されている。

具体的な言及としては、例えば学校・病院等の公的機関における食料供給に関して言及した以下が挙げられる。

- a. 持続可能な食料の利用可能性や価格を改善し、公的機関における食事の提供（catering）において健康で持続可能な食事の提供を推進するために、欧州委員会は、持続可能な食料調達についての、最低限の義務的な基準を決定する。
- b. 欧州委員会が2021年第3四半期に策定することを予定している基準は、各市・地域・公共団体（public authorities）が、学校・病院・その他公的機関（public institutions）に対して食料を供給するに際しての助けとなるとともに、有機農業などの持続可能な農業を推進する。

（４）欧州グリーン・ディール等の農業生産への影響

農業生産への影響について、欧州委員会は、「EU Agricultural Outlook For Markets and Income 2019-30」（2019年12月10日公表）（以下「EU農業見通し」）において、以下のとおり言及している。

- a. 農業に対する健康への配慮、環境負荷の低減、気候変動や動物福祉への配慮、食品の原産地の明確化、利便性の向上といった社会的な要求が強まっており、これらの要求は今後10年間、農業市場を形成する要素になり続けるであろう。(このため、)地理的表示(GI)、遺伝子組み換え原材料不使用の産品、牧草飼育、地産地消といった差別化された社会的要求に合う農畜産物は見通し期間中に増産するであろう。
- b. これらの社会的要求や、そのためにEU及び各加盟国が策定する農薬の使用等の環境・気候などに係る規制は、農畜産物の生産コスト増加につながる一方で、市場における一層の差異化を通じて生産に付加価値を加える機会をもたらす。

また、EU農業見通しでは、不確実性の分析として、例えばEUにおける生乳生産について、貿易政策の動向、アジア等の大市場における酪農品に係る消費動向に加え、供給サイドの不確実性として、消費者の嗜好に応じて生産におけるシフトの程度が左右される有機の生乳生産シェアの変化の度を挙げている。

有機の生乳生産シェアは、今般のグリーン・ディール・F2Fで一層増大すると考えられるが、EU農業見通しにおいては、有機生産へのシフトで、生産コストの増大と(単位当たり)供給量の減少がもたらされると指摘されている。(他方、生産額については、付加価値向上による価格上昇圧力が変化への寄与要因となり得ると考えられる)。

これらの要因を総合的に加味した上で、欧州委員会は、EU農業見通しにおいて、2030年までの生乳生産量について、安定した乳価が酪農家の増産意欲を後押しする一方で、環境的要件の増加(温室効果ガス、リン酸塩排出等)や、差別化された産品を求める消費者傾向(有機産品、地産地消等への嗜好増大)が一層強まると考えられることなどから、緩やかな増加にとどまると見込んでいる⁽³²⁾ところである。

7. おわりに

高齢化の進展等の農業構造面、高付加価値産品への嗜好の強さ等の食料消費面など、日本とEU間では、農業・食料に関して共通する側面が多く見受けられる。

ポスト・コロナにおいて、サプライチェーンの強靱(きょうじん)化の必要性が一層重要となる中、EUにおける生産から消費までのフードシステムを公正で健康的で環境に配慮したものにしようとするF2Fやその前提である欧州グリーン・ディールに基づく政策展開は、我が国の政策立案に与えるインプリケーションも大きいものがあると考えられる。

また、ライエン欧州委員会委員長が、欧州グリーン・ディールは、経済成長に資するものであり、我々の新たな成長戦略である、世界市場における主導権の確立も目的としていと述べたとされるように、キリアキデス保健衛生・食品安全担当委員が、最初に動けば国際競争で優位に立てる、持続可能なフードシステムに世界を変革していきたいと述べたとされるように、今般の一連のEUの動きは、国際戦略の側面もあると考えられる。

我が国としてもこれらの動向について注視していく必要がある。

第2章 EUにおける持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組—「欧州グリーン・ディール」,
「Farm to Fork（農場から食卓まで）戦略」,「欧州生物多様性戦略2030」—（桑原田）

（別表）「Farm to Fork（農場から食卓へ）戦略」 アクション・プラン

1	全体	持続可能なフードシステムに向けた法制上のフレームワーク提案	2023年
2		食料供給・食料安全保障確保に向けた緊急対応策の発展	2021年Q4
3	持続可能な生産の確保	CAP戦略計画の正式提出前に、CAPの9つの目標に取り組む各加盟国に対する助言の選定	2020年Q4
4		農業の使用・リスク・依存を著しく低下させ、IPM(総合的病害虫管理)の取り組みを向上させるため、「Sustainable Use of Pesticides Directives(持続可能な農薬の使用に関する指令)」の修正案の提案	2022年Q1
5		生理活性物質を含む植物保護剤の上市の円滑化に関して、植物保護剤フレームワークの下で導入されている規制の見直し	2021年Q4
6		データギャップを克服し証拠に基づく政策立案の取り組みを強化するため、農業統計に係る規制の見直しを提案	2023年
7		動物の輸送や屠殺についてを含め、現行の動物福祉に係る法制の評価と見直し	2023年Q4
8		畜産による環境への影響を軽減するため、飼料への添加物に係る規制の見直しの提案	2021年Q4
9		農業会計データネットワーク(FADN)を農業持続可能性データネットワーク(Farm Sustainability Data Network)に変更して持続可能な農業に係るデータを幅広く取り込むための、関連規制の見直しの提案	2022年Q2
10		集团的活動の持続可能性に関して、EU機能条約における競争法の範囲の明確化	2022年Q3
11		一次生産者間の協力を後押ししてフードチェーンにおける立場強化を支援するための法制上のイニシアティブ、透明性向上に向けた非法制上のイニシアティブ	2021～22年
12		EU カーボン・ファーマーミング イニシアティブ	2021年Q3
13	持続可能な食品加工, 卸売, 小売, 食品提供, 食品サービスの行動	食産業企業において持続可能性を企業戦略に組み込むことを要件とするなど、コーポレート・ガバナンスの改善のためのイニシアティブ	2021年Q3
14		EUの行動規範を発展させ、フードサプライチェーンにおける、責任あるビジネス・市場行動を監視	2021年Q2
15		特定の栄養成分について最大含有量を設定することを含め、加工食品のreformulation（組成変更, 成分の見直し）の推進に係るイニシアティブの開始	2021年Q4
16		塩分・砂糖・脂肪が多く含まれた食品の販売推奨を制限するため、栄養プロファイルの設定	2022年Q4
17		食品安全の向上, 市民の健康の確保, 環境フードプリントの減少のため, 食品接触材料に係るEU法制の見直しの提案	2022年Q4
18		持続可能な製品の摂取・供給を確保するため, 農業・漁業・水産養殖業へ適用されるEU市場基準(EU marketing standards)の見直しの提案	2021～22年
19		欧州不正対策局の調査能力の一層の活用検討を含め, 単一市場に係るルールの施行と食品偽装への対応の連携の強化	2021～22年
20	持続可能な食料消費, 健康で持続可能な食生活へのシフトの奨励	消費者にとって健康重視の選択が可能となるよう, 調和のとれた義務的な栄養に係る容器前面表示(front-pack labelling)を提案	2022年Q4
21		特定の製品について, 原産地の表示(origin indication)の要求に係る提案	2022年Q4
22		健康で持続可能な食生活を推奨するため, 持続可能な食品調達に係る最小限の義務的な基準の設定に向けた, 最善の手順(modalities)の決定	2021年Q3
23		消費者が持続可能な食品に係る選択をより良く行うことができるよう, 持続可能な食品表示フレームワークを提案	2024年
24		持続可能な生産・消費への貢献を向上させるため, EUプロモーション・プログラム見直し	2020年Q4
25		EU schoolスキームが健康で持続可能な食品に再度フォーカスするよう, 同スキームの法的フレームワークを見直し	2023年
26	フードロスや食品廃棄の減少	食品廃棄減少に向けてEUレベルの目標の提案	2023年
27		データ表示("use by","best before")に係るEU規則の見直しの提案	2022年Q4

- 注(1) 本稿は、2021年2月21日公表の桑原田(2021)を踏まえ、カンントリーレポート向けに修正等を行い公表するもの。
- (2) 「グリーン・リカバリー」に係る経緯・概念整理の記述は山本(2020)等を参照した。
- (3) このパリ協定を背景として、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、2018年10月に「1.5℃特別報告書」(正式には「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス(GHG)排出経路に関するIPCC特別報告書」)を公表した。同特別報告書においては「地球温暖化を1.5℃に抑制することは不可能ではない。しかし、社会のあらゆる側面において前例のない移行が必要である」「地球温暖化を1.5℃に抑制することは、持続可能な開発の達成や貧困の撲滅等、気候変動以外の世界的な目標とともに達成しうる」旨が示された(環境省、2019)。
- (4) 欧州委員会コミュニケ文書(COM(2019)640)等。
- (5) 項目については山本(2020)を参照した。
- (6) 欧州委員会の行動計画、政策方針等を説明する文書(立法に係る具体的な提案を包含することもある)。
- (7) 本稿の最終執筆時点(2021年1月21日)。
- (8) 同計画は欧州委員会への提出後同委員会の承認が必要であるとともに、同計画承認後も各加盟国はCAP戦略計画について毎年進捗報告を欧州委員会に提出する必要がある。
- (9) CAP戦略計画の承認プロセスについては、農業・地域開発総局(Agriculture and Rural Development)とF2F策定の主管部局である保健・食品安全総局(Directorate-General Health and Food Safety)間など欧州委員会内の異なる総局間における調整の難航等を懸念する声もある。
- (10) European Commission(2020a)
- (11) Ibid.
- (12) 2021年以降のEU予算を規定する「MEF(多年度財政枠組み)」(2021~27年)に係る合意形成の遅れ、コロナ禍、Brexitによる不確実性等の状況の中で手続きが遅れたこと等。
- (13) European Commission(2018)
- (14) 2020年6月8日EU農業大臣ビデオ会合。
- (15) Burtscher 農業総局長(2020年7月2日 European Organic Congress)
- (16) IFOAM(国際有機農業運動連盟)によると、2018年のEUにおける有機農産物販売額の約3割がドイツ(人口で16%)。
- (17) Burtscher 農業総局長(2020年7月2日 European Organic Congress)。
- (18) 欧州の有力農業団体COPA-COGECAのPesonen事務局長「有機農産物はより稼ぐことが可能であるため、戦略の方向性に原則として賛成であるが、25%との目標は過度に野心的であり、有機農産物が過剰供給される場合には、有機部門自体が破綻するおそれ」と指摘。
- (19) 2020年9月4日に有機農業に係るロードマップの記載事項を基に筆者が整理。
- (20) Regulation(EU)2018/848 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on organic production and labelling of organic products
- (21) FAOSTATの定義によると、ここで用いられている面積は、耕作地(arable land)と永年作物地(land under permanent crops)を合計したもの。
- (22) Ibid.
- (23) 正式名称は、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約(Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade)。1998年署名。
- (24) FAOSTATにおける「hazardous pesticides」はロッテルダム条約において「hazardous pesticides」として列記された35の物品(<http://www.fao.org/economic/ess/agroambientales/es/>)。
- (25) ブルガリア・キプロス・マルタはデータが存しないため、「EU28」は2018年におけるEU25か国(英国を含む)の数値を筆者集計。
- (26) F2Fにおいて「より有害な農薬(more hazardous pesticides)」とされている物品の定義は次のとおりとされており、ロッテルダム条約における「hazardous pesticides」との間には厳密には相違。“These are plant protection products containing active substances that meet the cut-off criteria as set out in points 3.6.2. to 3.6.5 and 3.8.2 of Annex II to Regulation (EC) No 1107/2009 or are identified as candidates for substitution in accordance with the criteria in point 4 of that Annex.”
- (27) 2020年7月23日開催の欧州委員会・IFPRI(国際食料政策研究所)主催セミナーにおいて、欧州委員会保健・食品安全総局Juelicher課長(Food and Feed Safety)から「(EUは)パートナーと協力しながら、フードシステムの世界的な移行(global transition)を支援したい」、「約20年前に欧州が食品安全について(世界における)役割を果たしたように、食品に係る持続可能性について役割を果たしたい」とコメント。
- (28) European Environment Agency(2019)
- (29) F2Fにおける「肥料を少なくとも20%減少」とのgoalsは、畜産による空気・水の品質への影響を弱めることに寄与するかもしれない。しかし、目標(targets)をどのようにして実現するかは加盟国に委ねられており、このため、必ずしも畜産部門とリンクしない可能性等が指摘されている。
- (30) コストを抑制しながら生産の最大化を目指す大規模畜産。
- (31) European Policy Centre(2020)
- (32) 農畜産業振興機構情報調査部(2020)を基に記述。

[引用文献]

- European Commission *Eurostat*, <https://ec.europa.eu/eurostat/web/agriculture/data/database>, accessed 1st of February 2021.
- European Commission, *Key policy objectives of the future CAP*, https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/key-policies/common-agricultural-policy/future-cap/key-policy-objectives-future-cap_en, accessed 1st of February 2021.
- European Commission (2018) *EU budget: the Common Agricultural Policy beyond 2020*.
- European Commission (2020a) *Analysis of links between CAP Reform and Green Deal*, Commission Staff Working Document, SWD (2020) 93 final.
- European Commission (2020b) *Factsheet: From farm to fork: Our food, our health, our planet, our future*.
- European Commission (2021) *List of potential AGRICULTURAL PRACTICES that ECO-SCHEMES could support*.
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/fs_20_908, accessed 1st of February 2021.
- European Environment Agency (2019) *Annual European Union greenhouse gas inventory 1990- 2017*.
- European Policy Centre (2020) *The Farm to Fork strategy and the inconvenient truth*.
- FAO, *FAOSTAT*, <http://www.fao.org/faostat/en/>, accessed 1st of February 2021.
- UN Environment Programme (2019) *Emissions Gap Report 2019*.
- 環境省（2019）「IPCC『1.5℃特別報告書』の概要」（2019年7月版）.
- 桑原田智之（2021）「EUにおける持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組 —『欧州グリーン・ディール』,『Farm to Fork（農場から食卓まで）戦略』,『欧州生物多様性戦略 2030』—」農林水産政策研究所. (2021年2月22日アクセス)
https://www.maff.go.jp/primaff/seika/attach/pdf/210222_01.pdf
- 農畜産業振興機構情報調査部（2020）「持続可能性（サステナビリティ）を最優先課題とする EU 農畜産業の展望～2019年 EU 農業アウトルック会議から～」.
https://www.alic.go.jp/joho-c/joho05_001030.html
- 山本麻紗子（2020）「ポスト・コロナの農業と食」みずほ情報総研.
<https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/column/2020/0624.html>(2021年2月1日アクセス)

2024年5月10日更新

第3章 フランス

—EUにおけるフランス有機農業の位置付けと有機市場の現状—

戸川 律子

1. はじめに

フランスは欧州における有機農業のパイオニアとして知られ、世界で初めて有機認証を開始した国である。フランス農業は 1950 年代から近代化が始まり、1960 年に制定された農業基本法以降、一貫して生産性主義農政を追及してきた。そして 1970 年代末から農業・食品産業分野の輸出実績を伸ばし、欧州最大の農業国となった (Duplomb Laurent, 2019)。

しかし同時に、集約的農業を追求した結果、化学物質 (肥料、殺虫剤など) の大量使用による環境への影響が顕在化し、地球環境を考慮した持続可能な農業の必要性が提起された。これらの対策として代替農業が開始され、1970 年代にフランス有機農法の基礎が確立した。そして 1980 年に有機農業は農業基本法に盛り込まれ⁽¹⁾、国の主導による農業環境の改善への取組が 1990 年代に開始された。しかし有機農業への就農及び農地転換の動きが活発化しはじめたのは 2000 年以降のことである。

こうした状況下に、2007 年「環境グルネル懇談会」を契機として、環境問題を考慮した有機農業の振興を図るために、ニコラ・サルコジ大統領 (当時) によって、「2020 年までに有機農産物・加工品のシェアを現在の 2%から 20%へ拡大する。団体給食の食材を 20%有機農産物にする」という目標が掲げられた (COMOP 14)⁽²⁾。ところが、その実現化には国内生産の有機農産物だけでは追い付かず、大量の輸入が避けられないことが確認され、「有機農産物」から「地元産」へと方針転換した。しかし 2018 年に制定されたエガリム法において「2022 年までに団体給食に有機農産物・加工品を 20%使用する」ことが明記され⁽³⁾、第 4 回国民健康栄養プログラムにおいても「全人口が 1 週間に最低 20%の有機植物製品を消費する」という目標が掲げられた (Ministère des solidarités et de la santé, 2018: 81)。つまりフランス国内における有機農業の振興は、環境のみならず健康との両面において急務となっている。

本稿では、フランスにおいて急速に拡大している有機農産物・加工品市場 (以下、有機市場) を把握するために、2001 年に設立されたフランス有機農業開発・促進機構 (Agence Bio) による最新データを分析し⁽⁴⁾、近年の欧州連合 (以下、EU) におけるフランス有機農業の位置付けを整理した上で、国内における有機農業とその流通の発展の経緯を歴史的に考察する。次いで、近年の有機市場の拡大に関与した社会的背景を踏まえ、消費行動と販売チャネルの両面から有機市場の現状を検討し、今後の課題をまとめる。

2. EUにおけるフランス有機農業

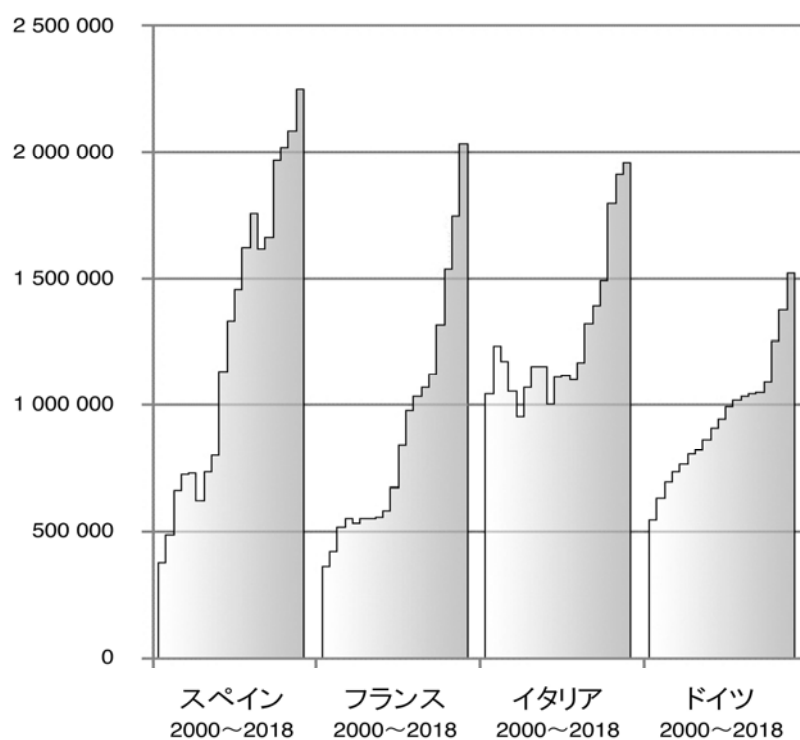
（1）EUにおける有機農業の主要4か国

世界の有機農業は、Agence Bio (2019b) によれば、地域による違いはあるものの、おおむね2000年以降に発展した。有機農地面積は、とりわけ2017年から2018年の間に世界規模で2百万ha以上増加し、71.5百万haとなった。EUでは1.2百万ha、次いでアジアでは529千ha、北アメリカでは111千ha、オセアニアでは105千ha、ラテンアメリカでは49千ha増加し、世界の有機農地面積は2.9%拡大した。世界の地域別に見れば、突出してEUの有機農地面積が増加しているが、国別ではウルグアイ、次いでアルゼンチン、フランス、ベトナム、スペインとつづく（Agence Bio, 2019b: 10-16）。

EUはオセアニアに次ぐ有機農業の普及地域とされ、Agence Bio (2019a) によれば、2018年のEU域内有機農地面積は1.38百万haを超え、EU域内農地面積の7.5%を占める。そして2030年には10%に到達すると予測され、有機農業の振興に力を入れている（Agence Bio, 2019a: 4）。EU加盟国の有機農地面積は、スペインが最も大きく2,246千ha（EU域内有機農地総面積に占める割合16%）、次いでフランス2,035千ha（同15%）、そしてイタリア1,958千ha（同14%）、ドイツ1,521千ha（同11%）とつづく（下掲第1図参照）、これら4か国でEU域内有機農地面積の56%を占める。同図に示すとおりフランスの有機農地面積は近年急速に拡大しており、2018年にはイタリアを抜いて2位となり、1位のスペインとの差を縮めつつある（Agence Bio, 2019a: 5-10）。

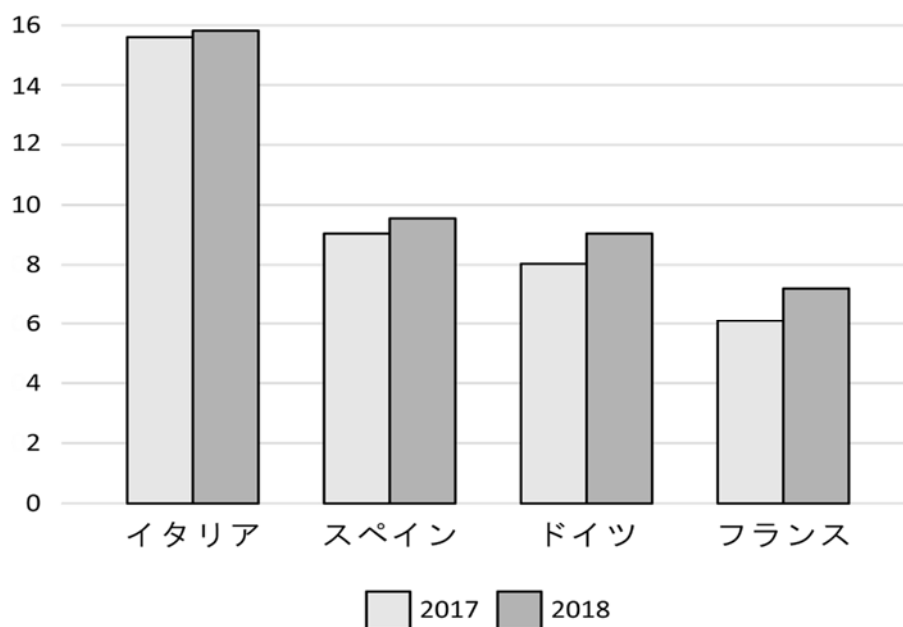
しかし、有機農地の総面積ではイタリアを抜いたものの、フランスの有機農地面積の国内シェアは4か国の中で最も小さい。イタリアの国内シェアがほぼ16%にとどいているのに対し、フランスはまだ7.5%程度である（下掲第2図参照）。フランス政府による目標は2012年までに「国内シェア6%」とされ、2022年までには「国内シェア15%」とされているため⁵⁾、目標を達成するには現状の2倍の面積に拡大する必要がある。

一方、EUに登録された有機農業経営体数を見ると2018年に325,306となり、前年と比較して4.9%増加している。EU域内有機農業経営体の一経営体当たりの平均面積は42.4haで、対前年比1ha増と拡大傾向にある。主要4か国の有機農業経営体数を比較すると、イタリアが最も多く69,317で、EU全体の21%を占める。次いでフランスが41,623で13%、そしてスペインが39,505で12%、ドイツが31,713で10%を占める（Agence Bio, 2019a: 4-5）。有機農業経営体の平均農地面積で比較すると、スペインが56.8haと最も大きく、次いでフランスが48.8ha、そしてドイツが47.9ha、イタリアが28.2haとつづく。前年と比較してスペインは1.6ha、フランスは1.5ha拡大しており、EU域内有機農業経営体の平均農地面積よりも速いペースで大規模化が進んでいる。フランスはEU域内有機農業経営体の大規模層の17.6%を占め1位であり⁶⁾、大規模層の有機転換が急速に進行している（Agence Bio, 2019a: 74）。



第1図 EU主要国における有機農地面積の推移（単位：ha）

資料: Agence Bio (2019a) より筆者作成。



第2図 国内に占める有機農地の割合（単位：%）

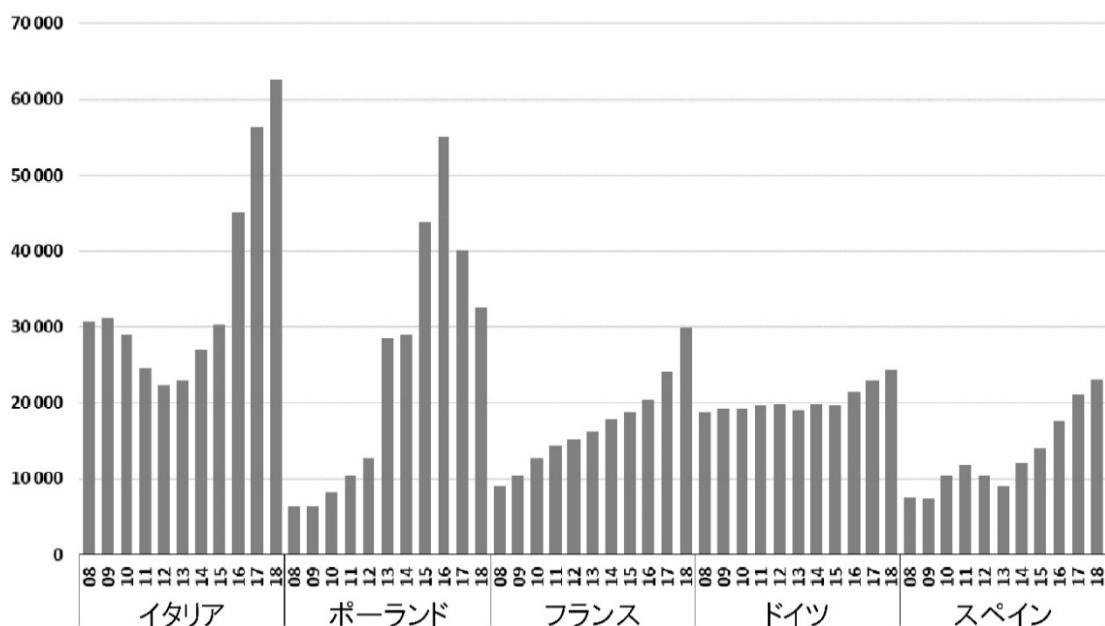
資料: Agence Bio (2019a) より筆者作成。

（２） EUにおける品目別有機農産物

１）有機生鮮野菜と果物

EU域内有機生鮮野菜と果物は、有機農産物・加工品の総消費額の3分の1以上を占め、ほとんどのEU諸国で消費されている最も人気のある分野である。特にEU諸国で人気のある野菜は、トマト、ニンジン、サラダ菜、インゲン、ジャガイモなどで、果物は、リンゴ、バナナ、柑橘類、モモ類、キウイ、ナシなどである（Ministère des solidarités et de la santé et al., 2017）。

Agence Bio (2019a)によれば、2018年のEU域内有機生鮮野菜の農地面積は236,000haで前年と比べ6%拡大した。しかしEU域内有機農地面積の僅か1.7%でしかない。国内有機農地面積に占める有機生鮮野菜の農地面積のシェアは、デンマークがEU域内で最も大きく34.6%を占める。しかし、生産量の面ではイタリアがEU域内の有機生鮮野菜の主要国で、有機生鮮野菜の農地面積はEU域内最大となっている。イタリアの有機生鮮野菜の農地面積は2008年から2018年の間に62,618haとなり、それ以前の2倍の大きさに拡大し、EU域内有機生鮮野菜の農地面積の28%を占める。特にプーリアは地域内農地面積のほぼ4分の1が有機生鮮野菜農地であり、イタリアの有機生鮮野菜の主要生産地域となっている。次いでEU域内2位はポーランド32,438ha、3位はフランス29,820haである（第3図参照）。ただし、フランスの有機生鮮野菜の農地面積は、国内生鮮野菜農地面積の7%にとどまり、国内シェアはかなり小さい。なお有機ジャガイモだけに絞れば、ドイツの有機ジャガイモ農地面積が9,575haでEU域内の30%を占め、EU域内1位となり、次いでオーストリアが3,872haとつづく（Agence Bio, 2019a: 80-81）。



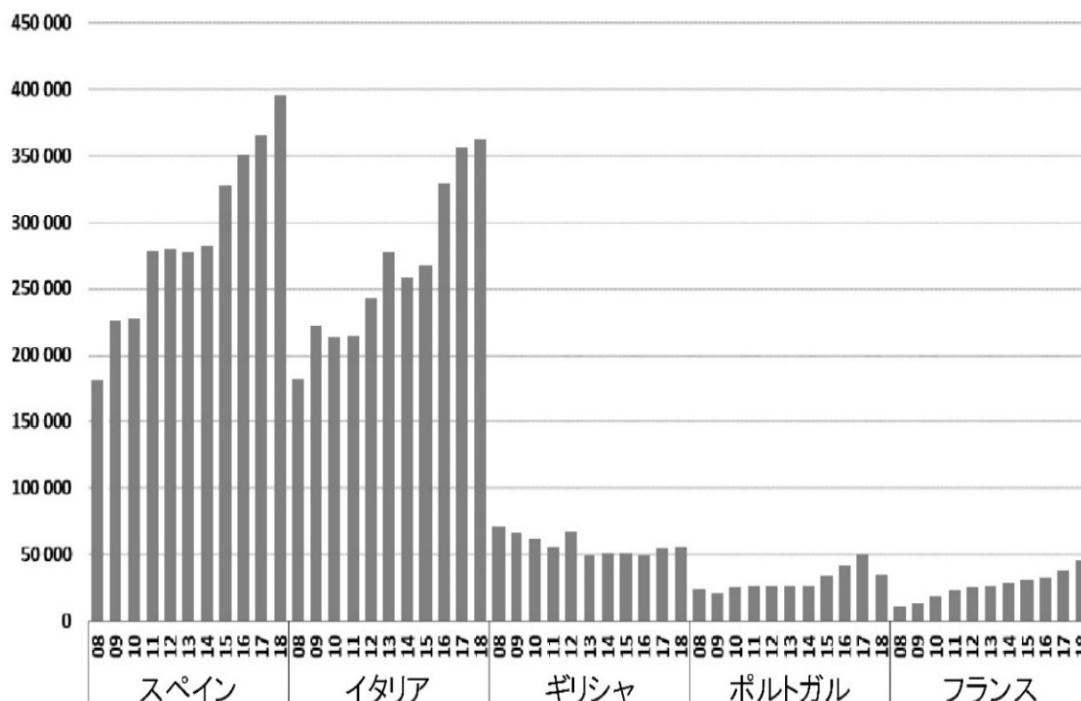
第3図 EU主要国における有機農地面積の推移ー有機生鮮野菜ー（単位：ha）

資料: Agence Bio (2019a) より筆者作成。

注. アブラナ科野菜類, マメ科野菜類, ニンジン, トマト, イチゴ, ジャガイモ, その他。

EU 域内有機果樹栽培面積については、2017 年には 985,500ha であったが、2018 年に 5% 拡大して 100 万 ha となり、EU 域内有機農地面積の 7.5% を占める。とりわけスペインの有機果樹栽培面積は 395,764ha で、EU 域内有機果樹栽培面積の 38% を占め、EU 域内最大規模である（第 4 図参照）。そのうち、アンダルシアは国内有機果樹栽培面積の 38% を占め、スペインの主要生産地域となっている。しかしアンダルシアは加工設備が十分でなく、ほとんどの有機果物は生食用として利用される（Agence Bio, 2019a: 6）。イタリアの有機果樹栽培面積は、スペインに次ぐ 361,917ha で、EU 域内有機果樹栽培面積の 35% を占める。

果物の種類は各国に特徴があり、地中海の国々には有機オリーブの栽培が盛んである。イタリアは有機オリーブ栽培面積が 23 万 9 千 ha で EU 域内 1 位である。次いでスペインは 20 万 ha であるが、これらのほとんどは工業用として利用されている。有機ナシ状果の栽培面積は、2018 年に 63,500ha でリンゴがその 80% を占める。フランスが EU 域内有機リンゴ栽培面積の 23% を占め、EU 域内 1 位である。有機柑橘系果樹の栽培面積は 52,400ha で、EU 域内柑橘系果樹栽培面積の 10.2% を占める。1 位はイタリアの 35,660ha で EU 域内有機柑橘系果樹栽培面積の 68% を占め、次いでスペインの 14,017ha となり、両国ともオレンジの栽培が主である。有機トロピカルフルーツの栽培面積も拡大傾向にあり⁽⁷⁾、総面積 17,400ha のうちイタリア (52%)、スペイン (27%)、フランス (8%) とつづき、フランスとイタリアでは主にキウイが栽培されている（Agence Bio, 2019a: 82-84）。



第 4 図 EU 主要国における有機農地面積の推移ー有機果樹栽培ー（単位：ha）

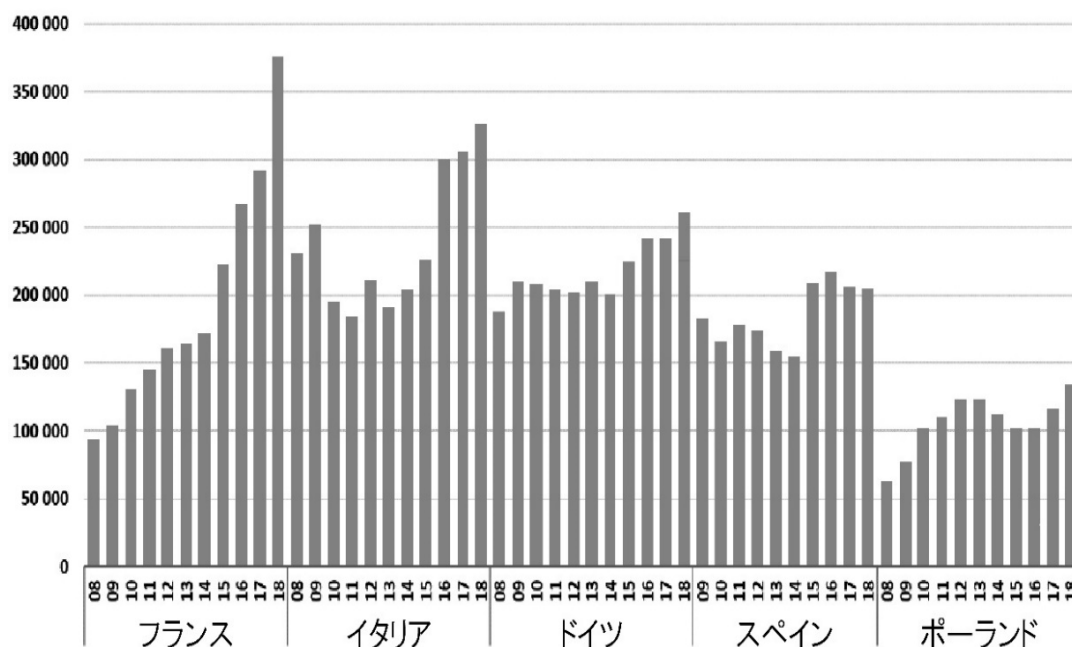
資料: Agence Bio (2019a) より筆者作成。

注: 柑橘系果樹類, 種実類, ベリーを含む熱帯・亜熱帯果樹類 (トロピカルフルーツ), その他。

2) 有機穀類

有機穀類は、次項の有機油糧用種子と同様に、農業経営体の大規模層により有機農地に転換された品目である。EU域内有機穀類農地は2017年に200万haを超え、2018年には230万haに拡大し、EU域内穀類農地総面積の3.9%を占める。世界の有機穀類農地総面積の45%に達する（Agence Bio, 2019c）。

Agence Bio (2019a) によれば、EU域内有機穀類農地面積のうち、フランス39万1千ha（EUシェア17%）、イタリア34万5千ha（15%）、ドイツ27万6千ha（12%）、スペイン20万7千ha（9%）、ポーランド13万8千ha（6%）の5か国で58%を占める（第5図参照）。



第5図 EU主要国における有機農地面積の推移—有機穀類—（単位：ha）

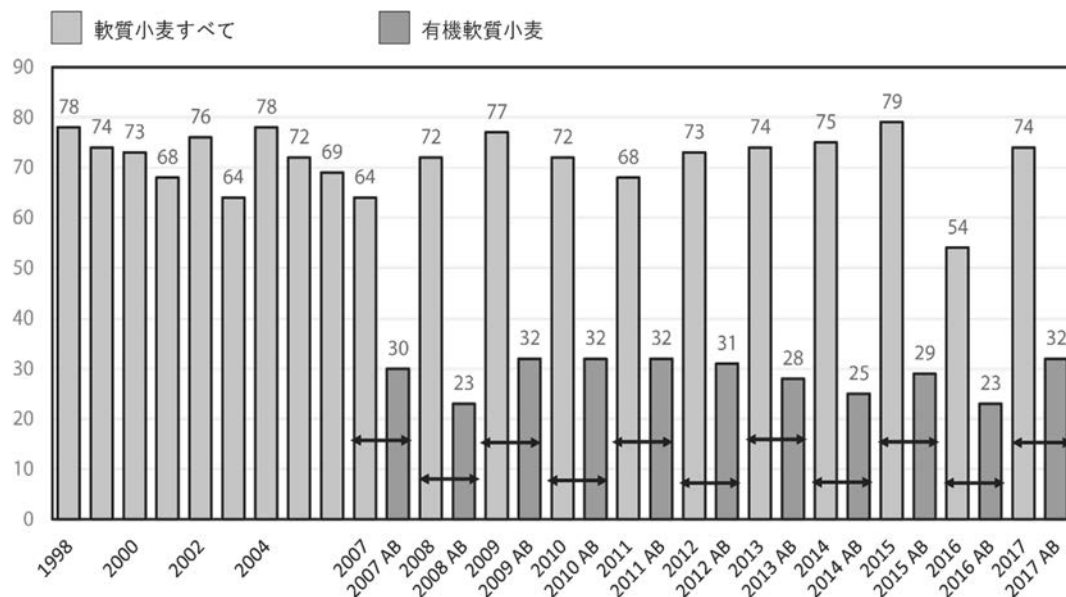
資料：Agence Bio (2019a)より筆者作成。

注．軟質小麦，デュラム小麦，ライ麦，ライ小麦，えん麦，大麦，モロコシ，ソバ，トウモロコシ，コメ，その他。

フランスは、スペルト小麦を含む有機軟質小麦の主要生産国であり、2018年に有機穀類農地面積がEU域内1位となった。有機軟質小麦の大部分はパンの原料となる。有機パン類のフランス市場は、2018年に6億2,100万ユーロと推定され、前年比14%増加した。3人のうち1人が有機パン類を食べており、外食産業での消費が特に顕著である（Institut d'études qualiquanti, 2016）。しかし有機小麦の収量は慣行小麦と比較して低い。フランスでは、第6図に示すように、有機軟質小麦の1ha当たりの全国平均収量は、30キントル（1キントル＝100kg）前後でほぼ横ばいに推移しており、慣行軟質小麦の50%以下の水準にとどまる。なお、フランスでは2015年以降に有機小麦農地面積が大幅に拡大しはじめたもの

の、2016年には西ヨーロッパの気象条件が悪かったため、同年の平均収量は最低レベルの23キントルにとどまった（Agence Bio, 2019c）。

イタリアは有機デュラム小麦と有機米の主要生産国となっている。えん麦については、有機農地面積が大きいのはスペイン（57,597ha）、フィンランド（40,622ha）、スウェーデン（35,283ha）、ドイツ（34,612ha）、リトアニア（34,612ha）で、各国とも拡大傾向にある（Agence Bio, 2019a: 74-76）。



第6図 フランスにおける軟質小麦の平均収量の推移 1998-2017（単位：q/ha）

資料：SCEES (2018)より筆者作成。

注：1q（キントル）=100kg，ABは有機軟質小麦を指す。

3）有機油糧用種子

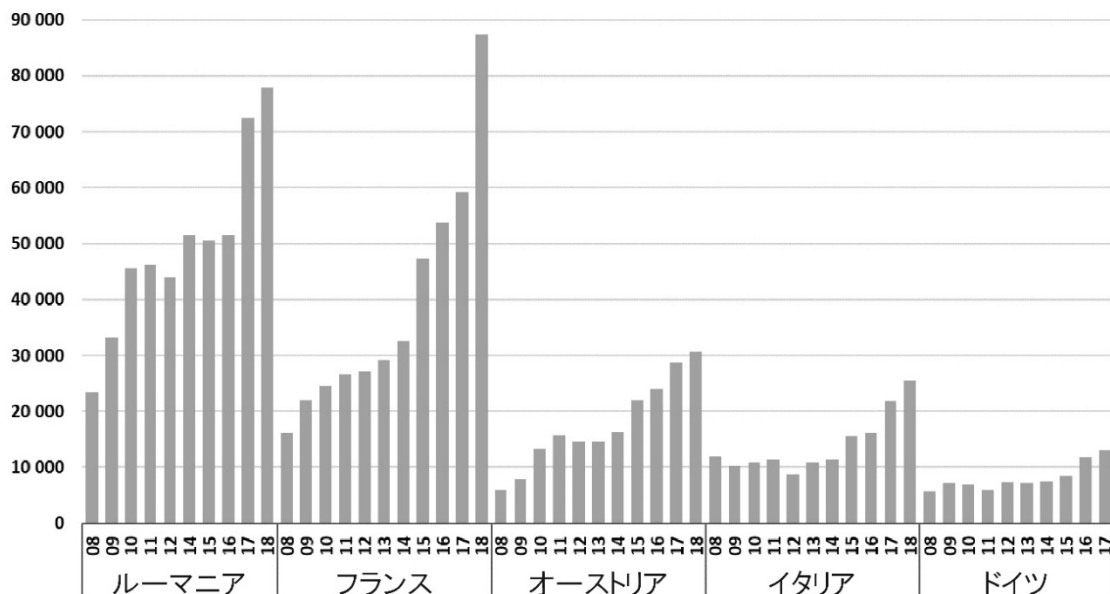
2018年のEU域内有機油糧用種子の農地面積は、前年から15.6%増加して315,600haとなり、EU域内油糧用種子の農地総面積の2.5%を占める。しかしEU域内有機油糧用種子の農地面積は、有機穀類農地面積と比較すれば、世界の有機油糧用種子の農地面積に占める割合はまだ小さい。

Agence Bio (2019c)によれば、有機油糧用種子の農地面積は、フランスが87,400ha、ルーマニアが78,000haと大きく、この2か国でEU域内有機油糧用種子の農地総面積の52%を占めている（第7図参照）。フランスは1位だったルーマニアを抜き、2018年にEU域内1位となった。しかし、EU域内有機油糧用種子の農地面積で最も大きい割合を占めるヒマワリは、ルーマニアが36,946haで、フランスの33,483haをやや上回っている。また有機菜種類の農地面積は、2014年から2018年の間に、フランスはそれ以前の農地面積の3倍（16,100ha）に拡大したが、ルーマニアは6倍（21,592ha）に拡大し、EU域内有機菜種類の最大の生産国はルーマニアとなった。一方、フランスは有機大豆と有機亜麻の農

地面積の拡大に力を入れ、結果として有機油糧用種子の農地面積全体で EU 域内 1 位となった。

フランスの有機大豆の農地面積は 2017 年に 24,870ha、2018 年には 32,578ha に達し、EU 域内有機大豆の農地面積の 35%を占める。なお大豆は、2017 年のデータによれば、EU 域内で 283 万トンの生産量しかなく、1,400 万トンブラジル、米国、アルゼンチンから輸入している⁽⁸⁾。EU は中国に次ぐ世界第 2 位の大豆輸入地域である（Rosario, 2019）。しかし、そのことがブラジルのカンポ・セハード（サバナ地帯）や南米アマゾンの森林地帯の破壊などに影響を与えているなどの論争が起こり、フランス政府は持続不可能な農産物・加工品への輸入依存を 2030 年までに減少させていく戦略を発表した（Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, 2020）。したがって EU では、フランスがリーダー格となり、EU 全体で有機大豆の栽培拡大を目指している。

また EU では有機亜麻農地の拡大を進めており、他の油糧用種子と比べてまだ農地面積自体は小さいものの、2017 年の面積は 2012 年の 4 倍に拡大して 14,188ha となっている。フランスの有機亜麻農地面積は、2012 年から 2018 年の間にそれ以前の 7 倍に拡大し 4,577ha となり、EU 域内有機亜麻農地面積の 31%を占め EU 域内 1 位となった。ルーマニアも有機亜麻農地の拡大を進めていたが、2,000ha 程度にとどまった（Agence Bio, 2019c: 27-35）。



第7図 EU 主要国における有機農地面積の推移—有機油糧用種子—（単位：ha）

資料：Agence Bio (2019a)より筆者作成。

注：菜種類，亜麻，大豆，ヒマワリ，その他。

（3）EU の有機市場における需要と供給

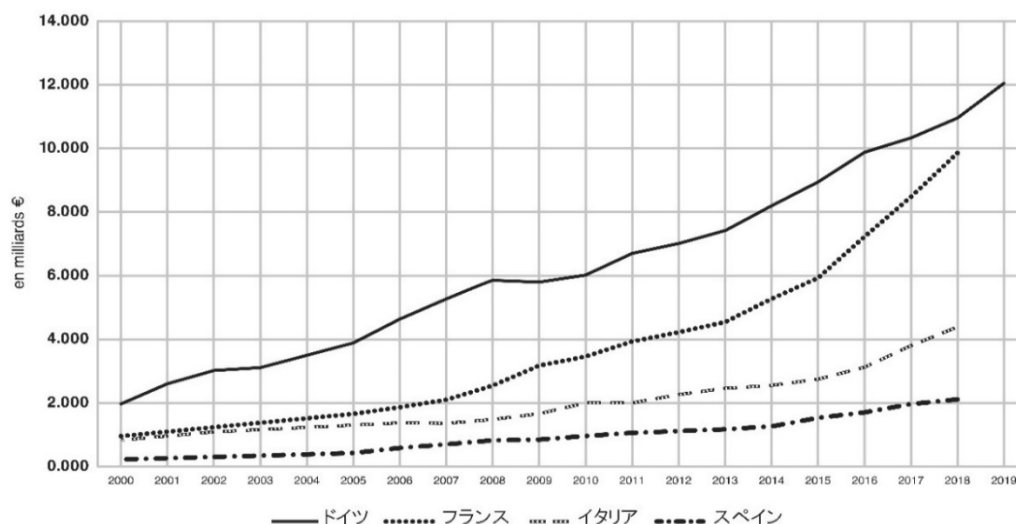
2017 年の EU における有機農産物・加工品の消費額は 368 億ユーロとされ、2016 年と比較して 11.2%増加し、有機市場は成長を続けている。そして、ドイツとフランスの 2 か国

で EU 全体の消費額の半分以上を占め、次いでイタリア、スウェーデンとつづく。Agence Bio (2019a) によれば、2018 年には EU 域内に 4,800 の有機農産物・加工品の輸入業者がある。有機農産物・加工品の輸入率はドイツが 35%と最も高く、次いでフランスとイタリアがそれぞれ 9%である。

ドイツの有機生鮮野菜と果物の市場は、2016 年に 18.4 億ユーロと推定され成長を続けている。しかし、2017 年から 2018 年にドイツで販売された有機生鮮野菜と果物の 87%が輸入品であった。輸入先は主にスペインである。フランスも 68%が輸入品で、スペインやイタリア、第三国のモロッコなどからも輸入している (Agence Bio, 2019a: 85-86)。

スペインについては、有機農地面積が EU 域内最大規模であるにもかかわらず、第 8 図に示すように、有機農産物・加工品の消費額は同図の主要国の中で最も低い。つまりスペインの有機農業は、EU 域内への生産に向けられ発展してきた。しかしスペインの有機農産物・加工品の消費額は 2018 年に 7%成長しており、国内の有機市場も今後は無視できない。また EU では有機穀類と有機油糧用種子の需要は、主に動物飼料の需要に牽引されていたが、有機シリアル製品の需要が増加しており EU 域内で大きな市場となりつつある。

EU では、基本的に有機市場の需要を EU 域内貿易による供給でまかなうことを目指しているが、2018 年には、243,797 トンの小麦、216,017 トンの米のほか、トロピカルフルーツやナッツ、スパイス、穀類、魚介類、燻製品、冷凍食品、加工品など約 330 万トンが第三国から輸入されている (Agence Bio, 2019a: 70-71)。これらのうち中国からの輸入が 11.3%を占め最も多くなっており、1994 年の国際有機農業運動連盟加入を契機とした中国の「三位一体、整体推進」戦略の成果の一つと考えられる (趙, 2009)。



第 8 図 EU 主要国における有機農産物・加工品の消費額 (単位：千ユーロ)

資料: Agence Bio (2019a)より筆者作成。

3. フランスにおける有機農業の普及

（1）有機農業—登場から 1980 年まで

フランスの有機農業は、ルドルフ・シュタイナーの提唱した自然循環型「バイオダイナミック農法」、アルバート・ハワードの提唱したインドの伝統的農業に由来する「オーガニック・ファーミング」、そしてハンス・ピーター・ラッシュの提唱した「有機生物学農業」などを含む有機農業に関する研究がオーストリア、ドイツ、スイス、英国で 1920 年代に発展した後、それらに影響を受けて登場した（Cadiou et al, 1975）。

1945 年にホメオパシー医学の研究者や医者、農業研究所などが土壌汚染対策や自然食品を推進する少人数のグループをつくり、農業産業化に対抗する活動を始め、1952 年にフランス安全食品研究協会（AFRAN）を立ち上げた。また同協会の一部のメンバーによって「人と土協会」や西部有機農業グループ（GABO）がナントにおいて結成された。その後 GABO は再編成され、1961 年にフランス有機農業協会（AFAB）が誕生した。そして AFAB の主要メンバーであったラウル・ルメールとジャン・ブシェールは、「ルメール＝ブシェール有機農法」を提唱し、AFAB のメソッドとして普及が始まった。ルメールは経営している製粉工場で「ルメール＝ブシェール有機農法」によって栽培された小麦粉を販売した。またその小麦粉で有機専門のパン屋を始めた。それが契機となり、有機農業の商業的發展と一線を画す持続可能性を追求する有機哲学の考え方を最優先とする「自然&進歩協会」による運動が起こった。

その後、12 以上の有機農業グループはこれら二つのトレンドに分化し、それぞれに活動していたが、1972 年に自然&進歩協会は、商業的發展を目指す「ルメール＝ブシェール有機農法」とは起源を異にする独自の有機農法を提唱し、それらが与える生態学的効果を示した。その仕様書が後にフランス有機農法の基礎となる（Viel, 1979）。

同年、自然&進歩協会を含めた複数の有機組織が一つの農業セクターとして有機農法の準拠基準を設定するために、英国、スウェーデン、南アフリカ、米国の有機農業組織に国際有機農業運動連盟（IFOAM）の結成を呼びかけた。そしてフランス国内においても 1978 年に全国有機農業連盟（FNAB）が創設され、全ての有機農業組織を対象としたネットワークがつくられた。しかしこの時点の有機農業は、まだ代替農業という位置づけで国に認可された組織でもなく、名前すらもなかった（Prieur, 1995）。

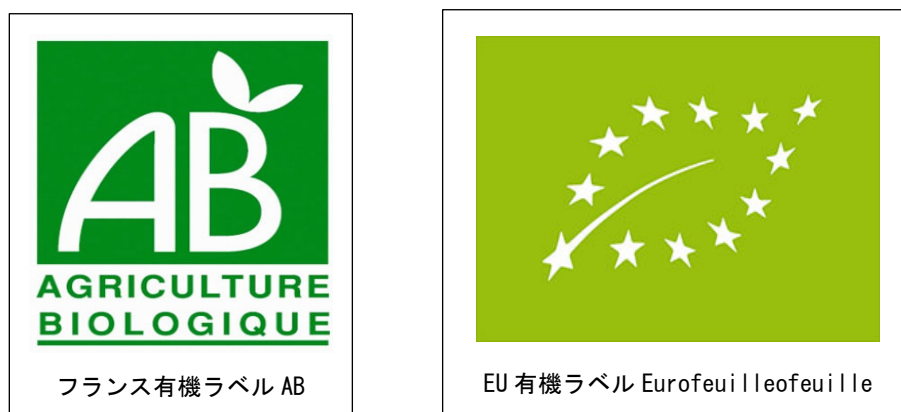
消費者サイドでは、1962 年に出版されたレイチェル・カーソンの『沈黙の春』が反響を呼び、農薬による健康や環境への影響が危惧されるようになった。さらに 1968 年 5 月革命で消費社会と生産主義経済への抗議運動が起こり、環境の尊重と生活の質への欲求を支持する社会層が出現した。それらに触発され有機農業は徐々に広まり、自然&進歩協会の意志に賛同する消費者も増加していった。パリには既に 1948 年に自然食品店ラヴィ・クレールが創業されていたものの、有機農産物・加工品は生産者による直接販売が主流であり店舗を持たなかった。そのため有機農業を支持する消費者はグループ購入を組織し、有機生産者に移動販売を依頼するなどの動きも散見されるようになった。このような消費者の需

要に応じるために、自然&進歩協会は1970年後半から同協会の生産者による農産物を販売する協同直売を開始した。それを契機に老舗ラヴィ・クレールなどの自然食品店やレイヨン・ヴェルト、ナチュラリア、ビオコープなどの有機専門店は都市を中心に全国的に店舗展開を始めた。次第に地域にも広がる有機市場をカバーするために、サトリズ、クロックナチュール、ダムナチュール、ラヴィ・セヌ、オ・ヴィヴなどが店舗を出し、各地域でそれぞれの有機専門店の流通チャンネルが発展していった (Leroux, 2015)。

このようにフランスの有機市場は、草の根運動的に普及してきた経緯から、大型小売店を販売チャンネルとして拡大してきたデンマークやオーストリアなどの有機新興国とは異なり、生産者直売による地産地消が伝統的であったが、そこに1980年代から有機専門店が加わり、それら二つが販売チャンネルとなったのである。とはいえ有機市場は通常より高値であることやリピート客が見込めることなどの理由から、フランスにおいても次第に大型小売業が参加していくことになる。

(2) EU 基準の開始—1980 年以降から 2000 年まで

有機農業は1980年によくフランスの農業基本法に盛り込まれ、フランスは世界で初めて合成化学物質を使用しない代替農業を認めた国となった。しかし農業基本法で認められたものの、代替農業としての名称や統一した定義がなされていなかったため、翌年に一つの農法として承認を得るために、関係省庁や研究者、消費者などを含めた全国委員会 (CNRHDGTC) が設立された⁽⁹⁾。そこでメソッド (生産と管理) を定義し、1985年に正式に「有機農業」 (Agriculture Biologique, AB) という正式な名称が決定し、国家レベルで承認された。1988年には公式のフランス有機 AB ラベルの取得を条件として「有機農業」の認定制度が開始され、「名称とラベル」がフランス農林省によって保護されるようになった (第9図・左)。



第9図 有機ロゴマーク

資料: (EU) n° 271/2010 de la Commission du 24 mars 2010.

なお、現在のフランス有機基準は、2010年7月以降、EU有機ユーロリーフラベル（第9図・右）のEU域内使用義務化に伴い、EU規制に準拠することとなった。とはいえ、有機ユーロリーフラベルの認知度がフランス国民の63%程度であるのに対して、フランス有機ABラベルは97%以上に認知されているため、フランス有機ABラベルも引き続き使用されており、EU有機ユーロリーフラベルと併用して貼付することが可能である。またカタツムリなどのEU規制にないフランス特有の有機農産物・加工品をカバーする役割を果たしている（Agence Bio, 2020a）。

1958年の欧州経済共同体（EEC）発足に当たり、定められた欧州経済共同体設立条約（以下、ローマ条約）では、環境関連政策については触れられていなかった。その後1975年に条件不利地域対策を契機として、環境保護及び農地の多面的利用が加えられたことに伴い⁽¹⁰⁾、1987年にローマ条約が大幅に改正された。そして、EU共通農業政策（CAP）において環境問題が提起され、これまでの農業近代化と規模拡大路線に変化をもたらした（石井, 2005）。

またIFOAMでは、有機農法や加工法は各国の基準に基づいていたため、消費者利益の保護、生産者間の公正な競争の確保、有機農産物・加工のEEC域内での自由な移動の促進という三つの目的のために、1991年にEECでは「有機農業基準」が施行され、有機農業の規制と管理及び認証システムが評議会から導入されることとなった⁽¹¹⁾。またEEC域外から輸入された有機農産物・加工品についても管理及び認証システムの対象とした（ただし第三国からの輸入は、当該国の管理機関がEECと同等レベルの基準を適用していると判断された場合に限られる）。そして、1992年のCAP改革における環境保全を目的とした措置（規則2078/92）により、翌年にフランスは「農業環境措置（Mesures Agri-Environnementales, MAE）」を採択し、その一つに「有機農業への転換援助」を決定した。かくして有機農業の普及はフランス国家計画の一つとなった。

しかしながら、農業の規模拡大化が既に進行し大型小売業の勃興する中、3,000～4,000であった有機農業経営体数は大きく進展しなかった。そして家庭消費の0.5%程度の市場にしかならなかった。すなわち有機市場がこれまで以上に需要を拡大するには、今までの意識が大きく変化するような市民の注意を喚起する大きな社会問題を待たなくてはならなかったのである。そのような状況下において、フランス農水省はフランス有機農業連盟と農業技術研究所とを強化しつつ、有機農業振興計画（PPDAB1998-2002）を開始した⁽¹²⁾。そして、最初の有機農業振興計画を公表し、2005年までに有機農地面積を国内農地面積全体の3%に達することを目指した。結果として、1995年には3,000～4,000だった有機農業経営体数が、2000年には9,000に増加し2倍以上となり、有機農地面積は国内農地面積全体の1%強のシェアを占めた（Thiebaut, 1999）。

しかし、再び2005年から2010年の5年間に有機農業の普及は停滞期を迎える。その一方で、2000年以降に一般消費者の地産地消への関心が高まり、有機農産物・加工品の需要は急速に拡大する。

4. 有機市場の拡大

(1) 社会背景

有機農産物・加工品への関心が一般消費者にまで広がった理由として、第1に食の安全性や健康への配慮、第2に地球環境の保護、第3に地域社会のネットワークへの参加があげられる(戸川, 2015)。

第1は、1996年に英国政府が牛海綿状脳症(BSE)は食肉を通じて人にも感染する可能性があるとして報告したことによる。牛肉の消費が大幅に落ち込み、食に関する信頼は大きく失われた。そのような状況下で、フランス政府は消費者の牛肉に関する消費行動を調査した結果、産地の提示された専門店では牛肉消費の大幅な減少はなく、産地のわからない大型小売店などの牛肉に大幅な減少があったことが認められた。その後すぐに国産牛肉の表示ラベル(VFB)を新たに導入するなど、政府の素早い対策は消費者が国産品を見直す契機となった⁽¹³⁾。またフランス市民は遺伝子組換え食品に関しても懐疑的態度を示しており、遺伝子組換え栽培が国内法で禁止されたことから、一層国産品に信頼を持つようになった。

第2は、1992年にリオデジャネイロで開催された地球サミット「環境と開発に関する国際連合会議」において「持続的な開発」が提唱され、地球温暖化や土壌汚染、砂漠化など地球レベルでの環境問題が提起された。そして自分たちが実践できる具体的な案として、環境になるべく負荷をかけないように地産地消の実践が提唱された。英国においても、地産地消を推進することで食料輸送に伴う環境負荷を低減させていこうという市民運動(フードマイルズ運動)が起こり、市民の環境問題に関する意識は世界的に高まりを見せ、地産地消の考え方が広まった。

第3は、これらの流れからたどりついた帰結である。消費者は生活関連へのアクセスに地理的・心理的近接性を求めるようになった。具体的には、地元をよく知り生産者や職人(エキスパート)などにつながることで「顔の見える関係」を築くことである。つまり、地域社会ネットワークの中に地産地消という行為がある。地産地消とは、消費者自らがトレーサビリティを確保することが可能な範囲のことであり、消費者はその範囲において「つながる」ことに興味を持ち始めたといえる。

(2) 有機農産物・加工品の購入先

Agence Bio (2020a) の第1表(下掲第1表参照)によれば、有機農産物・加工品の購入先として消費者に最も利用されているのは大型小売店(購入割合77%)で、2位の青空市場(マルシェ)に大差をつけている。マルシェでの購入割合は27%であるが、希望割合は45%であり、消費者は実際よりもマルシェでの購入頻度を増やしたいと考えている。しかし大型小売店での希望割合は66%で、実際の購入割合の77%よりも希望割合の方が11%低い。つまり消費者は、大型小売店での購入をできるなら少なくし、他の購入先を希望している。希望している購入先は、パン屋などの専門店(エキスパート)が最も多い。専門店(エキスパート)での実際の購入割合は23%であるが、希望割合は48%である。次いでマルシェ

が45%、地元の食料品店が37%、農場が29%、とつづく。そしてドライブ及びネットスーパーなどによるオンライン購入希望が合計29%である（Agence Bio, 2020a: 27）。

後述するが、ドライブは2000年に初めてフランスの大手小売業オーシャングループによって導入された。ドライブは、消費者がネットスーパーで購入した後、車で指定された時間に店舗まで取りに行く。購入品は小売店の従業員によって準備され、車のトランクに入れてもらうという、いわゆるドライブスルー方式である⁽¹⁴⁾。ドライブは宅配にかかるコストを避けるために始まったが、現在は環境保護の観点から「歩行者ドライブ」や生産者直売の「農場ドライブ」など、様々なドライブが消費者に受け入れられている。

第1表 有機農産物・加工品の購入割合（2019）

購入先	希望割合（%）	購入割合（%）
農場	29	20
マルシェ	45	27
専門店	48	23
地元の食料品店	37	19
有機専門店	0	24
大型小売店	66	77
ドライブ	16	0
インターネット	13	0

資料: Agence Bio (2020a)。

注: 専門店には、パン屋、精肉店、青果店、チーズ専門店、鮮魚店などが含まれる。

第2表 品目別有機農産物・加工品の取扱割合（2019）

品目	大型小売店	有機専門店	専門店	生産者直売
野菜/果物	10%	25%	3%	33%
乳製品/肉加工品	30%	19%	15%	22%
加工品/魚介類 冷凍食品	9%	6%	4%	0%
パン/生ケーキ	5%	9%	44%	4%
香辛料/飲料	42%	38%	2%	3%
アルコール飲料	4%	3%	32%	38%
合計	100%	100%	100%	100%

資料: Agence Bio (2020b)。

注: 専門店には、パン屋、精肉店、青果店、チーズ専門店、鮮魚店、酒屋などが含まれる。

大型小売店と有機専門店には、香辛料や飲料など、輸入品の多い有機農産物・加工品の品揃えが多く、地元産の有機農産物・加工品については、生産者直売に多くの品揃えがあ

る(第2表)。専門店(エキスパート)については、品目によって違いが見られるが、パンやチーズなどの伝統的な加工品の専門店において、有機農産物・加工品のシェアを持っていると考えられる。いずれにしても、消費者は一つの購入先で全ての有機農産物・加工品を購入することは困難であり、品目や状況によって購入先を選択する必要がある。

しかし、日常的に複数の購入先に行く必要があるとすれば、消費者の購入先の決め手は地理的条件に大きく左右されることになる。言い換えれば、自宅から15分ではなく5分以内の距離(車の場合も含む)にある場合に極めて利用率が高くなっている(Meissonnier, 2002)。そして地元で、生産者や職人(エキスパート)との直接的な関係、つまり信頼関係を持つことを消費者は期待している。すなわち消費者は食と農の近接性と関係性を求めるようになった。しかし、それが不可能な場合は、郊外の大型小売店に出かける時間を節約するために、効率的なネットスーパーによるオンライン購入を選ぶ可能性が高くなるだろう。

(3) 伝統的流通チャネルの動向

前述のようにフランスの有機市場は、生産者直売と有機専門店との二つが伝統的な販売チャネルである。まず伝統的な生産者直売には、農場直売と移動直売があり、農場直売は今も生産者全体の58%が行っている。一方、移動直売を行う生産者の割合は、大型小売業の発展により10%に減少した。消費者に根強い人気のマルシェで販売する生産者も23%程度でさほど多くはない(SCEES, 2018)。2000年以降は、「持続可能な発展」の担い手支援など社会問題の刷新による新しい流通システムが出現し、また伝統的な生産者直売にも消費行動に呼応した新たな動きが見られる(戸川, 2015)。

1) 生産者直売の新たな取組

伝統的な農場直売には、農泊を含めたインターネット情報サイトができ、消費者は農場にアクセスしやすくなった。マルシェは、先ほど触れたように、消費者に根強い人気がある。しかしマルシェでは仲介者による販売率が高くなり、生産者の直売が少なくなってきたため、各地域で工夫を凝らし、生産者によるマルシェが開催されるようになった。

例えば2008年に設立されたモンペリエ北部にあるマルシェは、フランス農業研究所の持続可能な地域農業促進プロジェクトの一環として開始された。そこでは同研究所の開発による食品の出所を明確に示すカラーラベリングシステム(Ici.C.Local)が導入されている。緑のラベルは、地元の生産物・加工食品(市場から150km以内)と持続可能性(加熱された温室、バッテリーケージ⁽¹⁵⁾、遺伝子組換え飼料の禁止)を示す。オレンジのラベルは、地元の近隣地域の生産物・加工品を示す。紫のラベルは、地産地消の範囲外の生産物・加工品を示す(Chiffolleau Y et.al., 2013)。食品の出所を科学的に示すことで、消費者の不信感をなくす新たなアプローチのマルシェである⁽¹⁶⁾。またフランス南東部にある「カラーペイズンヌ(Couleurs Paysannes)」は、2005年に4人の農家が始めた有機農業の協同直売所のプロジェクトである。フランスでは複数の生産者による直売所の運営は珍しく、店舗運営に至るまでに7年も要したが、現在は組合員が60にまで増えている。

そして、「持続可能な発展」の担い手支援を目的とする生産者直売の取組は、2001年に登場した。生産者と消費者とを結ぶ生産者支援協会（AMAP）の設立である。AMAPは、生産者の収穫した農産物をバスケットで購入するシステムで、一定期間の事前購入による財政的支援を意図した連帯契約で成り立つ。次いで2011年には、フランスで初めて農産物に電子商取引を開始した「ラ・ルッシュ・キディ・ウイ！（LRQDO）」が出現した。LRQDOは、ソーシャルメディアを利用し生産者と消費者を結びつけ、仲介者が受取場所を提供するという独自のシステムにより、各地域の地産地消の促進を目指す社会的連帯企業（ESUS）である⁽¹⁷⁾（戸川，2020）。

以上のことから、フランスの地産地消は、2000年以降に有機市場において確立されてきたといえるだろう。

2）有機専門店の取組

Agence Bio (2019a) によれば、有機専門店は、2018年時点で国内に2,923店舗ある。前年と比較して3.4%増加しており、パリのあるイル・ド・フランス地域にその約20%が存在する。全国的に展開している専門店は、老舗ラヴィ・クレールを始めとして、1980年代には、ビオコープ、ナチュラリア、サトリズ、1990年代には、ビオモンド、レヌーボー・ロビンソン、2000年代には、ビオ・セボン、ナチュラレOなど、有機専門店も有機農業の流れと同じく商業的發展あるいは有機哲学の考え方に基づく二つのトレンドに大きく分化し、多くの有機専門店は常に組織されてきた。後者の有機専門店グループでは、EU有機ユーロリーフ認証基準との統合によって失われたフランス有機AB認証基準の厳格さを維持するために、FNABを中心に、ビオコープ、ビオモンド、プロナチュラなどが、有機専門店による「ビオ・コエランス有機認証」をつくり、伝統的なフランス有機農法を守る活動を行っている（Agence Bio, 2019a: 22）。

例えば、有機専門の協同組合型モデルを確立したビオコープでは、全国に623店舗を展開し「持続可能な発展」に取り組んでいる⁽¹⁸⁾。6,600以上の有機農産物・加工品の品質を確認し、移動手段には二酸化炭素の排出を可能な限り制限するために飛行機を使用しない。遺伝子組換え食品を扱わず、旬の野菜や果物をほとんど地元産で供給している。店舗と協同組合では太陽光などの再生可能エネルギーであるグリーン電力のみを使用している。そして有機市場に影響を与え続けるために、年間13%の有機市場シェアを維持することが目標である。具体的には、四つの生産部門（果物と野菜、肉、シリアル、牛乳）の20の生産者団体と3,600の契約農場とともに、2025年までに900店舗に増やす計画を発表している⁽¹⁹⁾。また生産面では、有機農業への転換を推進しているため、2019年には272,000ユーロを投資し、新規就農者や転換希望の生産者を支援している。ビオコープでは、転換中の農産物は「転換中ラベル」を貼り消費者の理解を得た上で販売し、転換に2～3年かかる生産者の負担を軽減している。また消費者会員の購入金額に1ユーロ未満の端数金額がある場合、端数金額を切り捨て、生産者支援の寄付に充てるという「ドン・ミリタン」支援募金がある。2019年には、82,251ユーロが有機農業振興の支援金に充てられた（Biocoop, 2019）。

有機市場の流通販売分野には、このような理念を持った大規模な専門店組織が幾つもある。そこで有機市場の一貫性を共有し維持するために、それらをつなぐ有機専門組合（NATEXBIO）が2006年に結成された。2000年代に創立したビオ・セボンが2020年に破産申請を申し出た。同じ有機専門店であるナチュリア、ビオコープ、そして多数の流通形態を持つフランス小売大手カルフル、同じくフランス小売大手カジノの株主ゾウアリ・ファミリーの4社が公式なビオ・セボンのチェーン153店舗買収オファーを行い、最終的にカルフルが選ばれた⁽²⁰⁾。無論有機市場の流通販売分野は大型小売業にも依存しているが、このような大型小売業による有機専門企業の買収は、有機市場の一貫性が失われると同時に、生産者協同組合というビジネスモデルに影響を与える可能性がある。つまり商業的有益性を優先した経済成長に牽引された大型小売業の有機生産ラインは、再び生産者の純利益率の低下を招くことが懸念される⁽²¹⁾。そのため有機専門組合の結成は、有機市場を先導する有機専門店ネットワークの開発サポート及び監視を最大の目的としている。

（４）大型小売店の戦略

大型小売業は、1990年代後半から寡占状態にある。その小売業における優位性が消費者に問題視されるようになった。また大量生産、大量消費、大量廃棄を招いた大型小売業が環境問題を一段と深刻化させているとも考えられ、消費者の間ではハイパーマーケット離れが徐々に進んでいる。それでも大型小売業は有機市場で売上げを維持していたものの、第3表に示すように、2014年まで他の販売チャネルよりも伸び率は低かった（Agence Bio, 2020b）。

第3表 販売チャネル別有機生鮮野菜/果物売上げと前年比

単位百万€/年		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
大 型	果物	101	103	112	118	124	153	217	269	328	355
	前年比(%)	100	101.9	108.7	105.3	105.0	123.3	141.8	123.9	121.9	108.2
	野菜	83	85	91	97	104	127	190	228	253	294
	前年比(%)	100	102.4	107.0	102.1	107.2	122.1	120.0	120.0	110.9	116.2
専 門	果物	119	126	139	153	171	223	327	386	413	424
	前年比(%)	100	105.8	110.3	110.1	111.7	130.4	146.6	118.0	107.0	102.6
	野菜	119	126	139	152	166	202	255	290	319	370
	前年比(%)	100	105.8	110.3	109.3	109.2	121.6	126.2	113.7	110.0	116.0
直 売	果物	56	60	69	77	83	104	121	120	144	147
	前年比(%)	100	107.1	115.0	111.5	107.7	125.3	116.3	99.1	120.0	102.1
	野菜	84	90	104	116	127	156	176	195	226	256
	前年比(%)	100	107.1	115.5	111.5	109.4	122.8	112.8	110.8	115.9	113.3

資料: Agence Bio (2020b)より筆者作成。

しかし2015年以降、大型小売業は他の販売チャネルと同程度の伸び率となり、2017年にはそれらを上回る伸び率の大きさを示すなど、消費者の需要に適応することに成功しは

じめた。その背景として考えられることは、一つはミニマーケットの出店である。フランスの大手小売業はミニマーケットを消費者の生活圏内に展開し、地元の食料品店化するために大規模な投資を行った。2005年から2015年の間に2,390（平均141m²）のミニマーケットを開店し、さらに2016年以降には1,064有機専門ミニマーケット（平均223m²）を出店している（Laïb, 2019）。そして、あと一つはネットスーパーのドライブである。年齢の高い世代とともに若い世代も有機農産物・加工品を購入しているが、後者にオンライン購入が増加している。50歳以上では5%に満たないが18歳～24歳の購入先の10%を占め、25歳～34歳では12%を占める（Agence Bio, 2020a）。

例えば、世界規模で展開する大手小売業のカルフルは、850以上のプライベートブランドの有機農産物・加工品を扱い、そのうち450以上が国産品である。ハイパーマーケットタイプには、大規模な有機専門コーナーを設置し、乳幼児用食品、大量パック、大型サイズ商品など、有機農産物・加工品を多種多様にそろえることで他の販売チャネルとの差別化をはかっている。そして2014年3月にパリ12区に初めて有機専門ミニマーケットのカルフル・ビオ（171m²）を立ち上げ、2022年までに120の出店を計画している。加えて、2018年にはスペインのPlaneta Huerto、翌年にはイタリアのSorgente Naturaを立て続けに買収し、EU域内の主要な有機市場の流通会社を傘下に入れ、契約農場の経済的援助も開始している（Bertrand, 2020）。インターネット販売は50ユーロ以上の購入から行っており、受取りはドライブあるいは宅配を選択できる。送料については、購入料金50～100ユーロまでは8ユーロ、100～150ユーロまでは5ユーロ、150ユーロ以上は無料となる⁽²²⁾。

ドライブは約20年前に始まり、フランスの小売大手6社全てに導入され、ドライブ・サイトが5,113も存在する。そのうち74%が1,000m²未満の施設である。受取り場所は店舗内駐車場、店舗に隣接したスペースあるいは店舗とは別に設置されたスペースなどがある。また消費者は、宅配よりドライブを選択する割合が80%と圧倒的に高く、ドライブでの受取り後に他の買い物先に立ち寄る傾向が強いことが指摘され、ドライブは宅配よりも他の販売チャネルでの購入機会をつくる可能性が指摘されている（Le Dourneuf, 2019）。

消費者は有機農産物・加工品の購入の全てを一つの販売チャネルで済ませることは困難である。それゆえ大型小売業は品数の多さと利便性を追求することで消費者の需要に応じている。

5. おわりに

フランスの有機農業は、農業の工業化に対抗する社会プロジェクトとして、有機哲学をもって自生的に発展してきた。近年の有機市場の発展は、フランス経済の新しい指標として重要な部分を占めつつある。

戦後、基本的農産物の輸出に軸足を置いて発展してきたフランス農業は、2000年以降にEU域内外において輸出のシェアを減少させ、世界における農業大国の順位を落としてきた。その要因として考えられるのは、第三国との価格競争の激化とこれまでのフランスと

EU 諸国の間に成立していた補完関係の崩壊である。今後は有機生鮮野菜と果物を中心とした国内需要の充足とともに、有機市場に呼応した新たな農業生産の構造を確立することが大きな課題となるだろう。

- 注 (1) 「1980 年 7 月 4 日農業方向付けの法律 (1980 年農業基本法) 第 14 条 III 合成化学物質を使用しない農業生産の条件を定義する仕様は、農業省の法令によって承認される」 Art 14 III « Les cahiers des charges définissant les conditions de production de l'agriculture n'utilisant pas de produits chimiques de synthèse peuvent être homologués par arrêté du Ministère de l'Agriculture ». ただし、同法制定時にはまだ「有機」という名称はなかった。
- (2) 環境グルネル会議の作業部会の一つである「有機農業及び食品」に関する実行委員会 (le Comité opérationnel) の発表した報告書の 14 番目の項目。
- (3) 「農業及び食料分野における商業関係の均衡並びに健康で持続可能で誰もがアクセスできる食料のための法律」(第 24 条) « Loi n°2018-938 du 30 octobre 2018 pour l'équilibre des relations commerciales dans le secteur agricole et alimentaire et une alimentation saine, durable et accessible à tous, Egalim ». (Article 24)
- (4) Agence Bio については、(日本貿易振興機構 JETRO, 2017) 及び一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所で使用されている和訳を踏襲した。
- (5) «Agriculture biologique: horizon 2012» 2007 年に農水大臣ミッシェル・バルニエにより策定された、有機農業による農産物の生産を消費者の需要を満たすレベルに引き上げることを目的とした行動計画。2022 年の目標は «Le Plan Ambition»による。
- (6) 中規模経営 20ha~50ha, それ以上は、大規模経営。1960 年代に政策目標として農業の近代化が掲げられたときに家族経営のモデルとされたのが中規模経営であり、大規模経営は、穀類、油脂植物、蛋白作物を栽培する専門経営が主である。
- (7) トロピカルフルーツには、熱帯(tropical)と亜熱帯(subtropical)の果物が含まれる。トロピカルフルーツに分類される特徴は、原産地などの地理的地域だけでなく湿度が高いなどの環境も含まれる。キウイは、ラベル・ルージュと保護地理的表示(PGI)との二重認証を持つ kiwi de l'adour が既にフランスで栽培されているものの、トロピカルフルーツに分類されている。
- (8) 大豆ミール、大豆油など大豆加工品を含めると、3300 万トンの輸入量となる。
- (9) Décret n°81-227 du 10 mars 1981.
- (10) Article 19 of EC Directive 797/85.
- (11) Council Regulation (EEC) n° 2092/91 of 24 June 1991.
- (12) Plan pluriannuel de développement de l'agriculture biologique.
- (13) 国旗と同じ 3 色の配色でデザインされたもの。この導入については、他の牛肉を差別することになるとして輸入国からは非難された。
- (14) ドライブについては、以下が詳しい。森脇丈子 (2019)「フランス大手食品小売業の「Drive」の現状と課題」『日仏経営学会誌』36 巻: 18-36.
- (15) 採卵養鶏業に限らず、工場型家畜飼育システムを指す。
- (16) 2018 年 9~10 月にモンペリエのマルシェに現地視察。生産者と INRA の研究者へのインタビューを実施。

- (17) 社会起業家，社会的責任企業ともいう。例えば，大田康博・立見淳哉（2020）「社会的企業の事業活動，企業形態，ガバナンス」『経営研究』第71巻第1号：17-38. 北島健一（2016）「連帯経済と社会的経済—アプローチ上の差異に焦点をあてて—」『政策科学』23(3): 15-32. 佐々木保幸（2017）「フランスにおける社会的連帯経済の発展と小売商業」『關西大學經濟論集』67巻3号: 365-378.
- (18) ビオコープのウェブサイト <https://www.biocoop.fr/>（2020年1月1日アクセス）。
- (19) 2019年3月28日にパリで開催されたビオコープ年次総会にて発表。
- (20) カルフルのウェブサイト「バイオ・セボンの従業員へ以下の歓迎メッセージが出された。」
「Bio C’Bon, Soyez les bienvenus au sein du groupe carrefour!」2020年11月2日付。
- (21) ナチュラリアは有機専門店であるが，2008年にカジノグループに買収されている。
- (22) 65歳以上と妊婦，歩行に問題のある障害者は常に送料はかからない。

〔引用文献〕

【日本語文献】

- 石井圭一（2005）「EUの農業環境政策と有機農業振興—フランスにおける展開を中心に（有機農業法のビジョンと可能性）—（有機農業の法制化を問う）」『有機農業研究年報』5：67-84.
- 大田康博・立見淳哉（2020）「社会的企業の事業活動，企業形態，ガバナンス」『経営研究』第71巻第1号：17-38.
- 北島健一（2016）「連帯経済と社会的経済—アプローチ上の差異に焦点をあてて—」『政策科学』23(3): 15-32.
- 佐々木保幸（2017）「フランスにおける社会的連帯経済の発展と小売商業」『關西大學經濟論集』67巻3号: 365-378.
- 趙 海燕（2009）「中国における“三品”認証制度の展開と現状—無公害食品，色食品および有機食品について—」『フードシステム研究』16巻2号：14-28.
- 戸川律子（2015）「フランスの地産地消をめぐるダイナミクス」小田滋晃・坂本清彦・川崎訓昭著『進化する「農企業」産地の未来を創る』昭和堂：101-131.
- 戸川律子（2020）「連帯経済とソーシャルメディア—フランスの農業」小田滋晃・横田茂永・川崎訓昭著『地域を支える「農企業」』：175-187.
- 日本貿易振興機構 JETRO（2017）「日本食品消費動向調査フランス」3月.
https://doi.www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/761861c5a2799231/JFM2016_fr_rev.pdf
（2020年12月22日アクセス）。
- 森脇丈子（2019）「フランス大手食品小売業の‘Drive’の現状と課題」『日仏経営学会誌』36巻: 18-36.

【外国語文献】

- Agence Bio (2019a) *L’agriculture bio dans l’Union Européenne*.
- Agence Bio (2019b) *L’agriculture bio dans le Monde*.
- Agence Bio (2019c) *Les grandes cultures bio dans l’Union Européenne*.

- Agence Bio (2020a) *Baromètre de consommation et de perception des produits biologiques en France*, février.
- Agence Bio (2020b) *Le marché alimentaire bio en 2019*.
- Bertrand Philippe (2020) *Carrefour tient la pépite du e-commerce bio avec Greenweez*, Les Echos, février.
- Biocoop (2019) *Biocoop au Rapport!*.
- Cadiou Pierre et al. (1975) *L'agriculture biologique en France. Écologie ou mythologie*, Presses Universitaires de Grenoble.
- Chiffolleau Y. et al. (2013) *Signaler et garantir l'origine des produits dans les circuits courts alimentaires: l'expérience du marché de Grabels*, Projet PSDR Coxinel, Languedoc-Roussillon, Série Les Focus PSDR3.
- Duplomb Laurent (2019) *Rapport d'information, n° 528*, Sénat.
- Institut d'études qualiquanti (2016) *Les Français et le pain*.
- Laïb Nadine (2019) *Les magasins bio: Des magasins presque comme les autres*, INSEE, n° 1779.
- Le Dourneuf Romarik (2019) *E-commerce: Le drive poursuit sa percée dans les achats alimentaires*, 20minutes.
- Leroux Benoît (2015) *L'émergence de l'agriculture biologique en France: 1950-1990*, Pour, Grep: 59-66.
- Meissonnier Joël (2002) *Stratégies d'Optimisation des Temps Quotidiens*, L'Harmattan.
- Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation (2020) *La stratégie nationale protéines végétales*.
- Ministère des solidarités et de la santé (2018) *Programme national nutrition santé 2019-2023*.
- Ministère des solidarités et de la santé et al. (2017) *Étude individuelle nationale des consommations alimentaires*.
- Prieur Michel (1995) *L'Agriculture biologique et la qualité*, Ministère de l'environnement.
- Rosario Daniel (2019) *United States is Europe's main soya beans supplier with imports up by 112%*, European Commission, 7 January 2019, Brussels.
- SCEES (2018) Agreste.
- Thiebaut Luc (1999) *Mesures agri-environnementales et politiques d'environnement*, Intégrations, complémentarités et décalages, Économie rurale: 11-18.
- Viel Jeanne Marie (1979) *L'agriculture biologique: une réponse?*, Editions entente.

第4章 英国の「農業法 2020」等に基づく新たな農業政策の展開

—農業の生産性・活力向上と持続可能性の両立に向けて—

桑原田 智之

EU 離脱後の英国においては、農業分野を取り巻く通商、労働市場・移民政策、環境・持続可能性等に係る諸状況・諸課題を踏まえ、環境への貢献、生産性向上等を目指す新たな農業政策の展開が図られようとしている。このような状況を踏まえ本稿は、EU 及び共通農業政策（Common Agricultural Policy）（以下「CAP」）離脱後の英国の新たな農業政策や関連する通商政策、移民・労働政策等について論及する。第1節では英国の農業分野を取り巻く通商、労働市場、環境等の諸状況・諸課題、第2節では2020年11月に法制化された「農業法 2020」の全体像、英国内における政策の多様化、国内外の通商環境やWTO規律等国际ルールとの関係から政策を収斂（しゅうれん）させる仕組み等、第3節ではイングランドにおける新たな農業政策の方向性を概観する。第4節から第6節では研究開発・イノベーション、人材育成を含む個別具体的な政策を論じ、第7節では、新たな農業政策体系が、英国全体のより広い政策・目標等とどのようにリンクしているかについて論じることとする。

1. 英国の農業分野を取り巻く通商、労働市場、環境等の諸状況・諸課題

（1）通商環境の変化、競争力強化の必要性等

EU 離脱後の英国は、通商面においては、EU 諸国を含む諸外国を競争相手として交易を行う必要や、WTO 等国际ルール遵守を英国独自で確保する必要性が生じる。加えて、グローバル・ブリテン戦略の旗印の下、2022年までに英国の貿易総額の80%をFTAで網羅する、農産物・食品を含め輸出を積極的に推進する等の目標を掲げており、これら通商環境・通商条件の変化に照らすと英国農業の競争力強化は重要な課題の一つと考えられる。加えて、以下に述べるとおり、英国の農業・農業政策を巡っては、移民・労働市場、環境、生産性への問題意識の観点等からも変革に向けた示唆・モメンタムは大きい。（第1表は近年における通商、移民・労働市場等に係る動向を整理したものである）。

（2）農業労働市場の変化、移民政策の変更

移民政策に関しては、2021年1月1日から英国においてポイント・ベースの新たな移民政策が導入され、「Skilled Worker visa」の仕組みが導入された^①。この仕組みは、英国政府の技能・言語等に係る基準（第2表）において70点以上（うち雇用者からの内定（20点）、適切な技能レベルの職業であること（20点）、必要なレベルの英語能力（10点）は

必須）以上のポイントに該当する移民労働者のみ受入れ可能とする制度である。

第1表 通商、移民・労働市場等に係る近年の動向

通商	移民・農業労働市場	農業その他
2016年6月 EU離脱に係る国民投票 2017年3月 英国・EU間の離脱交渉開始 2019年10月 英国・EU間の新たな離脱協定案につき合意 2020年1月30日 英国がEUから離脱 2020年5月 英米FTA交渉開始 2020年6月 英豪FTA、英NZ・FTA交渉開始 2020年12月31日 離脱に係る移行期間終了 2021年1月 関税同盟・単一市場から離脱 英国・EU通商・協力協定暫定発効 日英包括的経済連携協定(EPA)発効 2021年2月 CPTPPへの加入を正式申請	2019年3月 季節農業労働者パイロットスキーム開始 2020年2月 ジョンソン政権「新たな移民政策の方針」発表 2020年12月 季節農業労働者パイロットスキームの1年延長発表 2021年1月 ポイント・ベースの英国の新たな移民制度開始(未熟練労働者は原則受入不可)	2017年1月 合同閣僚委員会(対EU交渉)：共通フレームワークに係る合意 2018年11月 英国政府：共通フレームワークに係る分類公表 2020年1月30日 CAPから離脱 2020年11月 「農業法2020」女王陛下裁可 2021年 農業の移行期間開始(直接支払い縮減開始) 2024年 環境土地管理(ELM)本格開始 2028年 農業の移行期間終了

資料：UK Government, UK Visas and Immigration 等の公表資料を基に筆者作成。

注. ELM: 環境土地管理 (Environmental Land Management)。英国で新たに導入される農業環境政策。

ここで必須要件の一つである「適切な技能レベル」をみると、英国における資格規定フレームワークである RQF⁽²⁾において「RQF3」（高校卒業水準）及びそれ以上が必要とされており、英国の施設園芸等において依存度の高い農業分野の外国人労働者の多くは受入れ対象とならない。

このような状況の中、農業労働の需要サイドから収穫期等の多忙期における労働者の供給不足懸念が示されたこと等を踏まえ、環境・食料・農村地域省（以下「Defra」）は 2019 年から 2021 年にかけて季節農業労働者のパイロットスキームを実施している（本パイロットスキームは、収穫期等の多忙期に限りあらかじめ定めた人数の農業労働者の受入れを実施。2021 年は 3 万人受入れ予定）。

第2表 英国のポイント・ベースの移民受入制度における要件とポイント

要件	必須か否か	ポイント	要件	必須か否か	ポイント
雇用者からの内定	必須	20	2万5,600ポンド以上の収入	必須でない	20
適切な技能レベルの職業であること	必須	20	移民助言委員会が指定する職業不足リストに記載された職業であること	必須でない	20
必要なレベルの英語能力	必須	10	教育水準：職業に関連した博士号(STEM分野以外)	必須でない	10
2万480ポンド～2万3,039の収入	必須でない	0	教育水準：職業に関連した博士号(STEM分野)	必須でない	20
2万3,040ポンド～2万5,599の収入	必須でない	10			

資料：UK Government, UK Visas and Immigration を基に筆者作成。

注. STEM は、Science, Technology, Engineering, Mathematics を総称した略語。

他方英国では、安易な移民受入れ等を行うのではなく、生産性の向上、機械化・自動化の促進、国内失業者等への経済的インセンティブ付与による労働者確保等の必要性を指摘す

る声もある（2018 年オックスフォード大学における筆者意見交換⁽³⁾等）。労働政策，移民政策の変化は，生産性に係る議論に重要な示唆を有していると位置づけることができる。

（３）環境・持続可能性

現在英国においては「Net Zero」目標⁽⁴⁾が英国政府全体の最優先課題の一つとされるなど，環境・持続可能性確保・気候変動対応等への取組が一層重要課題とされている。このような中，農業部門を含めた経済全体を通じた行動が課題解決に向け不可欠であり，特に農業部門の取組は環境の改善等に大きく寄与することが期待されている。（新たな農業政策体系と，環境・持続可能性等英国政府全体のより広い政策・目標との連携は第6節参照）。

また，英国においては，適切な農薬・肥料の使用や土地管理等を通じた環境保全・向上が，自然環境への貢献を通じた持続可能性等の向上にとどまらず，生産性向上の重要な鍵になるとの見方も強く有されている。環境に資する土地管理を行う農業の推進により，土壌改善，水質の浄化等農業の生産資本である自然資本の滋養が図られることで，短期ではリターン最大化に制約が課される場合であっても，中長期的に農業の生産性向上を下支えする効果も期待できよう（桑原田，2019a）。これらを踏まえ，直接支払いの廃止，新たな農業環境政策等が検討されているところである。

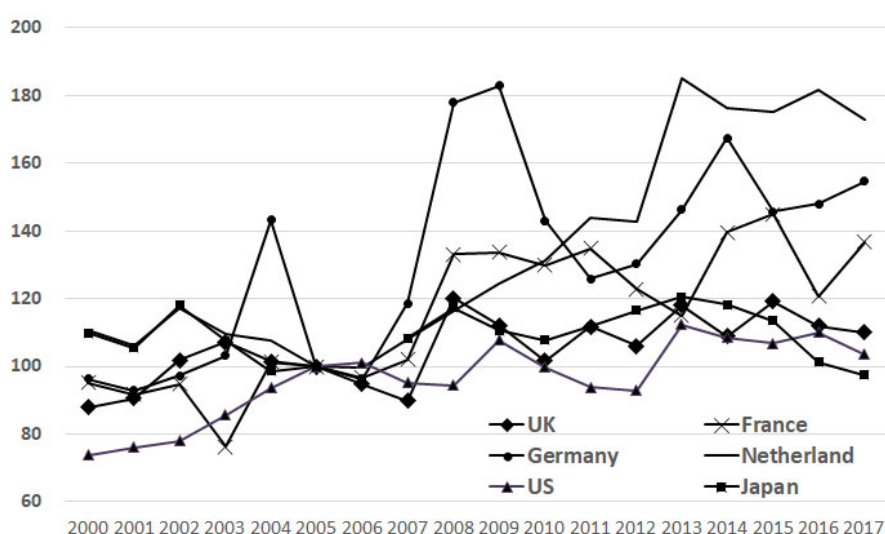
（４）CAP 下の直接支払い，生産性に係る問題意識

英国（スコットランドを除く）においては，CAP 下の直接支払いは土地の規模に応じて多額の所得補償を行うものであり農業者による生産性向上インセンティブの阻害要因になっているとして直接支払いの廃止又は縮減の方向性が示されている。

第1図は，EU 主要国及び日米の農業者1人当たりの産出付加価値額について，英国において単一支払い（2003 年 CAP 改革で導入決定されたデカップル支払い。生産水準と切り離し土地面積に応じた支払いを行うものであり，現在の CAP の基礎支払いの前身の制度）が本格的に導入された 2005 年を基準年として指数化した上で，労働生産性の変化の推移として国際比較を行ったものである。

EU 加盟国であるフランス・ドイツ・オランダについて，2005 年の前後の伸率の推移を見ると単一支払い導入後の方が高い。また，2005 年以降におけるこれら EU3 か国の伸率は日米に比べて高い。このため，このデータからは，EU における本格的なデカップル支払いの導入が労働生産性の停滞を招来したとまで言い切ることは難しいと思われる。

しかし，2005 年以降における英国の労働生産性の伸びは，a. 2005 年以前に比べ低い水準で推移していること，b. 近年（2013 年以降）は一貫して減少傾向にあること，c. 他の EU 加盟国に比べて 2005 年以降の伸びは劣位しており，これらを踏まえると英国において生産性向上に向けた取組の必要性が強く認識されていることについてその問題意識をくみ取ることが可能である。



第1図 農業の労働生産性（付加価値ベース）の国際比較

資料：FAOSTAT データを基に筆者作成。

注（1）労働生産性は、「Agricultural Value added per worker」（2010年のドル基準で実質化）の数値を使用。

（2）各国 2005 年=100 として指数化。

2. EU 離脱後の新たな政策を方向付ける「農業法 2020」の制定

英国は EU 離脱の日（2020 年 1 月 30 日）において、CAP から離脱した。2018 年 EU 離脱法（European Union (Withdrawal) Act 2018）（以下「離脱法」）の下 EU 規則の内容が英国国内法に置き換えられる等の法令上の手当が行われてきたが、新たな農業政策を規定する法律体系は定められていなかった。（2020 年における英国の農業者に対する直接支払いについては、英国全体を適用対象とした国内法（Direct Payments to Farmers Legislative (Continuity) Act 2020）が制定された⁵⁾。しかし、本立法措置は暫定的な措置であり、EU・CAP 離脱後の英国の新たな農業政策の展開に向けては新たな国内法が必要となる）。これらを踏まえ、本節においては、新たな国内法の全体像、連合王国構成国間で多様化する政策と、英国全体としてそれらを収斂させる仕組み等について論及する。

（1）農業法 2020（Agriculture Act 2020）の全体像

2020 年 11 月 11 日に、英国議会で審議の行われてきた「Agriculture Bill 2019-21」は、女王陛下の裁可（Royal Assent）を受け、農業法 2020（Agriculture Act 2020）（以下「新農業法」）が法制化された（章末の別表は新農業法の全体構成）。

同法は EU 離脱後の CAP に代わる新たな農業政策について、農業支援を中心として新たな法令上の枠組みを提供するものである。具体的に同法においては、CAP 下の直接支払いを順次縮減・廃止し、これに代わる新たなアプローチとして「公的資金を公共財に（public money for public goods）」の考え方の下、環境の維持・向上に資する土地管理等に財政資金を提供する新たな環境土地管理（Environmental Land Management）（以下「ELM」）

政策を導入することが柱の一つとされている。そしてこのために同法においては、ELM 下で支払い対象となる公共財の考え方や、ELM の具体的ルール of 制定権限に係る Defra 担当大臣への委任規定等が含まれている（同法第1編、第2編等）。

このほか新農業法には、食料安全保障、サプライチェーンにおける透明性・公平性、表示・包装等農産品の販売基準、WTO 農業協定の遵守に係る規定等が置かれている。

（２）新農業法の適用対象構成国

ただし、新農業法の規定は全てが必ずしも英国全体に対して適用されるものではない。具体的には、新たな農業支援スキーム（直接支払いに代わる ELM の導入）や農産物市場への介入に係る規定などの助成的措置についてはイングランドのみが適用対象となっている（第3表は、新農業法の規定について適用対象を構成国別に整理したものである）。

第3表 新農業法の規定の適用対象（構成国別）

英国全体に対して適用	・食料安全保障(Defra担当大臣による議会への報告義務)に係る規定(法第2編第1章) ・サプライチェーンにおける公正な取引義務に係る規定(法第3編第2章) ・肥料規制に係る規定(法第33条) ・動物の個体識別・トレーサビリティに係る規定(法第34条) ・有機産品に係る規定(法第38条及び第39条) ・WTO農業協定上の義務の遵守に係る規定(法第6編) 等
イングランドに対してのみ適用	・新たな農業支援スキームに係る規定(法第1編) ・農産物市場への介入に係る規定(法第2編第2章) ・サプライチェーンにおけるデータの収集と共有(法第3編第1章) 等
北アイルランド・ウェールズに対してのみ適用	・北アイルランドにおける現行の農業支援スキームの維持に係る法的根拠等に係る規定 ・ウェールズにおける新農業法の適用期間 (ともに法7編)

資料：新農業法の条文を基に筆者作成。

（３）適用対象国が異なる背景と農業政策収斂の必要性・仕組み

次に、このように新農業法の適用が連合王国構成国によって異なることとなった背景としての農業の権限委譲、そして EU 離脱後高まる政策収斂の必要性和そのための仕組み（共通フレームワーク）等について論及する。

1) 連合王国構成国への農業の権限委譲と政策収斂の必要性

新農業法の適用対象が連合王国構成国間で異なっている背景には、英国においては、従来、連合王国の構成国たるスコットランド・ウェールズ・北アイルランドと英国政府間の取決め（settlements）において、農業に係る権限は各構成国に権限移譲されてきたことがある。英国の EU 離脱前は、EU ルールの下で各構成国の政策は一定程度収斂していたが、離脱後は、従来 EU が有していた立法・規制権限が英国（連合王国構成国）に戻ることから、WTO 等国際ルール of 遵守、英国国内市場の円滑な機能確保、対外的な通商相手国・地域との円滑な交易の必要性等に鑑みると、権限移譲された下での政策の多様化・相違のみならず、収斂度合いを管理・調整する仕組みが必要（桑原田，2019a）であろう。

2) 政策収斂に向けた仕組み（英国全体のフレームワーク）に係る議論・分類

このような問題意識を踏まえ、2017年10月に開催された合同閣僚委員会(対EU交渉)(英国首相、各構成国政府の首相等で構成)においては、EUレベルで有されてきたルール・政策立案等に係る権限について、a. 英国の国内市場の機能、b. 国際的な義務の順守の確保、c. 新たな貿易協定や条約の交渉等、d. 共有資源の管理、e. 英国の安全の確保のため必要なものについては、共通フレームワークを設けることが合意された。

当該合意原則を踏まえ、英国のEUからの離脱に伴い今後EUから英国に移行される立法・規制権限について、英国全体の法制上・非法制上の共通アプローチの必要性を検討すべきものとして、英国政府が2018年3月に公表した分類が第4表であるが、同表下段に農業支援をはじめとして農業関係の事項が多く挙げられていることがわかる。

第4表 EUの立法・規制権限に係る英国全体の共通フレームワークの必要性に係る整理

	EU法令の分野(農業・食品分野)
共通フレームワークは不要	洪水リスクマネジメント、水質、水資源、森林(国内)、土地利用
非法制上の共通フレームワークが必要となる可能性がある分野	生物多様性、海洋環境、自然環境、環境報告に係る空間情報、廃棄物管理
全部又は一部において、法制上の共通フレームワークの検討が必要な分野	農業支援、肥料規制、GMO販売・作付、有機農業、動物飼育、動物衛生・トレーサビリティ、動物福祉、化学品規制(農薬含む)、オゾン、農薬(環境関連)、廃棄物包装・製品規制(環境関連)、漁業管理・漁業支援、食品安全法・食品衛生法、食品栄養基準、食品表示、植物衛生・種苗、食品に係るGI

資料: UK government (2018) を基に筆者作成。

3) 農業分野における英国全体の共通フレームワーク形成の実際

これまでみてきたとおり新農業法に包含される規定内容自体が、農業政策に係る助成的・規制的措置について網羅的なものとは言えず(同法の全体構成は章末の別表参照)、また、同法の規定のうち英国全体に対して適用される規定は第3表のとおり限定的であるが、このことは必ずしも英国における共通ルール等が存しないことを意味するものではない。

具体的には例えば、同法体系外で食品安全・食品衛生、栄養表示、有機製品の生産等の分野においては、離脱法の下、EU規則の内容が英国国内法に置き換えられた上で、英国の実情や政策意図等に即して所要の改正等を行う立法措置が講じられてきている。

このように、連合王国構成国への権限移譲分野である農業分野において、EU離脱後の新たな農業政策体系の下で英国全体としての共通フレームワークが必要な分野については、新農業法の規定のうち英国全体に適用される規定(第3表上段)に加え、同法の法体系以外で定められる各種法・規則等が相互に組み合わさり、助成的措置(農業支援等)、規定的措置(食品安全等)共に共通フレームワークが引き続き形成されていくと考えられる。

(4) 共通フレームワークの実際例：農業支援施策における多様化と収斂

次に農業支援を例に、政策の多様化・相違と収斂(共通フレームワーク等)に論及する。

農業支援については、権限委譲の対象の観点からは各構成国に権限移譲され独自の政策が立案され得る分野である一方、2018年11月の英国政府分類（第4表）において「全部又は一部において、法制上の共通フレームワークの検討が必要な分野」とされている。以下に示すとおり、各構成国において農業支援の多様化に向けた検討が進展する一方で、2020年11月に制定された新農業法においては、WTO 農業協定上の義務履行ルール等の観点から各構成国の支援措置に対して一定の法制上の制約が設けられたところである。

1) 各構成国における農業支援の多様化

CAP 離脱後の直接支払いの存置・廃止等については、各構成国において検討が進められてきたが、現時点における検討状況は第5表のとおりである。大別すると、イングランド及びウェールズにおいて直接支払いは、生産性向上の阻害要因となる等として廃止、スコットランドは直接支払いを維持、北アイルランドは縮減の上存置する方向である。（各構成国間の農業支援に係る相違・共通点等に係る詳細については、桑原田（2019a）や英国における WTO 上のデカップル支払いについて論じた桑原田（2019b）を参照）。

第5表 連合王国構成国における直接支払いの存置・廃止等に係るスタンス

イングランド	・2020年12月新農業法が成立。 ・直接支払いは2027年に向け順次縮減の上廃止。環境への貢献等公共財提供に対して公的資金を提供する新たなアプローチを導入。
スコットランド	・2020年8月「Agriculture (Retained EU Law and Data) (Scotland) Act 2020」（農業(EU法の維持・データ)(スコットランド)法2020)が成立。 ・直接支払いを含むCAPの主たる規定が、引き続き適用されることが法制化。
ウェールズ	・Agriculture(Wales)Bill(農業(ウェールズ)法案)の立案に向け、農業(ウェールズ)白書に対する国民への意見募集を実施中(2020年12月16日から2021年3月26日)。 ・同白書では、CAPの直接支払いを「持続可能な農業スキーム」に置き換えることが提案。
北アイルランド	・2018年に「北アイルランドの将来の農業政策フレームワーク」と題する文書において新たな農業政策について国民への意見募集。 ・同文書では、CAPの直接支払について、縮小した上で残し、農業者に対して基礎的で予見可能な収入源を確保するとの方針が提示。

資料：Welsh Government (2019) 等を基に筆者作成。

2) 英国全体としての WTO 規律等国际ルール遵守の仕組み

WTO ルールとの整合性について、特に農業の国内支持については、WTO 農業協定上貿易歪曲(わいきょく)的な政策(「黄」の政策)として削減対象となる助成合計量(Aggregate Measurement of Support) (以下「AMS」)の上限について、英国全体として国際的コミットメントを遵守することが必要となる。特に、EU 離脱後の英国においては、イングランド・ウェールズ等においては「公的資金を公共財に」との考え方の下環境向上等に資する取組に対して幅広く財政資金が提供されることが検討されており、この新たな公的支援の手法は WTO 農業協定上「黄」の政策に分類される可能性があると考えられる。

このような状況を踏まえ、新農業法においては、WTO 農業協定の下で英国全体として遵守すべき国際的な義務履行のため、主として以下の規定が設けられた。

- a. Defra 担当大臣に対して、英国全体及び各構成国別の国内農業支持の上限を設定する権限を付与（同法第 43 条及び第 44 条）
- b. Defra 担当大臣に対して、国内支持の分類設定や当該分類に係る各構成国間の最終調停等を行う権限を付与（同法第 43 条及び 45 条）

各構成国別の国内農業支持の上限設定・分類等については、各構成国の農業支援の制度設計と密接に関連するものであることから、Defra 担当大臣に上限設定・分類等に係る権限が付与される一方で、各構成国においては、農業支援政策への同大臣の介入を警戒する声も根強い。農業法案に係る委任権限に係る覚書（Delegated Powers Memorandum）

（2020 年 1 月公表）では、第 328 パラグラフにおいて、法案第 40 条（議会における修正後法第 43 条）等の規定に基づいて Defra 担当大臣が国内支持の上限設定、分類設定等に係るルールを定めるに当たり各構成国による精査を経る必要がある旨規定されている。今後、同大臣と各構成国の間での精査・協議等が円滑に進展するか注視が必要であろう。

3. イングランドにおける新たな農業政策の展開

（1）新たな農業政策の概要

イングランド⁽⁶⁾においては、農業法 2020 等に基づき、環境・持続可能性に係る課題の重要性の高まり、農業労働市場や移民政策の変化、通商環境の変化、生産性に係る問題意識等を踏まえ、新たな農業政策が展開されることとなる。

特に CAP 下の農業支援において中心的役割を果たしてきた直接支払いは「的の絞られていない (untargeted)」支援であり農業者の生産性向上阻害要因となっている等として、農業の移行期間（2021 年から 2028 年）を通じて順次縮減の上廃止される。それに代わる新たなアプローチとして「公的資金を公共財に」の考え方の下、環境の維持・向上に資する土地管理等に財政資金を提供する ELM 政策が導入される。ELM 政策において財政支援の対象となり得る公共財、財政支援・便益の例等として農業法案の審議注釈文書（UK Parliament, 2020a）において示されたものは、第 6 表のとおりである。

今後イングランドにおいて農業の移行期間を通じて展開される施策のポイントは以下のとおりである（第 7 表は個別具体の政策の展開を時間軸で示したもの）。

- a. 直接支払いについて、最後の直接支払いを 2027 年に実施した後廃止。
- b. 農業環境政策に ELM スキームを導入（ELM は、現行の農村環境施策である農村ステュワードシップ（Countryside stewardship）⁽⁷⁾「以下 CS 事業」を基調）。
- c. 動物の健康・福祉に係る道筋（Animal Health and Welfare Pathway）を設立。
- d. 農業者が、移行期間を通じて、生産性の維持・向上、研究・開発・持続可能性向上のための投資を行うことを支援するための補助金を提供。

第6表 財政支援の対象となり得る公共財，財政支援・便益の例

公共財	財政支援・便益の例
環境保全・改善する土地・水の管理	植林へのインセンティブ付を通じた、生物生息地の窒素蓄積からの保護
農村へのパブリックアクセスや環境理解の改善への支援	環境教育を目的とする訪問のため、森林管理者に対して施設整備へのインセンティブ付け
文化・自然遺産を維持・回復・向上させる土地・水の管理	歴史的な農家建物の保全。農村の美観、遺産等の保全
気候変動の緩和、気候変動への適応	泥炭地の回復へのインセンティブ付けを通じた二酸化炭素排出抑制や炭素保全
環境に係る危害の防止・抑制・保全	より良い土壌管理へのインセンティブ付け通じた洪水リスクの低減
家畜衛生・家畜福祉の保全・改善	より高い動物福祉アウトカムの試行への財政支援、家畜衛生・疾病のコントロールスキームへの参加促進
野生動物、野生の鳥、動物の遺伝資源の保護	希少な野生の種を農業者が飼育するための投資へのインセンティブ付け
植物衛生の保全・改善	植物害虫・疾病リスクの低減を通じた植物衛生の保全とバイオセキュリティ向上
農業、施設園芸、林業において栽培又は使用されている植物や、その野生種、遺伝資源の保護	野生種の保護又は活用のための方策に対する補助を通じた、新たな植物の疾病への適応、レジリエンス、バイオセキュリティの向上
土壌の保護・改善	土壌の健康改善に向けた農業者の意思決定や土壌管理に対する支援
農業・園芸・森林活動の開始又は生産性向上	肥料使用やアンモニア発生低減のため、懸濁液活用装置購入に係る補助金・融資
農業者による、又は、農業者のための農業における付随的活動(販売、マーケティング、加工、配達等)への支援	生産者による又は生産者のための活動への資金提供

資料：UK Parliament (2020a) を基に筆者作成。

第7表 農業の移行期間における政策実施のタイムライン

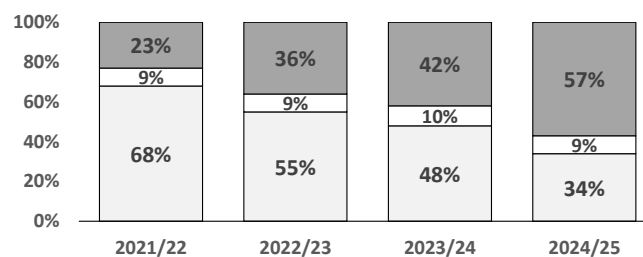
	2021/22	2022/23	2023/24	2024/25	2025/26	2026/27	2027/28
環境や動物福祉に係る成果							
新たなCS事業に係る合意と資金提供	●	●	●				
ELMのテスト、試行	●	●	●	●	●	●	
ELMの国家パイロット事業	●	●	●	●			
樹木健康に係るパイロット事業	●	●	●	未定	未定	未定	未定
ELM 持続可能な農業インセンティブ		●	●	●	●	●	●
ELM 地方自然回復				●	●	●	●
ELM 景観回復				●	●	●	●
保護景観地における農業	●	●	●				
動物の健康・福祉に係る道筋		●	●	●	●	●	●
農業の更なる繁栄							
農業投資基金	●	●	●	●	●	未定	未定
研究開発、イノベーション		●	●	●	●	●	●
スラリ－投資スキーム		●	●	●			
農業強靱性支援	●	●	●				
新規就農者支援スキーム		●	●	未定	未定	未定	未定
直接支払い							
直接支払い	●	●	●	●	●	●	●
一括支払いスキーム		●					
直接支払いを土地面積から切り離し				●			

資料：Defra (2020) を基に筆者作成。

（２）予算措置を通じた政策転換

第2図は、イングランドの新たな農業政策体系を「環境や動物福祉に係る成果創出に対する支払い」、「農業の更なる発展に向けた支援」、「直接支払い」の三つに分類した場合における農業支援のための予算シェアの推移を示したものである⁽⁸⁾。

農業法等を通じた立法措置等に加え、具体的な予算措置を通じて、直接支払いから⁽⁹⁾、
a. ELM を中心とした「環境や動物福祉に係る成果創出に対する支払い」や、b. 生産性向上に向けた投資促進、研究開発、新規就農促進等を行う「農業の更なる発展に向けた支援」へ予算振り替えられる見込みであり、これらを通じて農業の環境への寄与の向上、生産性向上が図られることが期待されている。



第2図 農業支援予算の分野別割合の推移

資料：Defra (2020)を基に筆者作成。

注. 上段「環境や動物福祉に係る成果創出に対する支払い」、中段「農業の更なる発展に向けた支援」、下段「直接支払い」。

4. 直接支払いの変革を通じた農業構造への影響

直接支払いの削減、当該支払額算定から土地面積を切り離す制度の導入、離農希望者への直接支払い金額の一括支給を通じて、Defra は土地・人材等の面から農業構造へ一定の影響を与えることを企図していると考えられる。

（１）直接支払いの削減における累進的な削減手法の導入

2021年に開始される直接支払いの削減は、削減当初の数年は、低金額バンド（帯）部分（注：バンドは、金額の大きさごとに設定される一定の範囲ごとの区切り。この区切りに応じて異なる削減率が設定）においてはより少ない割合の削減となるよう、累進的な方法で削減が実施される。これは農業者が農業の移行を可能な限り円滑に行うことができるようするための制度設計である。

第8表は、各年における金額バンド別の直接支払い削減率を示している。例えば、2021年において4万ポンドの受給権を有している場合は、3万ポンド分については5%削減が適用され(1,500ポンド削減)、残りの1万ポンド分については10%削減が適用され(1,000ポンド削減)、合計で37,500ポンドの受け取り(2,500ポンド削減)となる。

第8表 各年における金額バンド（帯）別の直接支払い削減率

	2021年	2022年	2023年	2024年
3万ポンドまで	5%	20%	35%	50%
3万～5万ポンド	10%	25%	40%	55%
5万～15万ポンド	20%	35%	50%	65%
15万ポンド以上	25%	40%	55%	70%

資料：Defra (2020) を基に筆者作成。

（２）土地面積からの切離し支払い

これまで直接支払いについては、土地の面積に応じてその支払額が算出されてきた。2024年にはこの仕組みを改め、支払額の算定を土地面積から切り離す（delink）予定としている。切離し支払い導入後は、支払額の算定は土地面積から切り離して算定が行われることになり、今後設定される参照期間（reference period）中のデータに基づいて直接支払いの支払額が算定され、当該算定された支払額に対して累進的な削減率が適用されることとなる。特にイングランドでは土地面積に応じた支払いは農業者の生産性向上インセンティブを阻害するとの批判が強く、2027年度の直接支払いの最後の実施前に、支払額の算出方法を変更することを通じて生産性向上への阻害効果を抑制する試みである。

（３）離農に係る一括支払い

農業部門を離れることを希望する者に対して、2022年に一括の離農支払い（Lump sum exit payments）⁽¹⁰⁾を行うことが予定されている。これは当該離農希望の農業者が2028年までの残存する移行期間中に受け取る資格を有する直接支払いの金銭について、年々の支払いに代わる一括払いにより資金を受領することを可能とする仕組みである。一括の離農支払いの受給資格を満たすには、離農のほか、幾つかの要件（土地の継承等が想定される）を満たすことが必要とされており、人材・土地面から早期の円滑な継承を促す仕組みとしたい意向と考えられる。

5. ELM（環境土地管理）政策

ここでは、「公的資金を公共財に」の考え方の下、環境の維持・向上に資する土地管理等に財政資金を提供する ELM 政策について論じる。農業環境政策への ELM の導入は、環境や動物福祉に係る成果創出に対する支払いの中核となるものである⁽¹¹⁾。

（１）ELM の支援対象、三つの構成要素

ELM の支援対象となる取組としては、「清浄で豊富な水」、「植物や野生生物の繁栄」、「環境ハザードの減少やそれからの保護」、「気候変動の緩和とそれへの適応」、「（景観等の）美しさ、歴史的遺産、環境との関わり」等に貢献する土地管理等への取組が挙げられてい

る。ELM は、第9表で示した三つの構成要素で構成されており、各要素は、対象農業者、対象活動のレベル⁽¹²⁾、対象活動の規模等においてそれぞれ特徴を有している。これらの要素は一体となって環境・動物福祉に係る成果の達成に資するものと考えられる。

第9表 ELM の各構成要素と対象者・対象活動等

ELMの構成要素	対象者・対象活動等
持続可能な農業インセンティブ (Sustainable farming incentive)	・全ての農業者が対象 ・農村全体でより重要な環境上の成果目標等を達成するための基本的な活動を支援 ・農業者が時間をかけて持続可能な変化を行うことを支援 ・環境上持続可能な方法で土地を管理する活動等に対して支払いが行われる (対象例)土壌の健全性、IPM(総合的病害虫管理)の改善、畜産に係る管理等の活動
地方の自然の回復 (Local nature recovery)	・環境上の目標をより高いレベルで達成することを目指す農業者対象 ・農業者同士の協働が効果的と考えられこれを促進させるよう制度設計 ・地方における自然の回復など環境上の優先事項に資する活動を支援 (対象例)生態系の創出・管理・回復、洪水の管理。生物の種の管理等の活動
景観回復 (Landscape recovery)	・環境上の目標をより高いレベルで達成することを目指し、かつ、景観回復に資する適切な規模の土地、自然資本資産を有する者が対象 ・長期的で大規模な土地利用変更プロジェクトを通じた景観や生態系の回復等を支援 (対象例)大規模森林の創出、沿岸生息地の創出・復元等を通じた景観や生態系の回復

資料：Defra (2020) を基に筆者作成。

(2) ELM の三つの構成要素間における対象の相違等

次に ELM の三つの構成要素間における対象の相違等についてより具体的に確認する。

「持続可能な農業インセンティブ」は、全ての農業者を対象とし、農村全体において、より重要な環境上や、動物の健康・福祉に係る成果目標を達成するための基本的な活動を支援するものである。本スキームは、現在並行して実施されている他のスキーム（例；CS事業）の下で提供されている活動を補完し、これらに対して付加的な位置づけとなるものである。幅広い営農類型の農業者（例；耕作農家、低地や高地の牧草地における農家、有機農家）にとって実現可能なものとなるよう実施される見込みである。

一方、「地方の自然の回復」、「景観回復」は、地域・景観・生態系全体において成果を、「持続可能な農業インセンティブ」以上に達成することを希望する農業者を対象とするものであり、採択においてはより競争的な仕組みになると考えられている。特に「景観回復」については、適切な自然資本（natural capital）資産を有し、景観の回復に変革を提供する適切な規模を有した土地を管理する者に限定される予定である。

(3) ELM への幅広い参画を通じた環境目標への貢献

Defra としては、今般新たに導入する ELM への農業者の参画率を、現行の農業環境スキームへの参加率（30%程度）に比べて高い水準である 70%程度⁽¹³⁾としたい考えを有している。全ての農業者を対象とする「持続可能な農業インセンティブ（Sustainable Farming Incentive）」は特に高い参加率が期待されると考えられており、このように幅広

い農業者の参加を得ることを通じて、国全体の温室効果ガス排出削減目標への貢献を含め、農業・農村が環境上の目標に多大の貢献をすることが期待されている。

(4) ELMに係る制度設計、導入スケジュール、完全展開に向けた移行措置

ELMの制度設計に関しては、国民からの意見募集(2020年2月から実施)、ELMに係る試験(test)・試行(trial)(3,000人の農業者参画予定)、国家パイロット事業(3年間で5,500人参画予定。事業の詳細は第10表参照)等を踏まえて制度設計に係る検討が重ねられ、2024年からELMが完全展開されることが予定されている(持続可能な農業インセンティブの幾つかの中核要素については2022年から実施予定)。

ELMの完全展開が開始する2024年までの間、農業者が土地を持続可能な形で管理し、ELMへの参画準備が円滑に進むよう現行の農業環境スキームに基づいて合意期間延長等を含む以下のような所要の措置が講じられることとされている。

- a. 環境上の成果実現に係る合意を既に有し、当該合意を継続することを望む者について、CS事業の延長。
- b. より幅広く野心的な環境上の取組を実施し金銭を受け取ることを望む者に対して、新たなCS事業の合意。

第10表 ELMの国家パイロット事業(2021~24年)の概要等

パイ ロ ッ ト 事 業 の 概 要	持続可能な農業インセンティブ	・比較的小規模のグループの参画を得て実施。 ・幅広い分野の持続可能な農業活動について環境上の潜在的な影響について検証。
	地方の自然回復	・農業者等同士の協働グループを見つけ出すこと等から開始。
	景観の回復	・2022年から10の大規模プロジェクトにおいて開始。 ・典型的には2,000から3,000ヘクタールの場所といった大規模のサイトで実施。 ・林地の創出、湿地の回復、沼地・湿原・塩性湿地の機能向上、その他有益で価値の高い土地利用変化に焦点を当て、環境や自然の保護・増進に資する取組を対象。 ・官民の資金を組み合わせる実施。 ・対象となる場所を国家自然保護区に指定し、法的な保護を行うことも検討対象。 ・食料生産や農業の重要性を踏まえ、農業上価値の高い土地においては実施しない方向。
参加者	(1)異なる営農類型、園芸、森林管理者を含め、ELMの3つの構成要素に関し適格性を有し得る全てのタイプの農業者が包含されるよう幅広く参加者を求める。 (2)農業者の経営規模、土地の保有形態(賃借・所有等)、地理、デジタルアクセスの程度、農業や農業環境スキームの経験等も考慮。	
参加人数	・参加者の募集は3段階に分けて実施。試行を行い改善パターンを検証するため、募集枠は時点とともに拡大。(第1段階:1,000人、その後拡大し、3段階合計5,500人を募集)	
支払い金額	・土地管理活動を提供するためのコストや、本事業における学びに積極的に貢献した時間をカバーした金銭を支払い(更なる詳細は未定。2021年前半までに開示)	

資料: Defra (2020) を基に筆者作成。

6. 農業の更なる繁栄に向けた支援

イングランドにおける新たな農業政策においては、直接支払いの削減・廃止、ELMの導入とあわせて、「農業の更なる繁栄」に向けた政策として、農業者が農業の移行期間を通じ

て生産性の維持・向上，研究・開発，人材育成，持続可能性向上のための投資を行うこと等を支援するための助成措置等が講じられる。ここでは、「農業の更なる繁栄」に向けた支援の全体像及び主要政策の具体的展開を確認することとしたい。

（１）農業の更なる繁栄に向けた支援の全体像

農業の更なる繁栄に向けた支援としては，第 11 表に示した施策・施策分野における支援内容の展開が予定されている。従来の政策との相違に着眼すると，例えば，農業投資基金は，従来の生産性向上のための助成措置と比べて，支援要件として環境における持続可能性に力点を置いていること，研究開発・イノベーションは農業者の実需に即した研究との側面に力点を置いていることに特徴を見いだすことが可能である。以下では，この二つの施策・施策分野について具体的展開を詳述する。

第 11 表 農業の更なる繁栄に係る施策・施策分野と支援内容

施策・施策分野	支援内容
農業投資基金 (Farming Investment Fund)	生産性向上のために投資する農業者への幅広い補助金。
新規就農者支援スキーム (New Entrants Support Scheme)	土地・インフラ・その他の支援へのアクセスに係る継続的機会を提供することで，新規参入者への支援を提供。
スラリー 投資スキーム (Slurry Investment Scheme)	スラリーの新たな貯蔵所・設備に投資する農業者を支援することで，農業者の行動基準の向上を支援。
研究開発・イノベーション	長期的な研究開発への支援とともに農業者主導のイノベーションを支援。
農業強靱性支援 (Farm resilience support)	直接支払いの撤廃により最も影響を受ける農業者の強靱性向上に向け支援。
技能・トレーニング	農業者のトレーニング用システムの改善に投資し，より多くの農業者がビジネスツールとして活用することを促進。

資料：Defra (2020) を基に筆者作成。

注．スラリーは家畜排泄糞尿のほか，畜舎の洗浄水，パーラ廃水，雨水等が混入することもある。

（２）農業投資基金

１）農業投資基金により拠出される補助金の考え方

農業投資基金（Farming Investment Fund）を通じた支援は，農業者が持続可能な方法で農業の生産性を向上させることができるよう，環境上持続可能な農業や土地管理を実践するための設備・技術・インフラを購入に投資を行うための（要件設定や助成を通じた）動機づけを行う仕組みである。環境に持続可能なやり方で生産性を高めることは可能であり，それにより，直接支払いに依存することなく，収益性があり持続可能な農業者になり得るとの認識に基づいている。より良く公共財を提供する品目の購入に対してはより高い補助割合が適用される予定である。また，本基金から拠出される補助金は，投資費用の全

額を補助するものではなく、農業者等による一部拠出が行われる見込みである。

2) 農業投資基金に設けられる二つの基金を通じた支援

農業投資基金の下には、投資対象の規模等に応じて以下の二つの基金が設けられる予定である。両基金共に申請は2021年開始予定である。

(i) 農業施設・技術基金

農業施設・技術基金 (Farming Equipment and Technology Fund) に基づく補助金は、特定の事前に定められたリストに示された品目の購入への補助において利用可能 (複数品目の購入に対しても補助金は支給され得る)。いかなる品目を補助対象リストに掲載するかについては、Defra と農業者等との協働による検討が進められている。

(ii) 農業変革基金

農業変革基金 (Farming Transformation Fund) に基づく補助金は、より規模の大きな設備・技術・インフラの購入コストの補助のために用いられる。審査は、申請者が本基金の目的に対して貢献可能な能力を有しているか等について審査が実施される (例: 当該申請者が水資源を効果的に活用可能であるか、栄養素や農薬を効果的に使用可能であるか等)。

3) 農業投資基金に基づく補助金の支給対象

補助金の支給対象は、効率性や生産性を向上させ、環境にも資するような設備・技術・インフラのコストへの補助が対象となる。本補助金の対象となる投資の詳細は、現在農業者等との協働で検討が進められており、今後ガイダンス文書で示されるが、Defra (2020) においては、農業施設・技術基金、農業変革基金のいずれか又は両方で対象となり得る投資として、「貯水層を含め、農場における貯水用インフラ」、「精密農業に係る設備」、「ロボット技術・自動化技術」、「動物の健康を改善させる品目」、「貯蔵・仕分け・加工のための設備・技術」、「大規模な精密農業プロジェクト」への投資が例示されている。

(2) 研究開発・イノベーション

Defra は、イノベーションを後押しすることで、生産性向上に加え、農業による環境上の負荷軽減を実現させるとの意向を有しており、新たな農業政策においては、研究開発やイノベーションに係る投資を増加させ、農業者やそれ以外の関係者 (研究者・食品関係者等を含む) が一体となり、農業が直面する課題に対して実践的解決策を提供することを後押しする考えを示している。以下では、研究開発・イノベーション政策の全体像や、農業者を関与・連携させより実需に即した研究等を促進する仕組みについて論及する。

1) 研究開発・イノベーション政策の全体像

新たな政策体系の下での農業分野における研究開発・イノベーションは、農業者、農業・

食品関係者が主導又はこれらの者の意向を十分に反映した研究開発へと変革することを通じて、研究開発が、実際の重要な課題に即応し、農業の生産性や利潤について大胆な変化をもたらすことが企図されている⁽¹⁴⁾。新たな政策体系の下で実施される研究開発・イノベーション政策は、プロジェクトの規模や、対象研究分野等に応じて、第12表に示したとおり、三つのスキームに分かれ構成されている。

第12表 研究開発・イノベーションに係る3スキーム

スキーム名	内容・特徴等
産業主導研究開発連合体 (Industry led research and development syndicates)	・最長4年の大規模プロジェクト。 ・サプライチェーンに関わる農業や食品関係組織が、科学者や研究者と連携して、生産性に係る共通した課題に対して技術を発展させ革新的な解決策を提供するため連合体が構成される。
課題別協力的研究開発(Themed collaborative research and development)	・3年から4年の共同研究開発プロジェクト。 ・農業や食品関係組織が、科学者や研究者とともに、優先度の高い戦略的課題(例：2050年までの「Net Zero」実現)に焦点を当て、より基礎的な研究開発を実施。農業の生産性を長期的に変革させる可能性を有していると考えられる。
導入加速(Accelerating Adoption)	・最長2年のプロジェクト。 ・比較的規模の小さな機動性のあるプロジェクト。 ・農業者主導によるものであり、農業現場における生産性についての足元の課題について実用的な解決策を発見することに焦点を当てたプロジェクト。

資料：Defra (2020) を基に筆者作成。

2) 研究開発・イノベーションに農業者を関与・連携させる仕組み

全てのスキームは、コンソーシアム形成のためのワークショップやネットワーク会合などを通じて農業者等との協働を誘導するメカニズムを有している。また農業者は、研究の共同設計、農場における新技術の検証への参画等を通じて、プロジェクトに関与することが可能である。(Defra (2020)では、「食料生産の変革 (Transforming Food production)」イニシアティブにおける農業者の関与・連携の例⁽¹⁵⁾を紹介)。

(3) 技能・職業訓練，農業経営におけるベンチマーク

1) 技能・職業訓練

新たな農業政策の下では、人や技能に投資をすることで、革新的・生産的で、競争力ある農業分野を実現したいとの意向が示されているが、現状の技能・職業訓練においては、異なる機関が多様な職業訓練を提供（既に農業分野に従事している者向けのもの、これから農業に取り組もうとする者向けのもの等）しており、このため、職業訓練を踏まえたキャリアルートや職業訓練の関係が不明瞭との課題がある。この問題に対処するため Defra は農業分野における職業訓練に係る専門組織として「The Institute for Agriculture and Horticulture」（農業・園芸機構）を創設するべく取組を進めている。

同機構はイングランドにおける農業・園芸における専門性の向上、職業訓練の拠点になると考えられるもので、「Food and Drink Sector Council」(食品・飲料部門協議会)の農業生産性ワーキンググループの提案により主導されたものであり、農業部門からも幅広い支持を得ているものである。同機構の下で、これまでキャリアルートと職業訓練の関係が不明瞭であったところ、農業分野の職業訓練について公的に認証された経路が示されることとなると考えられている。農業分野以外も含め職業横断的に今後設定される新たな養成訓練基準(Apprenticeship standards)等の制度と組み合わせることで、職業訓練の効果等が高められ、農業関連人材の高度化や、農業が魅力ある職業選択先となること等が期待されている。

2) 農業経営におけるベンチマーク(重要業績評価指標(KPI))の活用促進

英国においてもベンチマーク(重要業績評価指標(KPI))を業績や効率性向上の道具とし用いることは幅広く受け入れられているが、農業部門では取り上げられている割合は比較的低い。(Defra, 2020)によると何らかのベンチマーク活動を行っている農業者の割合をみると、トップレベルの業績を上げている農業者では26%、最下レベルの農業者では13%)。

このような状況を踏まえ、食品・飲料部門協議会(Food and Drink Sector Council)の下に設置された農業生産性ワーキンググループ(WG)においては、標準化された初歩レベルのKPIを開発することを提案している。これにより、同WGは、農業者は比較可能な業績について理解を深め、自身の強みと弱みを評価し、改善の機会を特定することが可能になるとしている。

酪農分野においてベンチマークを活用した取組としてAHDB(農業園芸開発公社)は、新たな「Optimal Dairy Systems」(酪農最適化システム)に係るプログラムを開発した。同プログラムは、コスト低減や効率性向上を通じた酪農経営の改善を支援する基礎的なベンチマークシステムを提供するものである。酪農経営者が利用しやすいよう重要な指標は少ない数に限定されており、酪農経営者の入力内容に対応して適切なアドバイスやより高度なベンチマークツールとリンクする仕組みとなっている。

Defraは、このような提言や取組を行っている食品・飲料部門協議会農業生産性WGやAHDB等と連携して農業経営体における重要な財務指標や持続可能性に係る成果を把握する一貫した指標セットを創出するための取組を行うとしている(Defra, 2020)。この取組は、農業・園芸部門以外の農業部門に対する指標の開発、AHDBが開発した酪農最適化システムについてより幅広い部門への展開支援、他の農業サポートスキーム等の検討を含むものであるとされている。農業経営に係るベンチマークについてのDefraの検討・取組は我が国にとっても示唆を有するものと考えられ注視が必要であろう。

7. 新たな農業政策体系と英国政府のより広い政策・目標との関係・連携

本節では英国（特にイングランド）の新たな農業政策について、気候変動対応、地球温暖化抑制等の英国全体のより広い目標・政策と、いかに関係・連携しているか論及する。

（1）環境に係る 25 年計画、「30 by 30」目標との関係・連携

英国政府は、「環境に係る 25 年計画」（2018 年公表）において、次世代に対して自然環境を保護・改善するための包括的で長期的な英国政府のアプローチを示したところであり、現在、同計画の内容を立法化するための環境法案が英国議会で審議されている。

Defra は、環境への最大限の貢献に向けては、ELM 等の新たな農業政策体系と、環境に係る 25 年計画やそれを法制化する環境法案との相互連携が重要であると位置づけている。具体的には例えば、環境法案により導入が試みられている地方自然回復戦略（Local Nature Recovery Strategies）、生物多様性の純増（Biodiversity Net Gain）、保護協定（Conservation Covenants）等の政策・考え方は、ELM 等と同様に適切な土地管理行動を動機づけ、確保しようとするものであり、これらの政策間の連携が（筆者注：取組の実効性確保等の観点から）重要であると位置づけている（Defra, 2020）。

また、ELM は、「30 by 30」目標（2030 年までにイングランドの 30% の土地を生物多様性のために保護するという目標）に対しても、生息地の創出・回復、野生生物の豊富な生息地の長期的な保護・管理を通じて貢献するものであると位置づけられている（Defra, 2020）。

（2）「Net Zero」目標等、気候変動適応との関係・連携

英国は 2021 年 11 月に国連の第 26 回気候変動枠組条約締約国会議（COP）を主催予定であり、Defra は、この機会を活用して、生物多様性の保護・改善、農業・土地利用・フードシステムにおける気候変動へのレジリエンス構築に向け、農業補助金を別目的に振り向ける（repurpose）モメンタムを構築する機会としたい旨を表明している⁽¹⁶⁾（Defra, 2020）。

英国内において 2050 年までの「Net Zero」目標実現は英国政府の最優先課題の一つと位置づけられており、農業部門を含め経済全体を通じた行動が必要であると認識されている。ELM は、農業部門における温室効果ガス排出を減少させるよう土地管理方法に変化を促すものであり、このため、イングランドにおける新たな農業政策は「Net Zero」目標等を積極的に後押しするものであると考えられている。また、炭素貯蔵の増大、植林の増加等を進めながら、気候変動の下で生じるかもしれないリスクに対してこれらの生態系（ecosystem）の適応力やレジリエンスの強化を支援する必要があるとの見解を示した上で、ELM の三つの構成要素全てはこれらを実現することに貢献するとしている（Defra, 2020）。

このように英国は国際会議等の場を活用して環境重視へのシフトを主導する意向を示

すとともに、実際に ELM 等を通じて英国の最優先課題の一つである「Net Zero」目標実現に向けた取組を推進していく考えを示しているところである。

8. おわりに

本稿においては、農業分野を取り巻く通商、労働市場・移民政策、環境・持続可能性等に係る諸状況・諸課題と新たな政策の展開について論及した。引き続き変化する政策環境、通商条件等の中で、環境への貢献重視や生産性・活力向上等の方向性が実現されるか等について引き続き注視していくことが必要であろう。

（別表）農業法 2020 の構成

第1編		財政上の支援
	第1章	財政上の支援に係る新たな権限
	第1条	財政上の支援を行う大臣の権限
	第2条	財政上の支援：形式、要件、委任、情報の公表
	第3条	財政上の支援：確認、執行、監視
	第4条	複数年財政支援計画
	第5条	財政支援額に係る年次又はその他のレポート
	第6条	財政支援の影響に係る監視等
	第2章	EU離脱後の直接支払い
	第7条	「基礎支払いスキーム」やその他の第2章における表現の意味
	第8条	イングランドにおける農業の移行期間と関連支払いの終了
	第9条	基礎支払いに適用される法令に係る修正権限
	第10条	2020年以降の基礎支払い継続に係る権限
	第11条	直接支払いの段階的廃止に係る権限
	第12条	切り離し支払いに係る権限
	第13条	関連支払いに代わり一括支払いを実施する権限
	第3章	EU離脱後のその他の財政上の支援
	第14条	農業者やその他の受給者への支払いに関連する一般的規定
	第15条	野菜・果樹生産団体への支援
	第16条	農村振興への支援
	第17条	継続するEUプログラム：財政上の支援を行う権限
	第18条	保持されたEU法令
第2編		食料・農業市場
	第1章	食料安全保障
	第19条	英国の食料安全保障についての議会への報告義務
	第2章	農産物市場への介入
	第20条	例外的な市場状況に関連した宣言
	第21条	例外的な市場状況：大臣の権限
	第22条	例外的な市場状況や一般的な目的に関連して保持されたいくつかのEU法令に係る修正
第3編		農業・食料サプライチェーンにおける透明性と公平性
	第1章	データの収集と共有
	第23条	農業―食料サプライチェーン：情報提供の請求
	第24条	「農業―食料サプライチェーン」の意味
	第25条	情報提供の請求に係る目的の特定
	第26条	第23条第1項に基づく請求：請求案の公表義務
	第27条	請求された情報の提供、情報の加工に係る制限
	第28条	情報の請求の実施
	第2章	サプライチェーンにおける農産品の生産者とその他の者の公平な取引
	第29条	農産品の購入に係る公平な取引義務
	第3章	生産者組織
	第30条	生産者組織・部門間(inter-branch)組織など：認定申請
	第31条	認定組織：競争の免除その他の規定
	第32条	第30条及び第31条に基づく規則

第4編		農業や農村に関する事項
	第33条	肥料
	第34条	動物の個体識別、トレーサビリティ
	第35条	赤身肉課徴金：グレートブリテンの課徴金組織間における支払い
	第36条	農業上の賃借
第5編		農産品
	第37条	販売基準
	第38条	有機産品
	第39条	有機産品：補足
	第40条	枝肉の分類
	第41条	第37条に基づきワイン部門のために修正を行う権限
	第42条	自由貿易協定に係る報告
第6編		WTO農業協定
	第43条	WTO農業協定の遵守を確保するための規則制定に係る権限
	第44条	第43条に基づく規則：英国内の国内支持に係る規定の制限
	第45条	第43条に基づく規則：国内支持の分類
第7編		ウェールズ、北アイルランド
	第46条	ウェールズ
	第47条	ウェールズに係る規定の期間
	第48条	北アイルランド
第8編		一般的・最終規定
	第49条	データ保護
	第50条	規則
	第51条	解釈
	第52条	派生的な修正
	第53条	派生的その他の規則を制定する権限
	第54条	経過的その他の規則を制定する権限
	第55条	財政に係る規則
	第56条	(適用)範囲
	第57条	(適用)開始
	第58条	(法律の)簡略名称

資料：農業法 2020 を基に筆者作成。

- 注 (1) 従来の「Tier2」(技能が必要な職務において 英国定住者の中で適切な人材が見つからない場合に認められる)を対象としたビザを廃止してその代わりに導入されたもの。
- (2) Regulated Qualifications Framework
- (3) このほか Agriculture and Horticulture Development Board (2016)
- (4) 2050 年までに英国全体での温室効果ガス排出を実質ゼロとする目標
- (5) 同法により、EU の直接支払いに係る規則が英国国内法に組み込まれ、大臣が 2020 年の農業者への支払いを行う権限が授けられた。2020 年における農業者への支払いは、CAP スキーム下において実施された前年度(2019 年度)の支払いとほぼ同様に行われることとなる。
- (6) 第 3 表に示したとおり、農業支援、農産物市場への介入等に係る規定はイングランドのみ適用対象。
- (7) 2014 年にイングランドにおいて開始された農地の自然環境を保全する活動を行う農業者に対して支払いを行う農業環境支払い。最低限の管理義務(クロス・コンプライアンス等)を上回る取組が対象。今般イングランドにおいて導入される ELM は CS を基調として制度設計が行われる。
- (8) 2020 年度における総支出額は 24 億 1,500 万ポンドの見込み。このうち直接支払いが 16 億 4,400 万ポンド環境や動物福祉に係る成果創出に対する支払いが 5 億 6,300 億ポンド、農業の更なる発展に向けた支援が 2 億 1000 億ポンド。Defra は 2024 年度までの期間、イングランドにおける農業支援予算について 2019 年度と同水

- 準（約 24 億ポンド）に維持するとコミットしている。
- (9) 直接支払いの削減により利用可能となった資金は、現在の議会期間中は、全て農業者のための新たなスキームに再投資される。Defra は、現在の議会期間を通じて、農業への支援額を同水準に維持することにコミットしている。
 - (10) 正式には国民への意見募集を実施した後にその実施の有無が判断される。
 - (11) ELM 以外では、動物の健康・福祉に係る道筋の設立等が挙げられる。
 - (12) 基本的な活動か、より高いレベルの成果を目指す活動か等
 - (13) 農業の移行期間終了時点
 - (14) この考え方に立ち、本プロジェクトは、他の事業者、研究機関、農業者、小規模・中規模企業を巻き込んだプロジェクトであることが必要とされている。プロジェクト資金面でも、本スキームを通じた公的資金に加えて、プロジェクトの大きさや投資内容に応じて適切な規模の民間投資が行われることが期待されている。
 - (15) 「食料生産の変革（Transforming Food production）」イニシアティブでは農業者による研究開発・イノベーションにおける貢献例として、農業者が、ロボット草刈り機をテストするための実施試験に参画することを通じて、除草剤に代わる効果的で持続可能な手法を見つけることに貢献すること、農業者が、酪農経営者の日々の意思決定を支援するデータセットを利用可能にするための技術開発を行うプロジェクトにおいて、共同設計への参画、技術開発の際の試験において実演を行うこと等を通じて貢献をすることが挙げられている。
 - (16) イングランドにおいて希求している改革の経験を参考例としつつ、「Coalition of willing」、「Build a Just Rural Transition」のような国際的な取組を通じて実施することで世界を主導する旨表明。

〔引用文献〕

Agriculture and Horticulture Development Board (2016) *The impact of Brexit on the UK agriculture workforce*.

Defra (2020) *The Path to Sustainable Farming: An Agricultural Transition Plan 2021 to 2024*.

FAO, *FAOSTAT*, <http://www.fao.org/faostat/en/>, accessed 1st of February 2021.

UK Government (2018) *Frameworks Analysis -Breakdown of areas of EU law that intersect with devolved competence in Scotland, Wales and Northern Ireland-*

UK Government, *UK Visas and Immigration*, <https://www.gov.uk/government/organisations/uk-visas-and-immigration>, accessed 1st of February 2021.

UK Parliament (2020a), *Explanatory Notes to the Bill*, Bill 7-EN.

UK Parliament (2020b), *Memorandum concerning the Delegated Powers in the Agriculture Bill for the Delegated Powers and Regulatory Reform Committee*.

Welsh Government (2019), *Agriculture (Wales) White Paper*

桑原田智之（2019a）「英国の EU 離脱と農業分野における諸課題」、『世界経済評論』63(2)：67-80.

桑原田智之（2019b）「英国における WTO 上の『デカップル所得支持』について—WTO 交渉・英国の EU 離脱等を踏まえた構成国ごとの動向、横断的考察—」農林水産政策研究所『【主要国農業戦略横断・総合】プロジェクト研究資料 第 10 号）』.

桑原田智之（2020）「英国—EU 離脱後の英国による貿易・移民・農業政策の新展開—」農林水産政策研究所『【主要国農業戦略横断・総合】プロジェクト研究資料 第 1 号）』.

第5章 ロシア

—コロナ禍と食料安全保障—

長友 謙治

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、ロシアにおいても大きな影響を及ぼし、2020年のロシア経済はマイナス成長を余儀なくされた。一方、同年のロシアの農業部門は、天候不順の影響で生産が減少した地域・品目があったものの、結果的には、穀物の収穫量は2017年に次ぐ史上第2位となり、農業生産額は、価格上昇とあいまって前年より増加した。しかし、農産物貿易の面では、コロナ禍で国民生活が悪化する中で、ロシア政府は近年推進してきた農産物輸出促進から食料安全保障重視に方針を転換した。2020年4月～6月(2019/20農業年度の第4四半期)には穀物の輸出数量枠(クォータ)を導入し、さらに同年末に向けて穀物、食用油、砂糖といった基礎的食品の価格上昇が問題になると、急遽(きゅうきょ)対策として2021年1月からの油糧種子の輸出規制導入、2月からの穀物輸出規制導入を決定し、更にその強化を進めた。2020年度のレポートにおいては、ロシアの経済・農業の動向を踏まえつつ、これら農政上の重要な動きについて報告する。

なお、本稿における「年度」のうち「2020年度」のように単年の年度の形で記述するのは、我が国の会計年度であり、「2019/20農業年度」のように二つの暦年をまたぐ形で記述するのは、ロシアの農業年度(毎年7月～翌年6月)である。「農業年度」が連続する場合には「年度」と略すこともある。それら以外の年度を用いる場合には個別に説明する。

2. 2020年のロシア経済

(1) マクロ経済⁽¹⁾

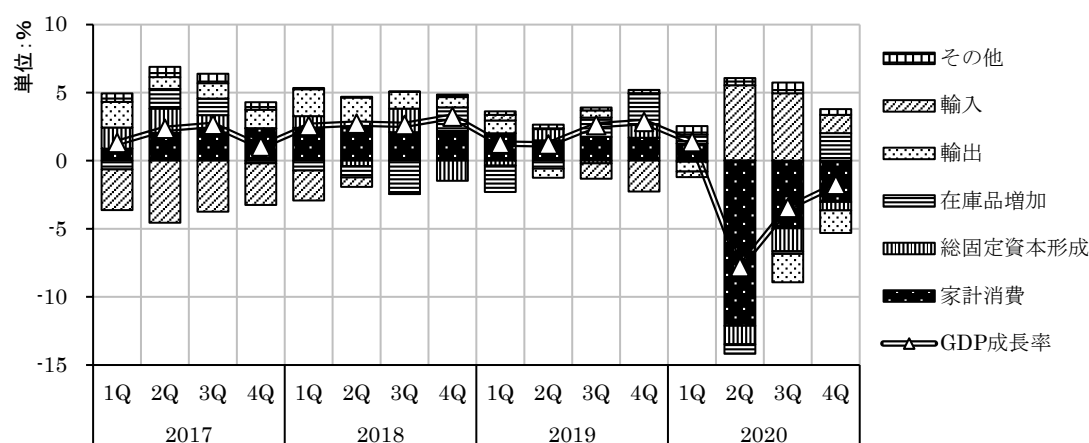
1) 新型コロナウイルス感染症の流行とマイナス成長

ロシアの実質GDP成長率は、2015年には原油価格の低迷やウクライナ危機に伴う経済制裁などの影響により-2.0%となった。その後2016年0.2%、2017年1.8%、2018年2.8%と徐々に成長率が上昇してきたが、2019年には、原油等の輸出額の減少や付加価値税率の引上げに伴う家計消費の伸びの鈍化等を背景として2.0%に低下した。さらに2020年の実質GDP成長率は-3.0%に落ち込んだ。主な理由としては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う個人消費や投資の縮小、原油の価格低下と生産縮小が挙げられる。

ロシアの四半期別実質GDP成長率と、これに対する支出項目別の寄与度の推移を第1

図に示したので、2020年のロシアの経済成長率の変化の要因を確認してみよう。2020年のロシアの実質GDP成長率は、第1四半期（1～3月）には+1.4%だったが、第2四半期（4～6月）には-7.8%と大幅に落ち込んだ。その最大の要因は、家計消費の大幅な縮小であり、これに次ぐマイナス要因が投資（総固定資本形成）の減少だった。ロシアでは、新型コロナウイルス感染症対策として、プーチン大統領が3月28日～5月11日を非労働日とすることを決定し、これを受けて全国でロックダウンが実施されており、これが第2四半期に家計消費や投資活動が縮小した主な原因と考えられる。

その後ロックダウンは段階的に解除され、実質GDP成長率は、第3四半期（7～9月）-3.5%、第4四半期（10～12月）-1.8%とマイナス幅が縮小している。その中で家計消費や投資の減少幅が縮小しており、ロシア経済の回復が徐々に進んでいる。



第1図 ロシアの支出項目別GDP成長率寄与度

資料：ロシア連邦統計庁から金野（2020b）及び田畑（2020）を参照して筆者作成。

ロシアで新型コロナウイルス感染症の患者が最初に発見されたのは2020年1月31日だが、新規感染者数が本格的に増加し始めたのは3月後半以降であり、対策としてロックダウンが実施されたのはこの時期である。新規感染者数は、5月に最初のピークに達し（5月11日11,656人）、その後減少に転じたが、8月末頃から再び増加が進み、12月には毎日2万5千人を超える水準が続いた。2021年3月26日現在の累計感染者数は4,442,492人で、米国、ブラジル、インド、フランスに次ぐ世界第5位、累計死者数は95,010人で世界第7位であり、新規感染者数は、減少傾向にはあるものの、同年3月時点では依然として毎日9千人程度となっている（Johns Hopkins University）。

2）原油価格の低下とルーブル安

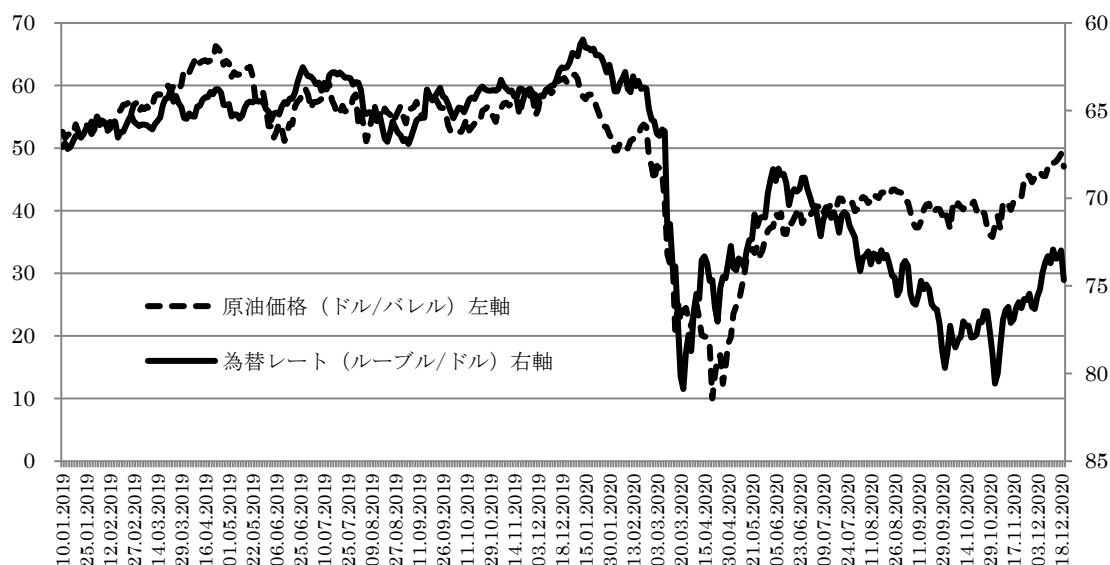
2020年のロシア経済に対し、新型コロナウイルス感染症の流行とともに大きな影響を及ぼした要因としては、原油の価格急落と協調減産の実施が挙げられる。第2図に、原油価格及びこれと密接に関係するルーブルの対米ドル相場の動向を、2019年1月から2020

年12月までの期間について示したので、事態の推移を確認しよう。

2019年から2020年の初めまでは、原油価格（1バレル当たり）は50～60ドル台でおおむね安定的に推移した。ルーブルの対ドル相場もおおむね安定しており、2019年1月の1ドル67ルーブルから同年12月の63ルーブルへと緩やかにルーブル高が進んだ。

しかし、2020年2月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う世界的な景気低迷と石油需要減少の見通しに加えて、OPECとロシア等との協調減産交渉の決裂を契機として原油価格が急落し（2020年2月51ドル→4月18ドル）、これに伴ってルーブルの対ドル相場も大幅に下落した（同年2月64ルーブル→4月75ルーブル）。

こうした事態に対応するため、2020年4月にはOPECとロシア等との協調減産合意が成立し、5月から実施に移されたことから、原油価格は5月以降上昇に転じ、12月には47ドルまで回復した。しかし、前年に比べて低い原油価格と協調減産による生産量の縮小から、ロシアの原油輸出額は前年より大幅に減少している。2020年第3四半期及び第4四半期には、輸出の減少が家計消費の減少に次ぐマイナス成長の要因となったが（第1図参照）、その主要因は原油等の鉱物性燃料の輸出額の減少だった。



第2図 原油価格とルーブル相場の推移（2019年1月～2020年12月）

資料：USEIA（原油価格Cushing, OK Crude Oil Future Contract 1）、ロシア連邦中央銀行（為替レート）から筆者作成。

一方、ルーブルの対ドル相場は、2020年6月（69ルーブル）までは原油価格の上昇に連動して上昇したが、それ以降は原油価格とは乖離（かいり）する形で低下が進んだ（10月78ルーブル、その後若干上昇し12月74ルーブル）。6月以降における原油価格の回復と乖離したルーブル安の原因について、金野（2020b）はロシアをめぐる一連の地政学リスクの高まり等を指摘している。こうしたルーブル安は、農産物貿易においては、国際価格の上昇とともに穀物等の輸出加速の要因となった。

3) 国民生活への影響

新型コロナウイルス感染症の流行等に伴う経済の停滞により、所得が減少し失業率が上昇する一方で物価は上昇した。ロシア連邦政府は、穀物、食用油、砂糖の一部輸出制限を含む価格高騰対策を12月に決定しているの、その前の状況を統計値で具体的にみると、実質可処分所得は2020年第3四半期（7～9月）には対前年同期95.2%（第2四半期には同91.6%）と減少し、失業率（8～10月平均値）は2019年の4.5%から2020年の6.3%に上昇している。一方、消費者物価指数（2020年11月の対前年同月比）は、総合で104.4%、食品が105.8%とロシア中央銀行のインフレ目標（4%）を上回っており、中でも砂糖165.2%、ヒマワリ油123.8%、穀物ひき割り・豆120.9%、パスタ110.8%、パン類106.8%といった国民生活上重要な基礎的食品において、価格上昇率が特に高くなっていた（数値はいずれもロシア連邦統計庁ウェブサイト）。

ロシア連邦政府が12月に穀物等の価格高騰対策を決定した背景には、こうした状況が内政に及ぼす影響に対するプーチン大統領の強い懸念があった（第4節（2）参照）。

4) プラス成長を維持した農業

2020年における農業の総付加価値額の成長率は0.5%だった⁽²⁾。農業は2012年に干ばつ等による不作のためマイナス成長となった後はプラス成長を続けており、ロシア経済全体がマイナス成長となった2015年及び2020年においてもプラス成長を維持した（第1表）。2020年の農業の総付加価値額のプラス成長の理由としては、穀物の収穫量が2017年に次ぐ史上第2位の豊作だったこと（第3節（1）の1）参照）、ルーブル安と国際価格の上昇に引きずられる形で穀物や油糧種子の価格が上昇したこと等が挙げられる。

第1表 ロシアの実質 GDP 成長率と農業の成長率

	2015	2016	2017	2018	2019	2020
実質 GDP 成長率 (%)	▲ 2.0	0.2	1.8	2.8	2.0	▲ 3.0
農業成長率 (%) *注	1.9	2.0	1.7	1.0	3.4	0.5

資料：ロシア連邦統計庁

注：「農業成長率」は、耕種農業・畜産業・狩猟業・関連サービス業の総付加価値額の対前年増加率。

（2）貿易

ロシアの貿易は、石油・天然ガスを中心とする鉱物資源の輸出によって多額の貿易黒字を獲得する構造であり、黒字額は主として原油輸出の動向によって変動する。2020年の貿易黒字額は前年から大幅に減少して1,050億ドル（対前年42%減）となった。これは、輸入の面では、新型コロナウイルス感染症の世界的流行下にあって、ロシア経済の停滞やルーブル安の影響による需要の縮小により輸入総額が若干減少して2,314億ドル（対前年5%減）となる一方で、輸出の面では、原油価格の下落とその後の協調減産の実施により原油等の輸出額が大きく減少したことを主な要因として、輸出総額が3,364億ドル（対前年21%減）と大幅に減少したためである（第2表）。

第2表 ロシアの貿易構造

(単位: 億ドル)

		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
輸出額	総額	4,974	3,435	2,857	3,573	4,503	4,244	3,364
	農水産物	190	162	171	207	250	248	296
輸入額	総額	2,871	1,827	1,824	2,279	2,387	2,443	2,314
	農水産物	400	266	251	290	298	300	297
差額	総額	2,103	1,608	1,032	1,294	2,116	1,801	1,050
	農水産物	▲ 210	▲ 104	▲ 80	▲ 82	▲ 48	▲ 51	▲ 1

資料: 2019 年までは各年のロシア連邦税関庁「通関統計」, 2020 年は同庁ウェブサイトから筆者作成。

ロシアの農水産物貿易においては、穀物等の原料農産物を輸出する一方で、食肉や加工食品のような高付加価値品目を輸入することにより、収支は輸入超過を続けてきた。この基本的な構造はまだ続いているが、2014 年以降ルーブル安や欧米諸国の経済制裁に対抗した食品輸入禁止措置⁽³⁾の発動によって農水産物の貿易赤字額が大きく減少してきた。

2020 年においては、ルーブル安や穀物等の国際価格の上昇を背景として農水産物輸出額が 296 億ドルに増加（対前年 19%増）する一方、コロナ禍による経済の停滞やルーブル安を背景として農水産物輸入額は 297 億ドルに減少（同 1%減）したことから、農水産物の貿易赤字額は大幅に減少して過去最少の 1 億ドルとなった（農水産物貿易の詳細については第 3 節（2）参照）。

3. 2020 年のロシアの農業生産・農産物貿易動向

（1）2020 年の農業生産動向

1) 耕種農業

ロシアの主な耕種作物の収穫量の推移は第 3 表に示すとおりである。以下主要作物について 2020 年の動向を見ていこう（収穫量の数値はロシア連邦統計庁ウェブサイト）。

2020 年のロシアの穀物・豆類（以下単に「穀物」という）の総収穫量は 1 億 3,346 万トンで、2017 年（1 億 3,554 万トン）に次ぐ史上第 2 位の豊作となった⁽⁴⁾。ロシアの穀物総収穫量が 1 億トンを上回るのは 2014 年以来 7 年連続である。穀物総収穫量の 5 年平均値を見ても、2016-2020 年平均値は 1 億 2,483 万トンで、ソ連末期の 1986-1990 年平均値（1 億 426 万トン）を超えた。

小麦の 2020 年の収穫量は、史上最高だった 2017 年（8,600 万トン）に迫る 8,590 万トンに達した。ロシアの小麦生産は、主にヨーロッパ・ロシア中・南部で生産される冬小麦と、主にシベリア、ウラル等の地域で生産される春小麦からなる。2020 年は、冬小麦については、播種（はしゅ）面積が前年より増加する一方で⁽⁵⁾、南部の産地が暖冬・少雪による土壌水分の不足、春先の寒の戻りによる枯死等、天候不順による影響を受け、とりわけ大産地のスタヴロポリ地方（北カフカス連邦管区）やクラスノダール地方（南連邦管区）では大幅な減収となったが、中央連邦管区の南部や沿ヴォルガ連邦管区では 5 月～7 月に

は降雨もあって豊作となったほか、春小麦はシベリア東部で異例の高単収による増収があったことなどから、連邦全体では高水準の小麦収穫量を達成した⁽⁶⁾。

第3表 主要耕種作物の収穫量

(単位：万トン)

	年平均値							2016	2017	2018	2019	2020
	1986 -1990	1991 -1995	1996 -2000	2001 -2005	2006 -2010	2011 -2015	2016 -2020					
穀物・豆類	10,426	8,795	6,510	7,883	8,518	9,351	12,483	12,068	13,554	11,325	12,120	13,346
小麦	4,355	3,817	3,430	4,495	5,226	5,354	7,837	7,335	8,600	7,214	7,445	8,590
ライ麦	1,245	876	538	488	347	277	216	255	255	192	143	238
大麦	2,202	2,377	1,421	1,777	1,660	1,683	1,940	1,797	2,063	1,699	2,049	2,094
エン麦	1,258	1,050	655	561	494	483	470	477	546	472	442	413
トウモロコシ	330	184	141	215	420	1,023	1,361	1,528	1,321	1,142	1,428	1,388
その他穀物	593	238	192	174	217	307	309	383	343	264	278	279
豆類	443	254	132	174	155	224	349	294	426	344	334	345
工芸作物												
テンサイ	3,318	2,166	1,402	1,853	2,712	4,088	4,671	5,132	5,191	4,207	5,435	3,392
油糧作物	—	380	381	526	798	1,254	1,926	1,627	1,650	1,953	2,277	2,125
うちヒマワリ	312	310	333	451	631	884	1,259	1,102	1,048	1,276	1,538	1,331
大豆	65	47	31	48	87	199	389	314	362	403	436	431
ナタネ	—	14	13	20	65	110	183	100	151	199	206	257
その他	—	9	5	7	14	61	96	111	88	76	97	105
馬鈴薯	3,588	3,681	3,183	2,836	2,576	2,525	2,165	2,246	2,171	2,239	2,207	1,961
野菜	1,117	1,023	1,051	1,123	1,168	1,289	1,369	1,318	1,361	1,369	1,410	1,386

資料：ロシア連邦統計庁ウェブサイト等から筆者作成。

注（1）飼料作物（牧草等）については掲載を省略した。

注（2）1986-1990年は、「大麦」は春大麦のみ、ライ麦は冬ライ麦のみの数値であり、冬大麦、春ライ麦は「その他穀物」に含まれている。1991年以降は、「大麦」、「ライ麦」とも冬作・春作両方を含む数値となっている。

注（3）油糧種子の数値は、2010年までは乾燥調整前、2011年以降は乾燥調整後。

その他の主要穀物では、大麦の収穫量が2,094万トンで前年を上回り、90年代後半以降では最高となったが、トウモロコシは、播種面積は前年より大幅に増加したものの⁽⁷⁾、南部を中心とした夏期の高温・乾燥等の影響による単収の低下で収穫量が前年より減少し、1,388万トンとなった。

油糧作物の2020年の収穫量については、ヒマワリが1,331万トンで、対前年では13.4%減となったが、前年は史上最高の豊作であり、2020年の収穫量は2016-2020年の5年平均値を4.7%上回っていることから、極端な不作ではない。2020年の減収の原因としては、主要産地における夏期以降の乾燥等の天候不順が指摘されている。その他の主要な油糧作物の収穫量は、大豆が431万トンで、史上最高だった前年と比べて1.2%減（対2016-2020年平均値では+9.5%）、ナタネが257万トンで対前年24.9%増（対2016-2020年平均値では+36.2%）と良好だった⁽⁸⁾。

テンサイの2020年の収穫量は3,392万トンで、2014年以来の低水準となった。これは、近年の生産過剰による砂糖の価格低下に対応して、2020年にはテンサイの作付面積が前年から2割近く減少したことに加えて⁽⁹⁾、暖冬・少雪による土壌水分の不足、春の寒の戻りによる枯死や風害、夏期以降の高温・乾燥等の不純な天候の影響によって、主産地の

中央連邦管区や南連邦管区などで単収が低下したことによるものである。ロシアは近年の砂糖生産の増加で砂糖の純輸出国となっていたが、今年のテンサイ減収で大量の砂糖輸入が必要と見込まれる中、輸入先として期待されるウクライナ、ベラルーシ等の近隣諸国も原料不足は共通しており、砂糖の価格高騰を招いている⁽¹⁰⁾。

馬鈴薯（ばれいしょ）の収穫量は1,961万トンに減少した。ロシアの馬鈴薯収穫量は、深刻な干ばつに見舞われた2010年（1,850万トン）が1970年代半ば以降の最低だったが、2020年の収穫量はこれに次ぐ低水準である。野菜については、食品輸入禁止措置の適用が始まった2014年以降収穫量の増加が続いてきたが、2020年の収穫量は1,386万トンで前年を下回った。

2) 畜産業

ロシアの畜産物生産量の推移は第4表に示すとおりである。ロシアの畜産物生産は、1990年代の劇的な縮小を経て、2000年代後半以降本格的な回復過程に入ったが、そこで回復・拡大が進んだのは主に養鶏、養豚だった。2014年にルーブル安と食品輸入禁止措置が始まると、ロシアの食肉・肉製品や牛乳・乳製品の輸入は一層減少したが、その後も生産量が顕著に増加したのは豚肉と家禽（かきん）肉だった。2020年の生産量（生体重）は、家禽肉673万トン、豚肉548万トンであり、2014年からの増加量（率）は、家禽肉115万トン（20.5%）増、豚肉167万トン（43.7%）増だった。これに対し、鶏卵は2020年の生産量は448億個で14年比31億個（7.4%）増、牛乳は同3,222万トンで222万トン（7.4%）増と増加は相対的に小さく、牛肉（生体重）は同284万トンで2万トン（0.7%）減だった

第4表 ロシアの畜産物生産量

	1990	1995	2000	2005	2010	2014	2015	2018	2019	2020
食肉計（万トン）	1,564	934	703	773	1,055	1,284	1,340	1,488	1,516	1,564
牛肉	733	478	333	320	303	285	282	280	283	284
豚肉	468	257	215	209	310	381	395	480	503	548
羊・山羊肉	88	59	31	34	41	46	45	48	47	46
家禽肉	255	126	112	197	388	559	604	667	671	673
牛乳（万トン）	5,572	3,924	3,226	3,107	3,151	3,000	2,989	3,061	3,136	3,222
鶏卵（億個）	475	338	341	371	408	417	425	449	449	448

資料：1990-2018年はEMISS、2019年及び2020年はロシア連邦統計庁（2021）から筆者作成。

注：食肉の生産量は生体重。「食肉計」には表中に列記した主要家畜以外の肉も含む。

牛部門（酪農・牛肉生産）は90年代の縮小後長らく停滞が続いてきたが、最近、緩やかではあるが生産の回復が明らかになってきた。牛乳の生産量は、2016年の2,979万トンを底として回復に転じ、その後は2020年の3,222万トンまで毎年増加を続けている。牛肉の生産量も、2017年の274万トンを底として増加を続け、2020年には284万トンとなっている。近年報じられてきたアグロホールディングによる牛部門への投資の拡大が具体的

な成果につながってきたものとみられる（第4表に関し、本文中の生産量の増減の数値は四捨五入の関係で同表から計算する値とは若干異なる。次の第5表についても同様）。

第5表は各年末現在の家畜・家禽頭羽数の推移である。2020年末の値は、牛1,806万頭（うち雌牛789万頭）、豚2,586万頭、羊・山羊2,194万頭、家禽51,873万羽だった。このうち、前年比で頭数が増加したのは豚のみである。豚の頭数は2004年以降おおむね増加が続いており、食品輸入禁止措置が始まった2014年と比べると、2020年の頭数は640万頭（32.9%）増となった。一方、家禽の羽数は、2017年をピークとして頭打ちとなっており、2019年には若干増加したものの、2020年には再び減少した。その間、家禽肉と鶏卵の生産量は微増ないし横ばいで推移しており、羽数の減少を一羽当たり生産量の増加で補ってきたと考えられるが、2020年の家禽羽数の減少は、対前年4.8%減と比較的大きく、その原因として2020年秋以降の鳥インフルエンザの流行が指摘されているところ（ショクロヴァ、2021）、今後の家禽肉や鶏卵の生産への影響を注視していく必要がある。

牛の頭数は、ソ連解体後続いてきた減少がいまだ明確に増加に転じていないが、その一方で牛乳の生産量が2016年、牛肉の生産量が2017年を底として増加を始めているのは、牛の頭数については、農業組織（アグロホールディング傘下のものを含む）や農民経営における増加が、まだ住民経営における減少を下回っているため、総頭数では減少が続いているが、農業組織等の方が住民経営と比べて生産効率（一頭当たりの産乳量や産肉量）が高いため、牛乳や牛肉の総生産量が牛の総頭数に先んじて増加に転じているのである。こうした変化の進行を引き続き注視していく必要がある。

第5表 ロシアの家畜・家禽頭羽数

（各年末現在、単位：万頭羽）

	1990	1995	2000	2005	2010	2014	2015	2018	2019	2020
牛	5,704	3,970	2,752	2,163	1,979	1,892	1,862	1,815	1,813	1,806
うち雌牛	2,056	1,744	1,274	952	871	826	812	794	796	789
豚	3,831	2,263	1,582	1,381	1,725	1,945	2,141	2,373	2,516	2,586
羊・山羊	5,819	2,803	1,496	1,858	2,173	2,445	2,461	2,313	2,262	2,194
家禽	65,981	42,260	34,067	35,747	44,971	52,425	54,391	54,145	54,469	51,873

資料：1990-2019年はロシア連邦統計庁ウェブサイト、2020年はロシア連邦統計庁（2021）から筆者作成。

（2）農水産物貿易動向

農水産物（HS1 類～24 類）の品目別貿易動向について考察した上で、最大の輸出品目である穀物の輸出動向を確認する。

1）農水産物の品目別貿易動向

ロシアは、農水産物（HS1 類～24 類）全体で見ると純輸入国だが、ロシアが食品輸入禁止措置を発動した2014年以降、おおむね農水産物の輸入額は減少傾向、輸出額は増加傾向で推移しており、2020年には総輸出額296億ドルに対して総輸入額297億ドルで、純輸入額は1億ドルと過去最少に縮小した。これには、国内生産の拡大（穀物の豊作）、ル

ーブル安、穀物等の国際価格の上昇、コロナ禍による国内需要の縮小、ロシア政府の政策（油糧種子等における輸出規制、食肉等における輸出促進）等が複合的に寄与したと考えられる。

第6表で2020年のロシアの農水産物貿易に生じた変化を前年との比較で確認してみよう。2020年に起きたのは農水産物の純輸入額（第6表では負の純輸出額）の大幅な減少であり、これをもたらしたのは、①純輸出品目における純輸出額の増加と、②純輸入品目における純輸入額の減少であるが、それぞれ具体的な状況は以下のとおりだった。

第6表 ロシアの農水産物（HS1～24）貿易動向：2019-20年

(単位：百万ドル)

HS	品目	輸出			輸入			純輸出額		
		2019	2020	変化	2019	2020	変化	2019	2020	変化
1	生きた動物	52	57	5	301	215	▲ 87	▲ 249	▲ 158	92
2	肉	593	882	289	1,889	1,437	▲ 452	▲ 1,295	▲ 554	741
3	魚等	4,665	4,637	▲ 28	1,807	1,682	▲ 125	2,858	2,955	97
4	酪農品等	280	304	23	3,019	2,898	▲ 120	▲ 2,739	▲ 2,595	144
5	その他動物産品	116	97	▲ 19	74	81	8	42	15	▲ 27
6	生きた植物	6	4	▲ 2	564	524	▲ 40	▲ 558	▲ 520	38
7	野菜	471	489	18	1,840	1,729	▲ 111	▲ 1,369	▲ 1,240	129
8	果実	124	137	13	5,113	5,638	525	▲ 4,989	▲ 5,500	▲ 511
9	コーヒー、茶等	172	192	20	1,159	1,184	25	▲ 987	▲ 992	▲ 5
10	穀物	7,932	10,126	2,194	281	328	46	7,650	9,798	2,148
11	穀粉等	330	359	29	121	113	▲ 8	209	246	37
12	油糧種子等	1,018	1,735	717	1,724	1,869	145	▲ 706	▲ 134	572
13	ゴム等	11	10	▲ 1	232	217	▲ 16	▲ 221	▲ 206	14
14	その他植物産品	19	18	▲ 1	7	11	4	12	7	▲ 5
15	動植物性油脂	3,441	4,271	830	1,275	1,402	127	2,166	2,869	702
16	肉等調製品	197	232	35	527	536	9	▲ 330	▲ 304	25
17	糖類	520	737	217	363	315	▲ 48	157	422	265
18	ココア	730	743	13	1,250	1,222	▲ 28	▲ 520	▲ 479	41
19	穀物調製品	692	756	64	881	852	▲ 29	▲ 190	▲ 96	94
20	野菜等調製品	344	414	70	1,237	1,174	▲ 63	▲ 892	▲ 760	132
21	各種調製食品	703	821	118	1,445	1,501	56	▲ 742	▲ 681	62
22	飲料、アルコール等	619	627	8	3,036	2,832	▲ 204	▲ 2,417	▲ 2,205	213
23	食品産業残留物等	1,261	1,430	168	953	1,116	163	309	314	5
24	たばこ	544	540	▲ 4	875	842	▲ 33	▲ 331	▲ 302	30
計	計	24,841	29,616	4,775	29,973	29,717	▲ 256	▲ 5,132	▲ 101	5,031

資料：ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」から筆者作成。

①に該当し、2020年に純輸出額が大きく増加した品目は、HS10類の穀物、HS15類の動植物性油脂、HS12類の糖類である。HS3類の魚等は、純輸出額は29.6億ドルで穀物に次いで大きい、2020年の純輸出額の増加は小さかった。

HS10類の穀物は、農水産物中で最大の輸出超過品目であり、2020年の穀物の純輸出額98.0億ドルは、その増加額（対前年21.5億ドル増）とともに24品目中最大だった。これは、史上第2位の収穫量に加えて、ルーブル安や国際価格の上昇によるものと考えられる。

HS15類の動植物性油脂は、主にヒマワリ油等の植物油であり、2020年の純輸出額28.7億ドルはHS10類、HS3類に次いで大きかった。HS15類の2020年の輸出額増加（対前

年 7.0 億ドル増) については、ルーブル安のほか、2020 年 4 月から 8 月までユーラシア経済連合⁽¹⁾が実施した油糧種子の輸出規制（第 4 節（1）参照）に伴い、輸入国が輸入品目を原料の油糧種子から製品の植物油に転換したことが影響したと考えられる。HS17 類の糖類は、2020 年の純輸出額が 4.2 億ドル（対前年 2.7 億ドル増）であり、近年生産過剰で価格が低下していたテンサイ糖の輸出が、ルーブル安とあいまって進展したものとみられる。

②に該当し、2020 年に純輸入額（第 6 表では負の純輸出額）が大きく減少した品目は、HS2 類の肉、HS12 類の油糧種子等、HS22 類の飲料、アルコール等だった。

HS2 類の肉については、2020 年の純輸入額は 5.5 億ドルで、対前年 7.4 億ドルの減少だった。これは輸出額の増加（3.0 億ドル増）と輸入額の減少（4.5 億ドル減）によるものであり、前者は家禽肉や豚肉の輸出拡大、後者はコロナ禍とルーブル安による輸入需要減少が原因と考えられる。後者の事情は、HS22 類の飲料、アルコール等についても共通とみられ、2020 年の純輸入額は対前年 2.1 億ドル減の 22 億ドルとなっている。

HS12 類の油糧種子等については、2020 年の純輸入額は 1.3 億ドル（対前年 5.7 億ドル減）だった。これは輸入額の増加（1.5 億ドル増）を上回る輸出額の増加（7.2 億ドル増）によるものであり、ルーブル安等を背景とした輸出拡大は輸出規制の原因ともなった。

2) 穀物の輸出動向

ロシアの穀物全体及び主要穀物別の輸出動向は第 7 表に示すとおりである。ロシアの穀物輸出は、2012/13 年度に干ばつ等による不作のため低水準となったが、2013/14 年度以降は好調が続く穀物生産を反映して穀物輸出も好調を維持している。特に 2017/18 年度の穀物収穫量と輸出量はいずれも史上最高となり、輸出量は 5,319 万トンに達した。

第 7 表 ロシアの穀物輸出（穀物計及び主要穀物別内訳）

	2015/16 年度		2016/17 年度		2017/18 年度	
	数量（万トン）	構成比（%）	数量	構成比	数量	構成比
穀物計	3,074	100.0	3,440	100.0	5,319	100.0
うち小麦	2,186	71.1	2,502	72.7	4,096	77.0
大麦	535	17.4	424	12.3	589	11.1
トウモロコシ	296	9.6	474	13.8	590	11.1
	2018/19 年度		2019/20 年度		2020/21 年度 (2020 年 12 月まで)	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
穀物計	4,349	100.0	4,288	100.0	3,126	100.0
うち小麦	3,534	81.3	3,399	79.3	2,582	82.6
大麦	469	10.8	453	10.6	385	12.3
トウモロコシ	276	6.3	405	9.4	136	4.3

資料:ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」より筆者作成。データは 2021 年 2 月 15 日アクセス。

注. 期間は農業年度(各年 7 月～翌年 6 月)。2020/21 年度の数値は 2020 年 12 月末までの値。

2019/20 年度の穀物総輸出量は 4,288 万トンで、第 4 四半期における穀物輸出クォータ適用の影響もあってか、前年度より若干減少する結果となった。内訳を見ると、小麦と大

麦では、2019年の生産量が前年を上回ったにもかかわらず、輸出量はそれぞれ3,399万トン、453万トンで前年度を若干下回った。一方、前年の不作から生産量が回復したトウモロコシの輸出量は405万トンで、前年度を上回っている。

2020/21年度の穀物輸出については、2020年7月から12月までの年度前半の輸出量（対前年度同期変化率）は、穀物全体では3,126万トン（23%増）、うち小麦2,582万トン（21%増）、大麦385万トン（62%増）、トウモロコシ136万トン（15%減）となっており、2020年の収穫量が前年より減少したトウモロコシで輸出量が前年同期を下回っているほかは、前年度を大きく上回る速いペースで輸出が進んでおり、ルーブル安と国際価格上昇の影響によるものと考えられる。

世界の小麦貿易に占めるロシアの地位を第8表に示した。米国農務省（USDA）によれば、ロシアは2017/18年度及び2018/19年度に小麦輸出量世界第1位となった。2019/20年度にはEUに次ぐ第2位となったものの、2020/21年度には、第8表の作成時点では予測であるが、ロシアが輸出量3,900万トンで再び世界第1位の小麦輸出国になると見込んでいる。ただし、後述のとおり、ロシアは2021年2月から小麦、ライ麦、大麦及びトウモロコシを対象として、穀物輸出規制を適用することとしており、これがロシアの小麦輸出に及ぼす影響が注目される。

第8表 世界の主要小麦輸出国

(単位：万トン)

	2016/17		2017/18		2018/19		2019/20		2020/2021 (未確定)	
	世界計	18,364	世界計	18,278	世界計	17,367	世界計	19,152	世界計	19,769
1位	米国	2,860	ロシア	4,145	ロシア	3,586	EU	3,843	ロシア	3,900
2位	ロシア	2,782	米国	2,466	米国	2,550	ロシア	3,449	カナダ	2,700
3位	EU	2,744	EU	2,338	カナダ	2,438	米国	2,628	EU	2,700
4位	豪州	2,264	カナダ	2,200	EU	2,331	カナダ	2,463	米国	2,681
5位	カナダ	2,022	ウクライナ	1,778	ウクライナ	1,602	ウクライナ	2,101	豪州	2,200

資料：USDA, PSD Online から筆者作成。データは2021年3月24日アクセス。

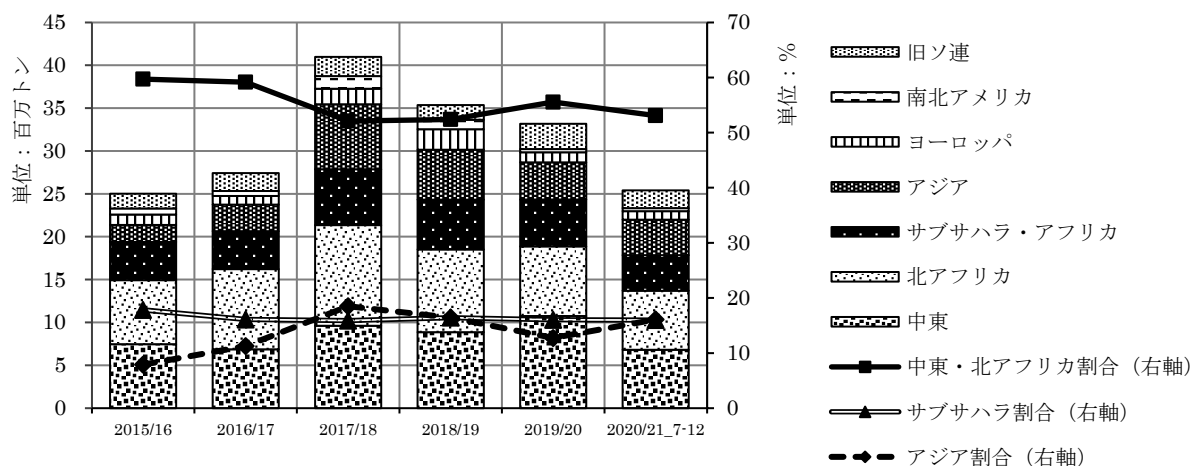
注（1）期間は市場年度（各年7月～翌年6月）。

注（2）ロシアの小麦輸出量の数値は、ロシア連邦税関庁による第7表の値とは若干相違している。

ロシアの小麦輸出の地域別動向は第3図のとおりである。ロシア産小麦の最大の輸出先は中東・北アフリカ地域である。ロシアの小麦総輸出量に占める同地域のシェアは、輸出量の増加とともに低下してきており、2010/11年度以降は一貫して低下が続いてきたが、2018/19年度から再び上昇し、2019/20年度のシェアは55.5%となった。2020/21年度は、2020年7月～12月までの期間で53.1%となっている。この地域の中でも、ロシアから特に大量の小麦を輸入しているのはトルコとエジプトであり、2019/20年度のロシアから両国への輸出量はそれぞれ795万トン、638万トンに達した。

サブサハラ・アフリカ地域のシェアは、2019/20年度には16.1%で、前年度から大きな変化はなかった。2020/21年度のシェアは2020年7月～12月で16.0%となっている。この地域では、ロシアからの小麦輸出量が1百万トンを超えるのはナイジェリアのみで、輸

出先が 30 か国以上に分散していることもあって、ロシアの小麦輸出に占めるシェアは安定的に推移している。



第3図 ロシアの地域別小麦輸出量の推移

資料：ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」より筆者作成。

アジア地域のシェアは、2017/18年度の18.5%までは速いペースで上昇し、同年にはサブサハラ・アフリカ地域を上回ったが、その後低下し、2019/20年度には12.7%で再び同地域を下回った。2020/21年度のシェアは2020年7月～12月で16.1%となっている。アジア地域では、ロシアの小麦輸出先国は15か国程度で、その中でも、それぞれロシアから1～2百万トン程度小麦を輸入するバングラデシュ、ベトナム、インドネシアの3か国に輸出が集中しているため、輸出量とそのシェアが変動しがちである。

4. ロシアの農業政策・2020年の動き

2020年のロシアの農業政策においては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い経済が低迷し、国民生活も大きな影響を受ける中で、特に農産物貿易政策における食料安全保障重視への回帰が顕著であった。近年ロシアでは農業生産と農産物輸出の拡大が進み、農産物輸出の振興が農政の重要課題となる中で、食料安全保障論は影を潜めていたが、ロシアの農業政策の基層には「食料安全保障の確保」が伏在しており、国内の政治・経済状況によっては今後もそれが前面に出てくる場合がある、ということが改めて明らかになった。本節では、穀物等の輸出規制措置の発動を中心として、2020年のロシアの農業政策の主な動きを整理した。

（1）穀物等の輸出規制の導入（2020年4月～6月）

2020年4月～6月（2019/20農業年度第4四半期）には、新型コロナウイルス感染症流

行に係る経済安定対策の一環として、穀物等の輸出を制限する措置が実施された。

まず、ロシア連邦政府においては、小麦及びメスリン（メスリンは小麦とライ麦の混合物）、ライ麦、大麦並びにトウモロコシの4品目の穀物について、ユーラシア経済連合（加盟国：アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、ロシア）域外への4月1日から6月30日までの総輸出量を7百万トンとする輸出数量枠（クォータ）を適用した。

また、ユーラシア経済連合においては、4月12日から6月30日の間、野菜（タマネギ、ニンニク、カブ）、穀物（ライ麦、米、ソバ、キビ）、油糧種子（大豆、ヒマワリ）、穀物の加工品（ひき割り等）について、域外への輸出を禁止する措置を講じた⁽¹²⁾。

ロシアの穀物輸出数量枠については、総量700万トンという数量自体は、過去の同期間の輸出実績と比較して特に少ない数量ではなかったが⁽¹³⁾、数量枠の消化は先着順となっていたため、輸出申告が前倒しで殺到し4月26日までに枠を超過してしまった。その結果、輸出契約を締結し現物も手配していた輸出業者が輸出できなくなる一方で、仮申告的な形で枠を押さえていた業者が結局輸出をやめて枠を返上する、といった混乱が発生した（リトヴィノヴァ、2020）。ロシアの通関統計によれば、4～6月の輸出数量枠対象穀物のユーラシア経済連合域外への輸出実績は769万トンだったが⁽¹⁴⁾、月別には4月649万トン、5月83万トン、6月37万トンで、輸出が4月に極端に集中しており、安定的な輸出という観点からは問題のある結果となった。

また、ユーラシア経済連合の輸出禁止措置に関しては、大豆について当該措置を当初の期限の6月30日より前に解除する一方で⁽¹⁵⁾、ヒマワリ種子については、当初の措置の完了後も7月1日から8月31日（ロシアの油糧作物年度（9月～翌年8月）の最終日）まで域外輸出に許可制を適用している⁽¹⁶⁾。

（2）穀物等の輸出規制の再導入（2021年1月～）

2020/21 農業年度のロシアの穀物輸出については、年度開始前の報道では、連邦農業省が穀物輸出業界に対し、①2020/21 年度前半（2020年7月～12月）には新たな輸出クォータを適用しない、②同年度後半（2021年1月～6月）については、穀物収穫量が125百万トン、輸出余力が45百万トンを超える場合には輸出クォータは適用しない、との方針を示した旨が伝えられていた（ブルラコヴァ、2020）。確かに、2020/21 年度前半のうちはロシアの穀物等の輸出に制限が加えられることはなかったが、穀物等の主要農産物の価格上昇が進行した結果、12月には政府が対応を迫られる事態に至る。

穀物については、ルーブル安と国際価格の上昇により、小麦輸出が早いペースで進む一方、小麦の国内価格が高騰し⁽¹⁷⁾、小麦製品の価格が上昇した（上記2.（1）の3）参照）。さらに、夏以降乾燥した気象が続いたため、秋に作付けされた2021年産冬小麦等の不作懸念が価格上昇に拍車をかけた。油糧種子については、ヒマワリの収穫が前年より減少する一方で、ヒマワリ種子はルーブル安で輸出が進み、国内価格が上昇したため、ヒマワリ油の価格上昇の要因となる一方、原料確保に懸念を深めた植物油製造業界が政府にヒマワリ種子の輸出規制を求めるようになった。また、砂糖については、2020年には、原料のテ

ンサイが、近年の生産過剰と価格低下で作付面積が減少していたところに、乾燥等に伴う単収低下が二重の打撃となって減収が大きく、その影響で砂糖価格が上昇した。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い経済が減速し、失業率が上昇し、所得は減少する中で、穀物、食用油、砂糖といった国民生活上不可欠な基礎的食品の価格が高騰することは、政治的な機微に触れる問題であり、12月に入って、事態をこれ以上看過できないとみたプーチン大統領は、政府に迅速かつ強力な対応を求めた⁽¹⁸⁾。ロシア政府は、大統領の指示を受けて直ちに社会的重要な品目（砂糖、ヒマワリ油、パン製品等）の消費者価格抑制のため一連の措置を採ることを決定した⁽¹⁹⁾。本稿においては、以下その中で対外的な影響が懸念される輸出規制措置について説明する。

1) 油糧種子の輸出規制

最初に決定された輸出規制措置は、油糧種子のヒマワリ及びナタネの輸出関税の引上げだった。ロシアは、油糧種子のユーラシア経済連合域内での加工促進と搾油原料確保の目的で、これまでも油糧種子のヒマワリとナタネの経済連合域外輸出に輸出税を課していたが、2020年12月10日付けで、2021年1月9日～6月30日までの間、輸出税をそれまでの6.5%（ただし、ヒマワリは最低9.75ユーロ/トン、ナタネは最低11.4ユーロ/トン）から30%（ただし、いずれも最低165ユーロ/トン）に引き上げることが決定された⁽²⁰⁾。

また油糧種子関係では、ヒマワリ及びナタネに加えて大豆についても、12月31日付けで、それまで輸出関税は無税だったところ、2021年2月1日～6月30日までの間30%（ただし最低165ユーロ/トン）の輸出関税を課することが決定された⁽²¹⁾。これでロシアの主要な油糧作物は全て輸出関税の対象となった。最低165ユーロ/トンという関税額は、例えば2020年のロシアの大豆輸出価格が平均346ドル/トン⁽²²⁾であることを考えると、実質的には輸出禁止措置に近い高水準と考えられる。

2) 穀物の輸出規制

穀物の輸出規制については、ロシア政府は、2020年12月に措置を決定し（第1の措置）、その後2021年2月にかけて矢継ぎ早に措置の見直しを繰り返した（第2及び第3の措置）。その経緯と措置の内容は以下のとおりである⁽²³⁾。

（i）第1の措置

穀物については、2020年12月14日付けで、小麦・メスリン（以下単に「小麦」という）、トウモロコシ、大麦及びライ麦の4種の穀物を対象として、2021年2月15日～6月30日までの間、輸出関税割当制度を適用することを決定した。具体的には、対象穀物のユーラシア経済連合域外への輸出に合計1,750万トンの輸出数量枠を設定し、その枠内の輸出については、小麦には25ユーロ/トンの輸出関税を課す一方、それ以外の3種の穀物は無税とし、枠外輸出については対象穀物全てに50%（ただし最低100ユーロ/トン）の輸出関税を課すというものである⁽²⁴⁾。

(ii) 第2の措置

ロシア政府は、第1の輸出関税割当制度について、施行前の2021年1月23日付けで見直しを行った⁽²⁵⁾。内容は、小麦については、枠内輸出関税を2月15日から同28日までは当初どおりの25ユーロ/トン、3月1日から6月30日までは50ユーロ/トンとすること、トウモロコシ及び大麦については、枠内輸出関税を2月15日から3月14日までは当初どおりの無税、3月15日から6月30日まではトウモロコシ25ユーロ/トン、大麦10ユーロ/トンとすることである。枠外輸出関税には変更がなく、対象穀物全て50%（最低100ユーロ/トン）である。輸出枠（1,750万トン）は、2020年2月～6月の上記4穀物の輸出実績1,441万トン⁽²⁶⁾を上回っているものの、改訂後の輸出関税は3月以降特に高水準となることから、対象品目の輸出への影響が懸念されるところである。

(iii) 第3の措置

ロシア政府による穀物輸出規制の見直しはこれにとどまらず、2021年2月6日付けで新たな措置が決定された⁽²⁷⁾。この措置は、穀物輸出関税とこれを財源として耕種農業生産者に給付される補助金がセットになった恒久的な措置であり、穀物の国際価格の高騰が国内市場に影響を及ぼすことを防ぐと同時に穀物生産の振興を図ることを意図しており、衝撃吸収装置（ダンパー）ということで「穀物ダンパー」（зерновой демпфер）と称される。

穀物ダンパーにおける輸出関税は、穀物の輸出価格の変動に応じて関税額が変動する「可変輸出関税」（плавающая экспортная пошлина）と輸出数量枠を組み合わせた仕組みとなっており、その概要は以下のとおりである。

- ① 対象品目：小麦、ライ麦、大麦及びトウモロコシの4品目⁽²⁸⁾。
- ② 適用期間：2021年6月2日から（恒久的な適用を想定）。
- ③ 関税額（率）及び輸出数量枠：ロシアの農業年度（毎年7月～翌年6月）を前提として以下の枠組みを設定。
 - a. 年度前半（7月1日～12月31日）：輸出数量枠の設定は想定されていない。可変輸出関税（税額は下記④参照）を適用する。
 - b. 年度後半（1月1日～6月30日）：輸出数量枠を設定する場合は、枠内輸出には可変輸出関税、枠外輸出には「50%、ただし最低100ユーロ/トン」の輸出関税が適用される。輸出数量枠を設定しない場合は可変輸出関税が適用される。
- ④ 可変輸出関税の税額

可変輸出関税のトン当たりの輸出関税額は、連邦農業省が下記の式により毎週算出・公表する。小麦、大麦及びトウモロコシが対象とされ、本式で算出した値が負になる場合には輸出関税額はゼロとされる。

$$\text{「輸出関税額〔トン当たり〕} = (\text{指標輸出価格} - \text{基準輸出価格}) \times 0.7\text{」}$$

- a. 指標輸出価格：モスクワ証券取引所・全国商品取引所におけるドル建てノヴォロシスク港渡し FOB 価格相場に基づき、連邦農業省が毎週算出・公表する値⁽²⁹⁾。

b. 基準輸出価格：小麦は 200 ドル/トン，大麦・トウモロコシは 185 ドル/トン。

（iv）2021 年の穀物輸出規制：整理と考察

以上のように，ロシアの穀物輸出規制については，2020 年 12 月以降，第 1 の措置から第 3 の措置まで制度の導入と見直しが立て続けに行われた結果，2021 年における制度の適用状況が複雑化し，非常にわかりにくくなっている。そこで小麦を例として 2021 年中の制度とその適用関係を整理し，第 4 図に示した。制度が変わる 6 月以降を説明すると，6 月 2 日～30 日は，輸出関税割当制度の 1,750 万トンの輸出数量枠が生きており，その枠内の輸出には可変輸出関税，枠外の輸出には 50%（最低 100 ユーロ/トン）の枠外輸出関税が適用される。7 月 1 日からは輸出数量枠がなくなり，12 月 31 日まで可変輸出関税制度のみが適用されることになる⁽³⁰⁾。

第 4 図 ロシアの 2021 年の穀物輸出規制概要（小麦の場合）

時期		2021.2.15～2.28	3.1～6.1	6.2～6.30	7.1～12.31
制度		輸出関税割当制度			可変輸出関税制度
税率 (額)	数量枠	1,750 万トン（対象穀物計）			
	枠内	25 ユーロ/トン	50 ユーロ/トン	(指標輸出価格－200 ドル/トン) × 70%	
	枠外	50%（最低 100 ユーロ/トン）			

資料：各規制の根拠となるロシア連邦政令から筆者作成。

可変輸出関税制度による課税額の水準を推測するため，上記の「指標輸出価格」に代わるものとしてロシアの通関統計から算出した小麦の平均輸出価格を示すと，2019/20 年度においては，年度全体の平均が 200 ドル/トンであり，2019 年 12 月から 2020 年 6 月までは連続して 200 ドル/トンを超えているが，最高でも 2020 年 2 月及び 3 月の 218 ドル/トンなので，輸出関税額は最大 12 ドル/トン程度となる。一方，2020/21 年度（7 月～12 月まで）の小麦の平均輸出価格は 212 ドル/トンで，2020 年 10 月以降 200 ドル/トンを超えている。12 月には 240 ドル/トンに達しており，この水準だと 28 ドル/トンの輸出関税を課されることになる。

（3）ロシアの穀物輸出規制の経緯

第 9 表は，穀物の純輸出国に転換した 2000 年代初頭から 2021 年に至るまでの間にロシアが発動してきた穀物輸出規制を全て整理したものである。これまでのロシアの穀物輸出規制の中で，それによって小麦の輸出がほぼ停止したのは，2010 年 8 月～2011 年 6 月の穀物輸出禁止措置（第 9 表の③の措置）のとき以外では，同表の②の措置が講じられた時期のうち 2007/08 年度の第 4 四半期（2008 年 4～6 月。当時の輸出関税は 40%（最低 105 ユーロ/トン））と，同表の①の措置が講じられた 2003/04 年度の第 3 及び第 4 四半期（2004 年 1～6 月。輸出関税は 25 ユーロ/トン）であり，それ以外の時期は，規制措置に

よる輸出量の減少はあっても、輸出はそれなりに継続して行われてきた。

第9表 ロシアの穀物輸出規制一覧

措置	対象品目	関税率等		適用期間	背景
①輸出関税	小麦, ライ麦	25 ユーロ/トン		2004.1.16～5.1	2003 年の凶作による供給不足
②輸出関税	小麦	10% (最低 22 ユーロ/トン)		2007.11.12 ～2008.1.28	国際的な穀物価格の高騰
		40% (最低 105 ユーロ/トン)		2008.1.29～6.30	
	大麦	30% (最低 70 ユーロ/トン)		2007.11.12 ～2008.6.30	
③輸出禁止	小麦, 大麦, ライ麦, トウモロコシ, 小麦粉等	対象穀物の輸出禁止		2010.8.15 ～2011.6.30	2010 年の凶作による供給不足
④輸出関税	小麦	15%+7.5 ユーロ/トン (最低 35 ユーロ/トン)		2015.2.1～5.14	ルーブル安による輸出の進展と国内価格の上昇
⑤輸出関税	小麦	課税価格の 50% - 5,500 ルーブル/トン (最低 50 ルーブル/トン)		2015.7.1～9.30	
		課税価格の 50% - 6,500 ルーブル/トン (最低 10 ルーブル/トン)		2015.10.1 ～2016.9.22	
⑥輸出数量枠	小麦, ライ麦, 大麦, トウモロコシ	対象穀物の総輸出量上限 700 万トン		2020.4.1～6.30	同上に加え新型コロナ禍対策の一環 (輸出と国内安定供給の両立)
⑦輸出禁止	ライ麦, 米, ソバ, キビ等	対象穀物等の輸出禁止		2020.4.12～6.30	EAEU による新型コロナ禍対策の一環
⑧輸出関税割当	小麦, ライ麦, 大麦, トウモロコシ	輸出数量枠		対象穀物の総輸出量 1,750 万トン	新型コロナ禍による景気低迷・所得減少下での国内価格上昇の阻止 (国際価格上昇とルーブル安による輸出の加速が背景との判断)
		枠内輸出関税	小麦	25 ユーロ/トン	2021.2.15～2.28
				50 ユーロ/トン	2021.3.1～6.1
			大麦	無税	2021.2.15～3.14
				10 ユーロ/トン	2021.3.15～6.1
			トウモロコシ	無税	2021.2.15～3.14
				25 ユーロ/トン	2021.3.15～6.1
			ライ麦	無税	2021.3.15～6.1
		枠外輸出関税		50% (最低 100 ユーロ/トン)	2021.2.15～6.30
⑨可変輸出関税+輸出関税割当	小麦, ライ麦, 大麦, トウモロコシ	可変輸出関税		輸出関税額 [トン当たり] = (指標輸出価格 - 基準輸出価格) × 0.7 *基準輸出価格: 小麦 200 ドル/トン, 大麦・トウモロコシ 185 ドル/トン	国際価格高騰の国内への影響を緩和する恒久的措置であり、輸出関税を財源とする国内助成とセット (穀物ダンパー)
		輸出数量枠 (枠内: 可変輸出関税, 枠外: 50%, 最低 100 ユーロ/トン)		・年度前半 (7.1～12.31): 「数量枠なし可変輸出関税」 ・年度後半 (翌年 1.1～6.30): 「輸出数量枠 + 可変輸出関税」又は「数量枠なし可変輸出関税」	

資料: 各規制の根拠となるロシア連邦政令等から筆者作成。

注(1) 網掛けした①及び③は、規制措置の背景にロシア国内の不作による供給不足懸念があったケース。

注(2) 小麦はいずれもメスリン (小麦とライ麦の混合物) を含む。

注(3) ④以降はユーラシア経済連合 (EAEU) 域外への輸出を対象とする。①～③はロシアの領域外への輸出が対象。

注(4) ⑦は EAEU による措置。それ以外はロシア単独の措置。

注(5) ⑨の内容は、2021 年 7 月以降の恒久的な措置を記述。2021 年 6 月 2 日～30 日の移行的な措置については第 4 図及び本文の関係箇所を参照のこと。

ロシアの穀物輸出規制は、2010 年の穀物輸出禁止措置の経験から、その後は極力制限を抑制する方向で制度が設定・運用されてきた。2021 年の穀物輸出規制が過去の輸出規制と比較してどのような水準にあるか、小麦を例として検討してみたい。

2021 年 2 月以降適用される小麦の輸出関税を、2020 年 10 月～12 月の平均輸出価格 224 ドル/トン (ロシア連邦税関庁の通関統計データベースから筆者計算) を前提として従

価税に換算すると、おおむね以下の税率に相当する。

- ・ 2021年2月15日～28日「25ユーロ/トン」：約13%
- ・ 同3月1日～6月1日「50ユーロ/トン」：約27%
- ・ 同6月2日～可変輸出関税：約8%（指標輸出価格を224ドル/トンとして計算）

これに対し、これまでの輸出関税の水準は第9表のとおりであり、そのうち非従価税を上と同様の方法で従価税に換算すると以下のとおりである。

- ・ 第9表④「15%+7.5ユーロ/トン（最低35ユーロ/トン）」：約19%
- ・ 同⑤上段「課税価格の50%－5,500ルーブル/トン（最低50ルーブル/トン）」：約4%
- ・ 同⑤下段「課税価格の50%－6,500ルーブル/トン（最低10ルーブル/トン）」：実態はほとんどの期間で最低税額の10ルーブルが適用されており0%に近い。

これらを比較すると、2021年に適用される最も高い「50ユーロ/トン」は、第9表②（2008年1月29日～6月30日）の「40%（最低105ユーロ/トン）」（当時は小麦輸出がほぼ停止した）に次ぐ水準であり、輸出をかなり強く抑制する意図がうかがえる。

2021年6月2日以降適用される変動輸出関税については、トン当たりの関税負担は、小麦の場合、平均的な輸出価格と200ドル/トンとの差額の70%になるので、負担の程度は輸出価格の動向次第である。例年、農業年度が始まる7月からしばらくは、小麦価格は国内・輸出とも下がるので、関税負担はあっても軽いと思われるが、価格はその後次第に上昇してくるので、そのとき関税負担がどの程度の水準になり、ロシアの穀物生産者や輸出業者がどのような反応を示すか、注視していく必要があろう。

（3）食品輸入禁止措置の延長

ロシアは、ウクライナ危機に際して欧米諸国から講じられた経済制裁への対抗措置として、2014年から食品輸入禁止措置を発動し、その後対象品目や対象国を増やしながらかこの措置を継続してきた。前回2019年6月の延長で、この措置の適用期限は2020年12月31日までとされていたが、2020年12月に措置が更に1年間延長され、2021年12月31日まで適用することが決定された。前回の延長に引き続き対象国や対象品目に変更はない実施的な単純延長である⁽³¹⁾。対象国は、米国、EU加盟国、カナダ、豪州、ノルウェー、ウクライナ、アルバニア、モンテネグロ、アイスランド、リヒテンシュタイン及び英国であり、対象品目は、食肉（牛、豚、家禽）、水産物、牛乳・乳製品、野菜、果実、塩その他である。

5. おわりに

ロシアは、2018年5月大統領令でプーチン大統領が示した方針の下で農産物の輸出拡大に取り組み始めたが、2020年から2021年にかけては、コロナ禍と経済の低迷という状況下で、食品価格の上昇抑制を目的として、穀物や油糧種子に対する輸出制限の強化に転じた。これまでもロシアの農政あるいは内政の根底には、食料安全保障の確保、より具体

的にはパン等の基礎的な食品の価格・数量両面での安定供給の確保という命題があり、国民生活が向上する中で後景に退いていたが、危機的な状況下でこれが再び前面に出てきた形である。これには、景気低迷下にあって基礎的食品の価格高騰が国民の不満を増幅する事態は避けたいというプーチン大統領の内政的な配慮が強く働いたものと考えられる。しかしながら、内政重視の対応によって穀物等の輸出規制を過度に強化すれば、これまでに築いてきた「穀物輸出大国」としての信頼を損ない、更なる発展の途を狭める結果を自ら招くことになる。そのあたりのバランスを十分考慮した上で輸出規制が運用されていくのか、過度の内政重視から規制強化に傾斜していく事態にならないか、今後の動向を注視していく必要がある。

- 注(1) 第2節の作成に当たっては、金野(2020a)及び(2020b)並びに田畑(2020)を参照した。
- (2) 「農業の成長率」は、総付加価値額の対前年増加率である。正確には他の産業を含む産業区分の数値であり、2019年度のカントリーレポートから「耕種農業及び畜産業、狩猟業並びにこれら部門の関連サービス業」を用いている。
- (3) 当該農水産物輸入禁止措置は、2020年12月にさらに1年間の延長が決定され、2021年12月31日まで適用されることとなっている(第4節(3)参照)。
- (4) ロシアの統計値には、2014年以降はロシアが併合したクリミア(連邦構成主体としてはクリミア共和国及びセヴァストポリ市)の値が含まれている。本稿でロシア連邦全体の数値を示す際には、特に示す場合を除き、2013年以前はクリミアの値を含まず、2014年以降はクリミアの値を含む数値を掲載している。
- (5) 2020年のロシア連邦の小麦の播種面積は、冬小麦1,692万ha、春小麦1,253万haで(いずれもEMISSによる)、冬小麦は対前年6.8%増、春小麦は同2.2%増だった。
- (6) 2020年の穀物の作柄については、スイソエヴァ(2020a)及び同(2020b)並びにガネンコ(2020c)による。
- (7) 2020年のロシア連邦のトウモロコシの播種面積は286万haで(EMISS)、対前年10.1%増だった。
- (8) 2020年の油糧作物の作柄については、スイソエヴァ(2020b)及びガネンコ(2020b)による。
- (9) 2020年のロシア連邦のテンサイの播種面積は927万haで(EMISS)、対前年19.1%減だった。
- (10) 2020年のテンサイの作柄や砂糖をめぐる状況については、スイソエヴァ(2020b)及びガネンコ(2020a)による。なお、砂糖の消費者価格は、2021年2月時点において、2020年12月比では97.6%とやや低下しているが、2020年2月(前年同月)比では164.0%と依然高水準である(ロシア連邦統計庁ウェブサイト)。
- (11) ユーラシア経済連合(EAEU)は、2015年1月に発足した地域経済統合であり、現在の加盟国はロシア、アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン及びキルギスタンの5か国である。共通輸入関税率を備えた関税同盟であり、労働力移動の自由化という共同市場の要素も有している。一方、輸出関税は統一されておらず、輸入関税にも一部不統一が残っており、関税同盟として不完全な面が残ることも指摘されている(金野、2019)。
- (12) いずれも2020年3月31日付けで決定された措置であり、導入の経緯や制度の内容については昨年度のカントリーレポートで報告した。
- (13) 2020年4月から発動されたロシアの穀物輸出クォータの対象4種穀物の、対象期間(4~6月)におけるユーラシア経済連合域外への輸出実績は、直近3年度(2017年の史上最高の豊作を受けて穀物輸出量が急増した2017/18年度を除く2015/16、2016/17及び2018/19年度)の平均で596万トンである。
- (14) 輸出実績がクォータの700万トンを超えている理由としては、クォータ対象外の人道援助に係る輸出などが含まれているためと推測される。輸出実績の数値は、ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」から2021年2月15日にダウンロードしたデータから筆者計算。
- (15) 大豆については、まず2020年5月4日からカザフスタン産大豆について2万トンを限度として同国政府の担当機関の承認の下で域外輸出を許可し(2020年4月21日付けユーラシア経済委員会評議会決定第57号(Решение Коллегии ЕЭК № 57))、さらに6月13日からユーラシア経済連合加盟各国について政府の担当機関の承認の下で大豆の域外輸出を許可した(2020年6月2日付けユーラシア経済委員会評議会決定第71号(Решение Коллегии ЕЭК № 71))。
- (16) ヒマワリ種子の域外輸出許可制の根拠は、2020年6月16日付けユーラシア経済委員会評議会決定第78号(Решение Коллегии ЕЭК № 78)。この許可制についてスイソエヴァは「人為的な禁止措置であった。なぜなら会社はどのように輸出許可を得るのかわからず、当時輸出は実質的に停止したのだから」とのロシアの農業調査会社プロゼルノーのペトリチェンコ代表の発言を紹介している(スイソエヴァ、2020b: 28)。
- (17) ロシアの小麦輸出の中心となる4級普通小麦の生産者(農業組織)販売価格は、2020年7月の11,991ルーブル/トンから同年12月の15,441ルーブル/トンまで28.8%上昇した(数値はEMISS)。
- (18) 2020年12月9日、プーチン大統領とロシア政府関係とのビデオ会議が行われた。第1部の主要議題は「各分野における高度技術の発展」であったが、その中でパトルシェフ農相が2020年の農業と農政の成果について報告を行っており、「農業生産は伸びており、農業政策は成果を上げている」旨を強調したのに対し、プーチン大統領は、「ソ連時代にはどんな風に言っていたか、君は若いから覚えてないだろう。私は覚えてるよ。『ソ連には何でもある。皆に行き渡らないだけだ』って言うてたんだ。でも実際には不足だったから行き渡らなかったんだ。今物が行き渡らないのは、特定の品物について、市場の価格が人々には手が出ないものになっているからだ。この問題は次の会

議で議論しよう。とても重要な問題だ。」と述べた（ロシア連邦大統領府ウェブサイト、出来事 2020 年 12 月 9 日（1））。

引き続き行われた第2部「経済問題に関する会議」では、冒頭発言でこの問題に対するプーチン大統領の論理が明快に示されているので、長くなるが以下に抄訳を掲げる（ロシア連邦大統領府ウェブサイト、出来事 2020 年 12 月 9 日（2））。パラグラフ分けは原文に対応）。

- ・ とても重要で、ロシアの全ての家族にとって敏感な問題を議論しなければならない。それは雇用、所得そして価格、とりわけ基礎的品目の価格だ。
 - ・ 状況はどうなっているか？まず所得。残念ながら今年は下がった。労働市場は供給過剰で、失業率は 4.7-4.8%だったのが 6.8%に上昇した。今は少し下がって 6.3%だ。米国や欧州よりはましだが。
 - ・ 所得と失業はまだ理解できる。国民も、これは客観的な困難によるもので、我が国だけの問題ではないとわかってくれるだろう。
 - ・ 基礎的食品の価格はどうか。これはパンデミックでは説明できない。砂糖はどうか。農業大臣は「国内生産は国内消費をまかなうに十分です」と報告した。ではどうして価格が 71.5%も上がるのか？幸い報告によれば少しは安定してきたようだが。ヒマワリ油はどうか？23.8%上昇し、引き続き上昇中。小麦粉は 12.9%、パスタは 10.5%、パンは 6.3%上昇した。これはなぜだ？
 - ・ もちろん説明はある。国際市場の価格動向と国内価格のそれへの追随、そして輸出可能性の追求だ。
 - ・ 最近のインフレーションは中央銀行の目標を超えている。インフレ率は 4.4%で目標は 4%だ。
 - ・ もちろん客観的な要因も影響している。病気の流行下で企業活動が困難になっていること、そしてルーブル安だ。我々は 10 月の会議でこの問題を議論し、政府がこの問題を注意深く分析する、ということで合意した。
 - ・ 今日には本件に関する提案を詳細に検討しよう。強調したいのは、適用される措置は全て周到に議論されなければならないことだ。措置がビジネスの現在の活動と将来の発展計画に及ぼす影響を考慮しなければならない。
 - ・ そして最も重要なのは国民の利益と福祉だ。だからこそ、決定はバランスの取れたものでなければならず、適時でなければならない。
- (19) ロシア連邦政府は、プーチン大統領とのビデオ会議の翌日（2020 年 12 月 10 日）夕方に「食品の価格動向に関する会議」を開催し、ミシュスティン首相から経済発展省、財務省、農業省及び反独占庁関係閣僚に対応策の提出を指示した（ロシア連邦政府（首相府）ウェブサイト、ニュース 2020 年 12 月 10 日）。これを受けて 12 月 14 日には「副首相との実務会議」（首相、副首相、関係大臣出席）が開催され、まずレシェトニコフ経済発展大臣から対策の全体像が報告された。その概要は以下のとおり（ロシア連邦政府（首相府）ウェブサイト、ニュース 2020 年 12 月 14 日）。
- 【レシェトニコフ経済発展大臣発言概要】
- 大統領の指示と 10 日の会議（食品の価格動向に関する会議）の結果を踏まえ、社会的重要品目（砂糖、ヒマワリ油、パン製品等）の消費者価格抑制のため以下の一連の措置を取る。
- ① 当面の価格安定措置
- ・ 12 月 20 日までに砂糖及び植物油の製造業界団体並びに小売チェーンと協定を結び、これら品目の小売チェーンへの卸売価格の引下げと小売チェーンにおける小売価格の制限を行う。協定は 2021 年第 1 四半期末まで有効とする。協定締結の責任は農業省及び経済発展省が負う。（筆者注：この協定は 12 月 16 日に締結・公表されており（連邦農業省記者発表（2020.12.16））、連邦農業省、連邦産業貿易省、大手流通チェーン及び製造業界団体を当事者として、小売基準価格を砂糖 1kg 当たり 46 ルーブル、ヒマワリ油 1 リットル当たり 110 ルーブルとすること等が合意されている。）
- ② 来年の追加的な価格安定措置
- （砂糖関係）
- ・ 製糖業者に対し原料のテンサイ購入資金に係る低利融資（金利 1～5%）を供与。
 - ・ 来年のテンサイ播種面積の拡大
- （ヒマワリ油関係）
- ・ ヒマワリ種子の国内市場安定対策として、禁止的な輸出関税（税率 30%、ただし最低 165 ユーロ/トン）を導入。適用期間は 2021 年 1 月 9 日～6 月 31 日。政令は 12 月 9 日に署名済み。
 - ・ ヒマワリ油の輸出関税導入を検討中。（筆者注：本稿を執筆した 2021 年 3 月末時点では未決定。）
- （パン、小麦粉関係）
- ・ 穀物の輸出クォータ（1,750 万トン）及び関税（クォータ内 25 ユーロ/トン、クォータ外 50%、ただし最低 100 ユーロ/トン）。適用期間 2021 年 2 月 15 日～6 月 30 日。政令案提出済み。（筆者注：政令は、穀物輸出クォータが 2020 年 12 月 14 日付けロシア連邦政令第 2097 号。輸出関税が同第 2096 号。いずれも公布は 12 月 15 日。）
 - ・ 製粉、製パン業者の支援のため、製粉業者に対しては食用小麦の購入費用、製パン業者に対しては粉の購入費用の一部を助成する。農業省が政令案提出済み。（筆者注：政令は 2020 年 12 月 14 日付けロシア連邦政令第 2095 号。）
- （その他）
- ・ 物価統制措置発動基準の緩和（2008 年政令 530 号では、社会的重要品目について緊急時に 90 日間公定価格を設定できる基準として価格変動幅が「30%」と定められているが、これを政府の判断で「季節変動を除き月間 10%」に変更できるよう所要の法改正を提案。
 - ・ 国際価格の変動に対して国内消費者価格の安定を図るため、変動抑制的な農業支持システムを農業省とともに検討し、年末までに提案。
- (20) ヒマワリ及びナタネの輸出関税引上げは、2020 年 12 月 10 日付けロシア連邦政令第 2065 号（同日公布）に基づく措置。ヒマワリ油の輸出関税賦課は、本稿を執筆した 2021 年 3 月末時点では未決定。
- (21) 大豆の輸出関税賦課は、2020 年 12 月 31 日付けロシア連邦政令第 2397 号（2021 年 1 月 4 日公布）に基づく

- 措置。パルーヒン（2020）は、油脂製造業者団体のロシア油脂連合（Масложировой союз России）が、現状では大豆の国内価格よりも外国市場の価格が高いため輸出が進み原料確保に懸念があるとして、関係省庁に大豆に対する輸出関税（税率20%）の導入を要請したこと、大豆への輸出関税賦課は中国への大豆輸出が多いロシア極東地域にとって不利益となるおそれがあることを述べている。
- (22) ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」（2021年1月31日アクセス）によれば、2020年（1月～12月）における、輸出関税の対象となる「種子用以外的大豆」（HS1201 90 000 0）の平均輸出単価は346ドル/トンである（輸出額361百万ドル、輸出量104万トン）。
- (23) 再導入された穀物輸出規制措置については、2020年12月の決定後、2021年2月までの間に二度も見直しが行われたが、その背景について、レシエニコフ経済発展大臣が2021年2月4日に行ったプーチン大統領への報告（ロシア連邦大統領府ウェブサイト、出来事2021年2月4日）後の記者ブリーフィングで説明している（ロシア連邦政府（首相府）ウェブサイト、ニュース2021年2月4日）。その抜粋は以下のとおり。なお、こうした貿易関連とはいえ農業分野の措置が、パトルシェフ農業大臣や農業担当のアブラムチェンコ副首相が表に出てくることなく、レシエニコフ経済発展大臣主導の下で決定されていることは興味深い。
- ・ 今日我々はどのように状況を見ているか？第1に、我々は昨年末に十分に大規模で複合的な措置を取った。すなわち、ヒマワリ種子と小麦の輸出関税の導入、製粉・製パン企業に対する補助金配分の決定である。
 - ・ しかし、昨年末から今年初めの状況は、既に取った措置が十分でないことを示した。なぜなら、世界市場で食品価格の活発な上昇が始まったからだ。ロシアは世界最大級の穀物輸出国なので、世界価格の上昇が国内の穀物価格の上昇にもなる。このため、政府は大統領の命を受けて追加的な方策を検討した。
 - ・ それが「穀物ダンパー」という仕組みであり、本日大統領に報告して御了解をいただいた。それは大きく二つの方向からなる。第1は、長期的な基礎の上に穀物関税を構築することである。想起しよう。昨年末我々は2月15日から25ユーロ/トンの輸出関税（訳注：小麦の輸出関税）を設定し、2月15日から6月30日まで1,750万トンの穀物輸出クォータを適用することとした（訳注：本稿の「第1の措置」）。年初にはこの措置が十分でないことが判明したために、我々は3月1日から輸出関税（訳注：小麦の輸出関税）を50ユーロに引き上げることとした（訳注：本稿の「第2の措置」）。そうすると、輸出業者や穀物生産者からは6月30日以降はどうなるのか、という疑問が出た。そこで今提案されている変動輸出関税である（訳注：本稿の「第3の措置」）。
 - ・ 穀物ダンパーの第2の部分は、お金を農業に戻すということである。大統領からの指示は、輸出関税として徴収した金は、耕種農業生産者に対する補助金の形で農業に戻すということだった。
- (24) 第1の措置のうち、穀物の輸出数量枠は2020年12月14日付けロシア連邦政令第2097号、穀物に対する輸出関税の賦課は同第2096号による措置。
- (25) 第2の措置としての穀物輸出関税の見直しは、2021年1月23日付けロシア連邦政令第33号に基づく措置。
- (26) ユーラシア経済連合加盟国への輸出を含む総輸出量。ロシア連邦税関庁通関統計データベースから2021年2月15日にダウンロードした数値より筆者計算。
- (27) 第3の措置は、2021年2月6日付けロシア連邦政令第117号に基づく措置。
- (28) 穀物ダンパーの対象穀物のうちライ麦については、輸出関税が賦課されるのは、輸出数量枠が設定された場合の枠外輸出関税（50%、ただし最低100ユーロ/トン）のみであり、可変輸出関税は常にゼロである。なお、種子用の輸出の場合は、いずれの穀物も穀物ダンパーの対象とならない。
- (29) 可変輸出関税のトン当たり税額の連邦農業省による公表・適用は2021年6月2日からだが、指標輸出価格は2021年4月1日から算出・公表を行うものとされている。なお「指標輸出価格」は、原語は「指標価格」（индикативная цена）であるが、内容の理解を助ける観点から筆者が和訳に当たって「輸出」を補った。
- (30) 2022年1月1日～6月30日については、本稿執筆時（2021年3月末）の2021年2月6日付けロシア連邦政令第117号によれば、輸出数量枠が設定された場合には、輸出関税は2021年6月2日～30日と同様（枠内は可変輸出関税、枠外輸出関税は50%（最低100ユーロ/トン））となり、輸出数量枠が設定されない場合は、2021年7月1日～12月31日と同様に可変輸出関税のみが適用されるものと考えられる。
- (31) 今回の食品輸入禁止措置延長は、2020年12月9日付けロシア連邦政令第2054号による。今次延長においては、これまで「EU加盟国」に含まれる形で対象になっていた英国がEU離脱に伴い対象国として個別に規定されるようになったこと以外は特段内容の変更はなかった。

〔引用文献〕

【日本語文献】

- 金野雄五（2019）「ユーラシア経済連合－結合の現段階と一帯一路との関係－」『比較経済研究』第56巻第2号：23-35、比較経済体制学会。
- 金野雄五（2020a）「COVID-19とロシア経済－感染拡大に原油安が追い打ち」『みずほインサイト 欧州』2020年7月7日号、みずほ総合研究所。
- 金野雄五（2020b）「回復が遅れるロシア経済－国産ワクチンを開発も、普及には遅れ」『みずほインサイト 欧州』2020年12月16日号、みずほ総合研究所。

田畑伸一郎（2020）「想定通りの低成長となったロシア経済」『ロシア NIS 調査月報』2020 年 5 月号：2-25, ロシア NIS 貿易会.

【英語文献】

Johns Hopkins University, Coronavirus Resource Center. [<https://coronavirus.jhu.edu/>]（2021 年 3 月 26 日参照）

USEIA (US Energy Information Agency), Cushing, OK Crude Oil Future Contract 1 (Dollars per Barrel) [<http://tonto.eia.gov/dnav/pet/hist/LeafHandler.ashx?n=PET&s=RCLC1&f=D>]（2021 年 1 月 2 日参照）

USDA, PSD Online, Custom Query. [<https://apps.fas.usda.gov/psdonline/app/index.html#/app/advQuery>]（2021 年 3 月 24 日参照）

【ロシア語文献】本文中では「日本語訳の著者名（刊行年）」又は項目末尾に示す【】内の略称で引用。

Бурлакова Е. (2020), Квота на экспорт зерна в новом сезоне может не применяться - Для этого стране надо собрать урожай в 125 млн тон, *Ведомости*, 29.06.2020.（ブルラコヴァ（2020）「穀物の輸出クオータは新年度には適用されないかもしれない―そのためには我が国は 125 百万トン以上を収穫しなければならない」『ヴェドモスチ』（インターネット版）2020 年 6 月 29 日.）

[<https://www.vedomosti.ru/business/articles/2020/06/30/833661-kvota-na-eksport-zerna>]（2021 年 2 月 23 日参照）

Ганенко И. (2020a), Свекловодам выдуло урожай, *Агроинвестор*, 2020.8, С. 44-51.（ガネンコ（2020a）「テンサイ生産者は収穫を吹き飛ばされた」『アグロインヴェストル』2020 年 8 月号：44-51.）

Ганенко И. (2020b), На рынке подсолнечника - неопределенность, *Агроинвестор*, 2020.9, С. 36-42.（ガネンコ（2020b）「ヒマワリ市場には不確実性」『アグロインヴェストル』2020 年 9 月号：36-42.）

Ганенко И. (2020c), Опять почти рекорд – Российский урожай зерна превысит 130 млн тон, *Агроинвестор*, 2020.11, С. 14-21.（ガネンコ（2020c）「再びほぼ記録的に―ロシアの穀物収穫量は 130 百万トンを上回る見込み」『アグロインヴェストル』2020 年 11 月号：14-21.）

ЕМИСС: Единая межведомственная информационно-статистическая система.（省庁間情報統計システム）【EMISS】[<http://www.fedstat.ru/indicators/start.do>]（2021 年 2 月 23 日参照）

Литвинова Е. (2020), Экспортеры зерна начали отказываться от выбранной квоты, *Агроинвестор*, 08.05.2020.（リトヴィノヴァ（2020）「輸出業者は確保したクオータを断り始めた」『アグロインヴェストル』ウェブサイト 2020 年 5 月 8 日.）[<https://www.agroinvestor.ru/markets/news/33672-eksportery-zerna-nachali-otkazyvatsya-ot-vybrannoy-kvoty/>]（2021 年 2 月 23 日参照）

Минсельхоз (Министерство сельского хозяйства РФ), Официальный сайт. [<http://mcx.ru/>] 【ロシア連邦農業省ウェブサイト】

Пресс-служба (16 декабря 2020), Подписаны соглашения о стабилизации цен на сахар и подсолнечное масло.（連邦農業省記者発表（2020.12.16）「砂糖及びヒマワリ油の価格安定に関

する協定に署名」[<https://mcx.gov.ru/press-service/news/podpisany-soglasheniya-o-stabilizatsii-tsen-na-sakhar-i-podsolnechnoe-maslo-61305/>] (2021年2月23日参照)

Полухин А. (2020), Сое закрывают границу · Переработчики призывают установить пошлину на экспорт, *Коммерсантъ*, 02. 12. 2020. (パルーヒン (2020)「大豆には国境が閉ざされるー加工業者は輸出関税設定を要請」『コメルサント』(インターネット版) 2020年12月2日.)

[<https://www.kommersant.ru/doc/4595418>] (2021年2月23日参照)

Правительство России, Официальный сайт. 【ロシア連邦政府(首相府)ウェブサイト】(2021年2月23日参照)

Новости, 10 декабря 2020 года, «Совещание о динамике цен на продовольственные товары» (ニュース 2020年12月10日「食品の価格動向に関する会議」)

[<http://government.ru/news/41085/>]

Новости, 14 декабря 2020 года, «Оперативное совещание с вице-премьерами» (ニュース 2020年12月14日「副首相との実務会議」) [<http://government.ru/news/41107/>]

Новости, 4 февраля 2021 года, «Брифинг Министра экономического развития Максима Решетникова» (ニュース 2021年2月4日「マクシム・レシエトニコフ経済発展大臣記者ブリーフィング」) [<http://government.ru/news/41461/>]

Президент России, Официальный сайт. 【ロシア連邦大統領府ウェブサイト】(2021年2月23日参照)

События, 9 декабря 2020 года, «Совещание с членами Правительства» (出来事 2020年12月9日 (1)「政府メンバーとの会合」) [<http://www.kremlin.ru/events/president/news/64623>]

События, 9 декабря 2020 года, «Совещание по экономическим вопросам» (出来事 2020年12月9日 (2)「経済問題に関する会合」) [<http://www.kremlin.ru/events/president/news/64624>]

События, 4 февраля 2021 года, «Рабочая встреча с Министром экономического развития Максимом Решетниковым» (出来事 2021年2月4日「マクシム・レシエトニコフ経済発展大臣との実務的会合」) [<http://www.kremlin.ru/events/president/news/64965>]

Росстат (Федеральная служба государственной статистики), Официальный интернет-портал Федеральной службы государственной статистики. [<http://www.gks.ru/>] 【ロシア連邦統計庁ウェブサイト】(2021年2月23日参照)

Росстат (2021), Производство продукции животноводства и численность скота в хозяйствах всех категорий за январь-декабрь 2019 года. (ロシア連邦統計庁 (2021)「全類型の農業生産主体における2020年1月-12月の畜産物生産と家畜頭数」.)

Сысоева И. (2020a), Маржа в початках, *Агроинвестор*, 2020.11, С. 46-52.

(スイソエヴァ (2020a)「穂の中に利潤が」『アグロインヴェストル』2020年11月号: 46-52.)

Сысоева И. (2020b), Цены выросли, а доход под вопросом, *Агроинвестор*, 2020.12, С. 26-32.

(スイソエヴァ (2020b)「価格は上がったが収入は？」『アグロインヴェストル』2020年12月号: 26-32.)

Указ Президента Российской Федерации от 07.05.2018 № 204 “О национальных целях и

стратегических задачах развития Российской Федерации на период до 2024 года“ (2018 年 5 月 7 日付けロシア連邦大統領令「2024 年までのロシア連邦の国家目標と戦略的課題について」.)【2018 年 5 月大統領令】

Центральный Банк Российской Федерации, Официальный сайт. [<https://www.cbr.ru/>] 【ロシア連邦中央銀行ウェブサイト】(2021 年 1 月 2 日参照)

Федеральная таможенная служба РФ, Официальный сайт. [<https://customs.gov.ru/>] 【ロシア連邦税関庁ウェブサイト】(2021 年 2 月 15 日参照)

Федеральная таможенная служба РФ, База данных таможенной статистики внешней торговли. [<http://stat.customs.ru/apex/f?p=201:2:672649820124882::NO>]

【ロシア連邦税関庁「通関統計データベース」】(2021 年 2 月 15 日参照)

Федеральная таможенная служба РФ, Таможенная статистика внешней торговли Российской Федерации. 【ロシア連邦税関庁「通関統計」】

Шокурова Е. (2021), Эксперты: в России вырастут цены на яйца и курицу, *Агроинвестор*, 17.02. 2021. (Шюクロヴァ (2021)「専門家：ロシアでは鶏卵と鶏肉の価格が上がる」『アグロインヴェストル』ウェブサイト 2021 年 2 月 17 日.) [<https://www.agroinvestor.ru/analytics/news/35304-eksperty-v-rossii-vyrastut-tseny-na-yaytsa-i-kuritsu/>] (2021 年 2 月 23 日参照)

2021（令和3）年 3月31日 発行

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第5号

令和2年度カントリーレポート EU（農産物貿易政策等，持続可能性確保と
経済復興・成長に向けた取組，フランス），
英国，ロシア

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600
